

すみだ子育て・子育て応援宣言

墨田区次世代育成支援行動計画

墨田区子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月
【平成30年2月改訂】

墨 田 区

すみだの子どもたちの明るい未来のために

「すみだ子育て・子育て応援宣言 墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」は、地域における子育て力の低下や保育所等への待機児童の増加など、子どもを取り巻く多くの課題に対応するとともに、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」を、その実施主体である区が知恵と工夫を凝らして推進するための計画です。

平成26年度に策定した現行の計画では、妊娠・出産からの切れ目のない子育て支援策をはじめ、要保護児童対策、青少年対策等多くの事業を掲げ、また、平成31年度までの教育・保育施設等の量の見込みとその確保策を定めています。

計画策定から3年が経過し、子育て世帯の人口増に伴い、本区の児童数は増加傾向にあるほか、女性の社会進出等による夫婦共働き世帯数も、推計を上回る増加傾向が見受けられるなど、子育てを取り巻く環境が変化していることから、この度、計画の改訂を行うこととしました。

具体的には、子どもの最善の利益を尊重するという基本理念を維持しながら、急速に進む社会情勢の変化に的確に対応できるよう、平成28年度に実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果も参考に、教育・保育の確保量等を見直しました。

また、改訂にあたっては、教育・保育等の各分野で活躍されている方々や公募による区民の方などで構成する「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会 墨田区子ども・子育て会議」をはじめ、広く区民・事業者の皆様からご意見等を伺い、検討を重ねてきました。ご協力いただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。

区では、すべての子育て家庭を地域全体で見守り、応援していくという熱い想いを込めて、区民・事業者の皆様と連携・協力しながら、幼児期における質の高い教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業等を、より一層、総合的に実施してまいります。

そして、すみだの将来を担う子どもたちが、すみだに愛着と誇りを持ち、夢や希望を抱いて成長していけるよう、計画の着実な推進を図っていきたいと考えておりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成30年2月

墨田区長 山本 亨

すみだ子育て・子育て応援宣言によせて

子ども・子育て支援新制度は、社会全体で子ども・子育てを支える社会保障制度です。この目的は次の3点です。

- 支援の量を拡充すること。
- 支援の質を向上させること。
- 仕事と子育ての両立を支援すること。

墨田区では、この新制度を受けて次世代育成支援行動計画推進協議会に加え、「墨田区子ども・子育て会議」を発足し、活発な議論を行ってきました。その中から生まれた墨田区の基本目標は次の5点です。

- 子どもの最善の利益を優先します。
- 保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します。
- 困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします。
- 地域の子育て力及び連携を強化します。
- ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します。

この基本目標を踏まえ、墨田区では新制度の目的を達成すべく計画に沿って様々な取り組みを行ってきました。支援の量の拡充の面では、待機児童解消に向けた取り組みなど、支援の質の向上の面では、公立・私立、保育所・幼稚園合同での「協同的な学びプロジェクト」など、仕事と子育ての両立支援の面では、病児・病後児保育や学童クラブの充実等々に取り組むとともに、公募委員など区民の声も生かした取り組みも積極的に行ってきました。

これらの取り組みのうち、「協同的な学びプロジェクト」については、多方面の関係者から評価され、私もこの内容について各所で紹介させていただいております。今後とも先進的な取り組みを期待しております。

このたび、改めて人口増などをを受けてニーズ調査を行いました。ニーズ調査の結果を踏まえ、新たな計画を策定しました。課題は山積ですが、一つ一つ解決していくことが重要です。その課題解決のためには、区のみならず関係機関や区民と一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

子育ての第一義的な責任は家庭にあります。社会はそれをしっかりと支える役割があります。とても子育ての困難な時代です。墨田区という地域がしっかりとしたネットワークを形成し、みんなが子ども及び子育て家庭をサポートしていくことが、これからの時代、ますます重要になります。この墨田区の計画が、一人一人の子どもや一人一人の保護者のみなさんにとって、よりよいものとなるように願っております。また、墨田区の子育て環境の向上は、この計画で終了ではなく、これからもたくさんの声を踏まえて、よりよいものにしていく必要があります。多くの方がこの取り組みに関心を持ち、ご意見をいただければ幸いです。

平成30年2月

墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議会長

大豆生田 啓友

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨等	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画策定体制と策定方法	4
第2章 墨田区における子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 児童数の推移	8
2 出生数と合計特殊出生率	10
3 就業率	11
4 教育・保育施設の現状	12
5 保育所の待機児童数	14
6 学童クラブの状況	16
7 子育て家庭の状況	17
8 子どもの人口の将来推計	27
第3章 基本理念と施策の体系	29
1 基本理念	30
2 5年後の将来像	30
3 基本目標	32
4 施策の体系	34
5 計画事業一覧	36
第4章 施策の展開	43
基本目標① 子どもの最善の利益を優先します	44
方向性（1） 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実	44
方向性（2） 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備	51
方向性（3） 子どもの心とからだの健康づくりの促進	57
基本目標② 保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します	63
方向性（1） 親と子の健康づくりの促進	63
方向性（2） 子育て支援サービスの充実	69
方向性（3） 認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上	76
基本目標③ 困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします	84
方向性（1） ひとり親家庭等への支援	84
方向性（2） 障害のある子どもの発達と成長支援	88
方向性（3） 保護が必要な子どもとその家庭への支援	94
方向性（4） 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援	97
基本目標④ 地域の子育て力及び連携を強化します	100
方向性（1） 親同士のつながりと子育て力の育成	100
方向性（2） 地域の子育て力の育成と協働	103
方向性（3） 企業等の子育て力との協働	108

方向性（４） 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築	110
方向性（５） 子どもの安全・安心を守るための環境の整備	114
基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します	117
方向性（１） ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進	117
方向性（２） 子育てにやさしいまちづくりの推進	121
方向性（３） 子育て家庭の視点に立った情報の発信	124
第５章 子ども・子育て支援事業計画	127
1 教育・保育の提供区域の設定	128
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	130
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	140
第６章 計画の推進体制	153
1 計画の推進	154
2 計画の進捗管理	154
資 料 編	155
専門委員会報告書	156
計画事業の詳細資料	187
参考資料	211

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

これまでの少子化対策では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。

墨田区においては、「子どもと親と地域が共に育ち、世代を結ぶまち すみだ」を基本理念とし、平成 17 年に「すみだ子育て・子育て応援宣言―墨田区次世代育成支援行動計画―」を策定して、次世代育成支援対策を推進してきました。

国全体の出生率は低下傾向にあり、少子化は進行しつつあるものの、墨田区においては子育て世帯が増加していることから、実効性のある子ども・子育て支援施策が求められています。

家庭や地域における子育て環境も従来とは変化しており、仕事と子育てを両立できる環境整備や、待機児童の解消等を図っていく必要があります。

また、子育てに不安や孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況もあります。

このような状況に対し、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。

それらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格的にスタートするにあたり、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援の充実を図るため、区市町村において「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

また、平成 26 年 4 月には、平成 27 年 3 月までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月まで 10 年間延長されました。

墨田区においても、「墨田区次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度からの 5 年間の計画の下、事業を進めてきました。

平成 29 年度に本計画期間の中間年を迎える中、目標となる平成 31 年度に向けて、子ども・子育て支援に関する施策をより総合的かつ実効性をもって推進していくため、策定後の人口動向や保育需要等の動向を踏まえつつ、「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の中間の見直しを行うことといたしました。

中間の見直しを行うにあたり、子ども・子育て支援ニーズ調査を実施しました。就学前の子どもをもつ保護者からは、教育・保育事業の更なるニーズがみられ、小学生の子どもをもつ保護者からは、児童館や放課後の学童クラブへのニーズの高まりがみられました。

この計画の中間の見直しでは、現在墨田区が抱える待機児童問題、在宅子育て支援、放課後対策について重点的に検討し、子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまちに向けて環境整備に取り組んでまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条による区市町村行動計画として、次世代育成支援対策を内包するものとして策定するとともに、墨田区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。

また、「子ども・子育て支援法」の第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条による子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めるものです。

さらには、地域福祉計画との整合性を図りながら、子ども・子育て施策の総合的で一体的な推進を進めていくものです。

【次世代育成支援対策推進法】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

（次世代育成支援対策地域協議会）

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

【子ども・子育て支援法】

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

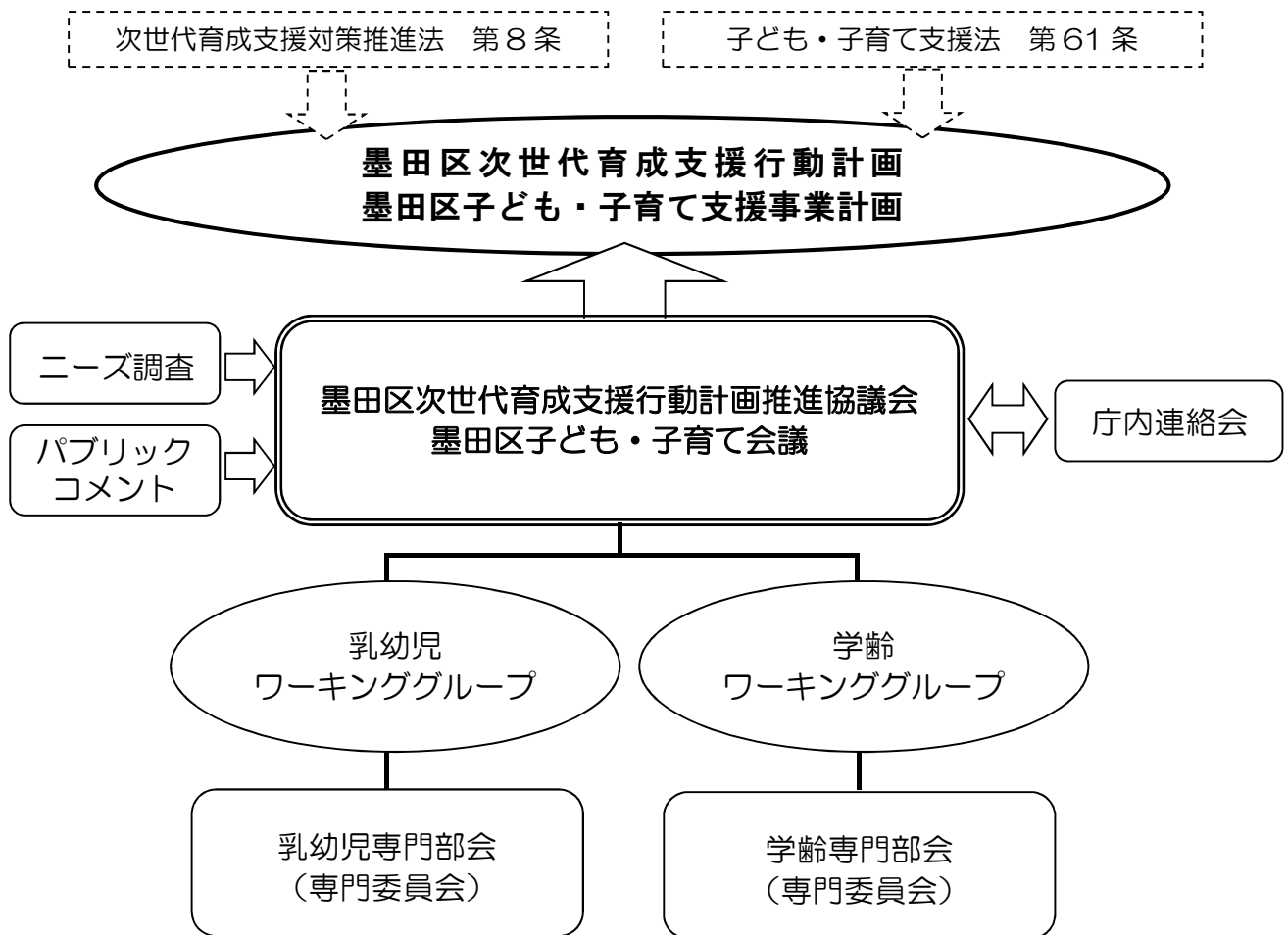
平成 27 年 3 月に策定した本計画の計画期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間となっています。

今回策定する計画は、平成 31 年度までの 5 年間の計画の中間年の見直しとし、見直した計画は平成 30 年度から実施いたします。

4 計画策定体制と策定方法

(1) 計画の策定体制

次世代育成支援対策推進法第 21 条や子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、学識経験者や関係団体の代表者のほか、公募による保護者（区民）など 30 名から構成される「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」を設置し、その下部組織として「乳幼児ワーキンググループ」と「学齢ワーキンググループ」を設置しました。さらに、必要に応じてそれぞれのワーキンググループに「専門部会」を設け、それぞれの会議で計画内容等を協議・検討し、庁内連絡会等での検討も踏まえて策定しています。また、会議及び会議録を公開し、ホームページ等を活用して情報提供を図るなど、区民に開かれた審議を進めています。



(2) 区民との協働

本計画の策定にあたっては、パブリックコメントを平成 29 年 12 月に実施し、広く区民の意見を伺いながら、「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」や庁内での検討も踏まえ、計画策定を進めました。

(3) ニーズ調査

本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、平成 29 年 2 月に集計結果報告書としてとりまとめました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。

対 象 者	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前の子どもの保護者	2,000	1,099	55.0%
小学生の保護者	1,500	729	48.6%
成人前	633	435	68.7%
高校生等	300	102	34.0%
中学 2 年生	333	333	100.0%
総 計	4,133	2,263	54.8%

(4) インタビュー調査

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査では十分に把握が難しい意見を把握するため、学童クラブ指導員・P T A、高校生、障害のある子どもをもつ保護者に対してインタビュー調査を実施しました。

学童クラブ指導員・P T Aの方に対しては、子どもの育ちを支える立場としての意見を聞きました。

高校生に対しては、基本的な内容は成人前本人のニーズ調査と重複しますが、基本理念「子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ」を実現する観点から、夢や悩んでいることなどについて直接聞きました。

障害のある子どもをもつ保護者の方に対しては、ニーズ調査では対象者が少数となるため、直接意見を聞きました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を検討するための参考としました。

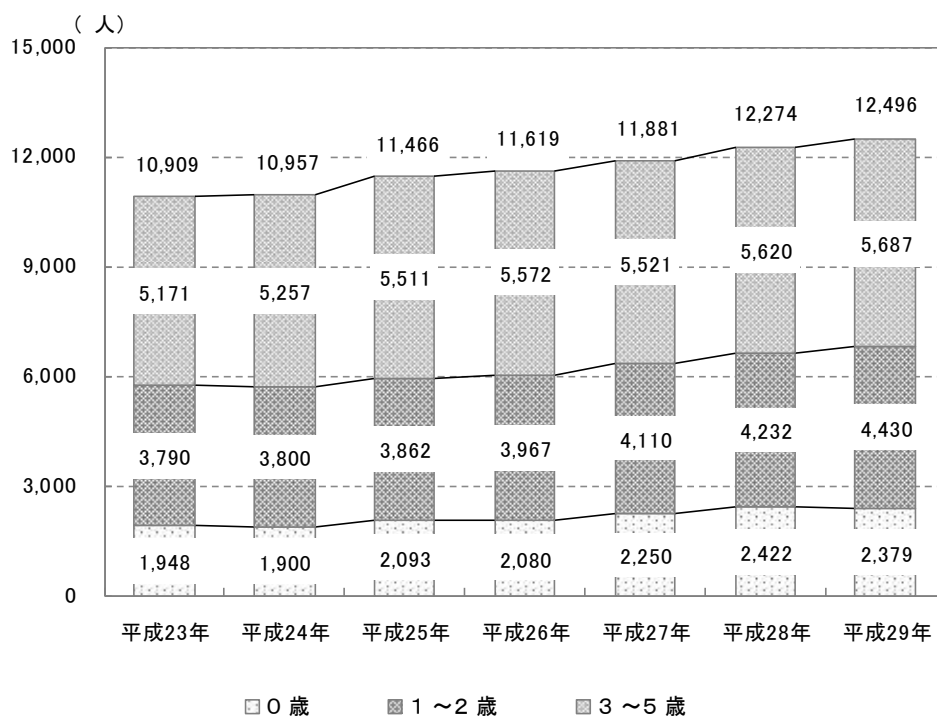
第2章 墨田区における子ども・子育てを 取り巻く現状

1 児童数の推移

(1) 未就学児童

平成 24 年以降の未就学児童の推移をみると、0 歳、1～2 歳、3～5 歳のいずれも年々増加傾向にあります。

【未就学児童数の推移】



※平成 24 年 7 月 9 日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成 25 年以降の数値は日本人と外国人を合わせたものである。

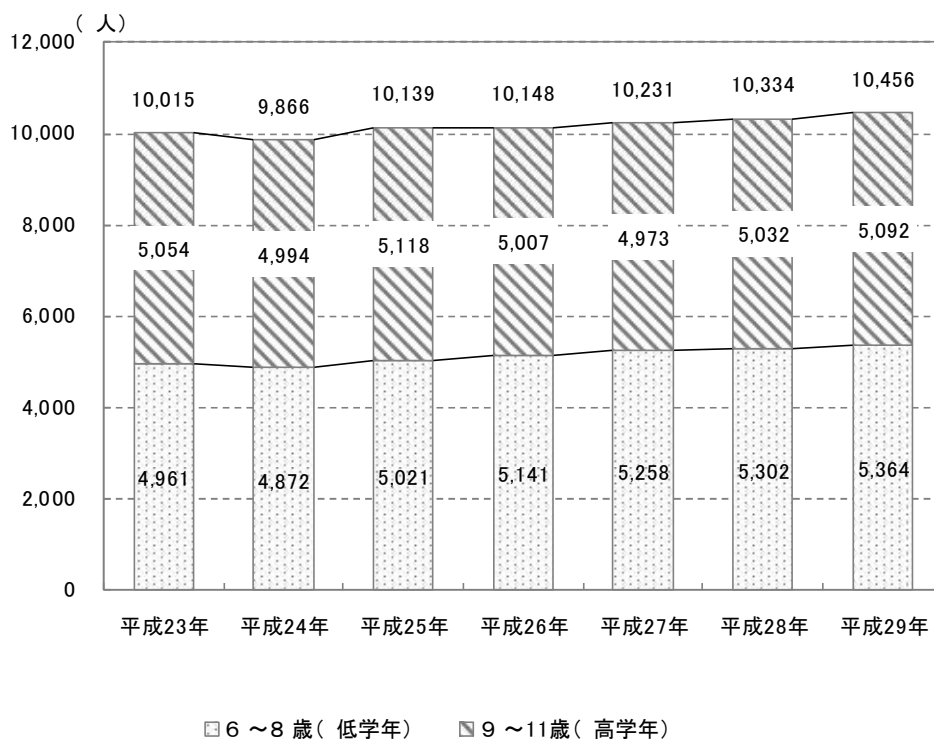
(各年 4 月 1 日現在)

資料：窓口課

(2) 就学児童

平成24年以降の就学児童の推移をみると、全体で10,000人前後で推移しています。また、6～8歳の低学年と、9～11歳の高学年ともに5,000人前後で推移しています。

【就学児童数の推移】



※平成24年7月9日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降の数値は日本人と外国人を合わせたものである。

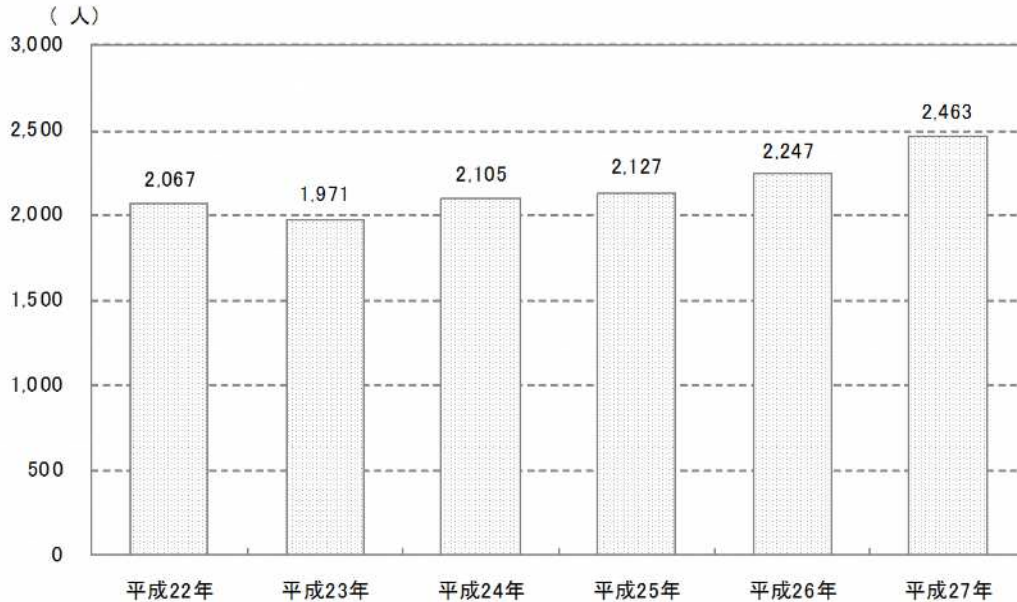
(各年4月1日現在)

資料：窓口課

2 出生数と合計特殊出生率

(1) 出生数

平成 22 年以降の出生数は、2,000 人前後で推移していましたが、平成 27 年は近年で最も多い 2,463 人となっています。

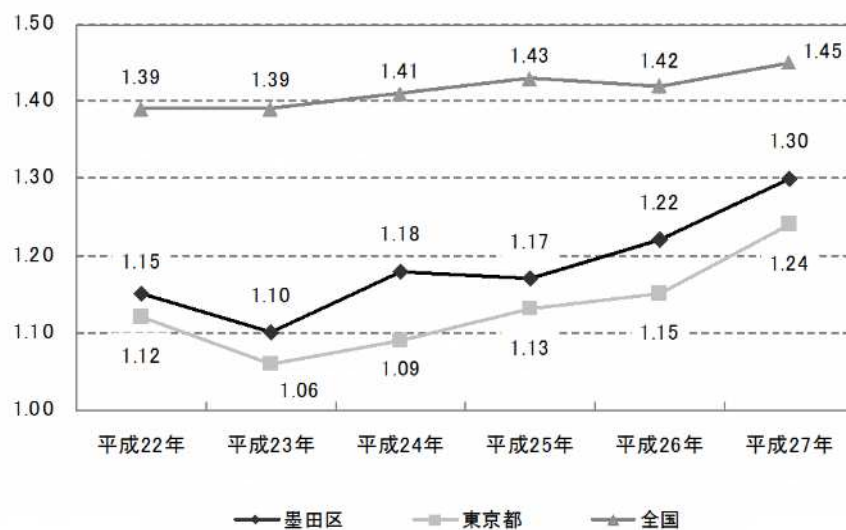


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国と比べると低い数値となっていますが、東京都と比べると高い水準にあり、平成 27 年は近年の中で最も高く 1.30 となっています。

【合計特殊出生率の推移】

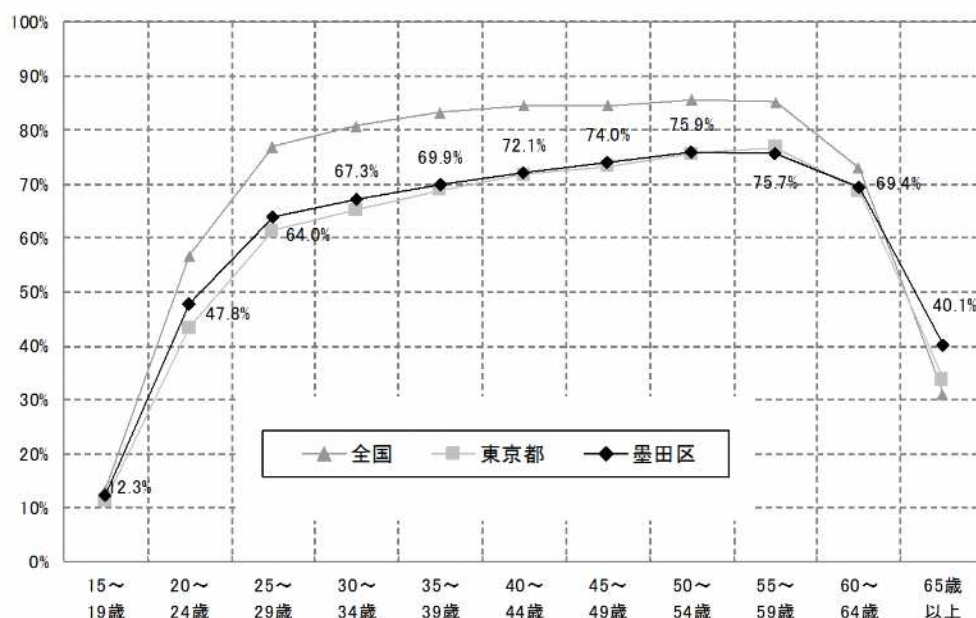


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

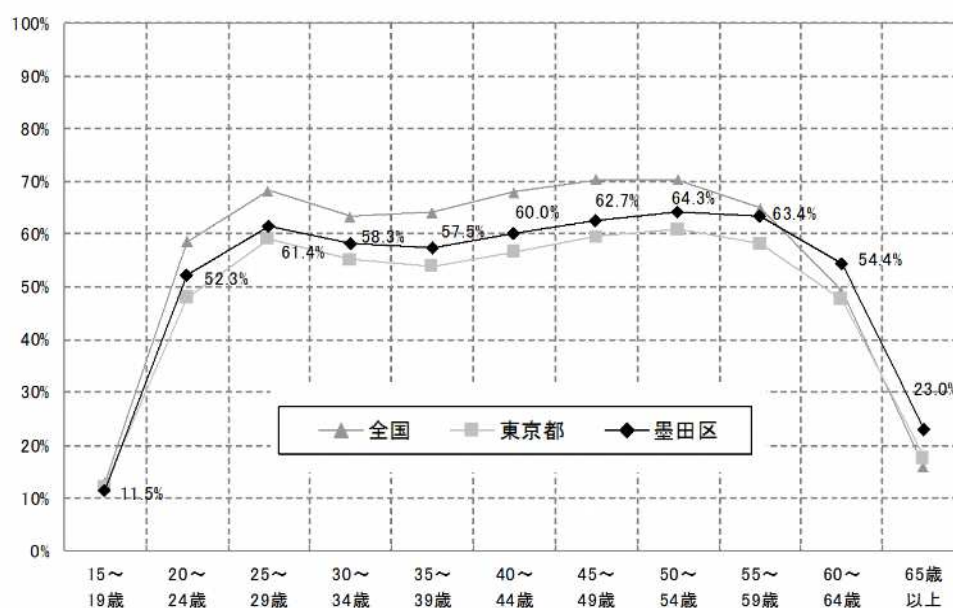
3 就業率

就業率を墨田区、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね全国を下回っていますが、ほぼ東京都と同じような数値となっています。女性は、全体として緩やかな M 字型の状況にあり、おおむね東京都と全国の中間の数値となっていますが、60 歳以降では全国を上回っています。

【男性の就業率（平成 27 年）】



【女性の就業率（平成 27 年）】



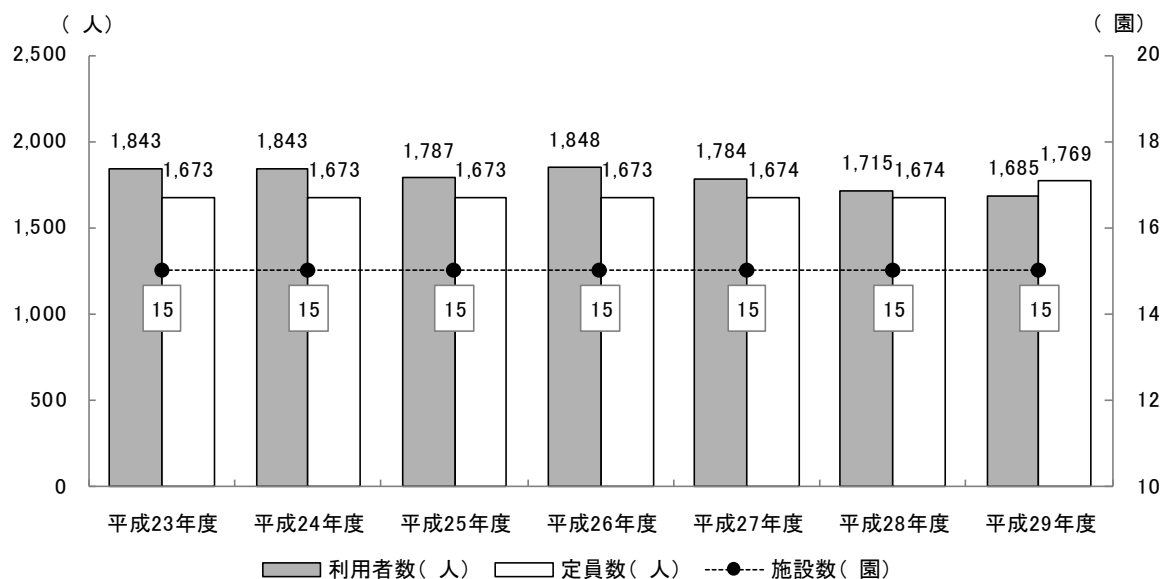
資料：平成 27 年国勢調査

4 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の定員・利用者数・施設数の推移

幼稚園は近年 15 園で推移し、定員及び利用者数はいずれも横ばい傾向にあります。

【幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移】



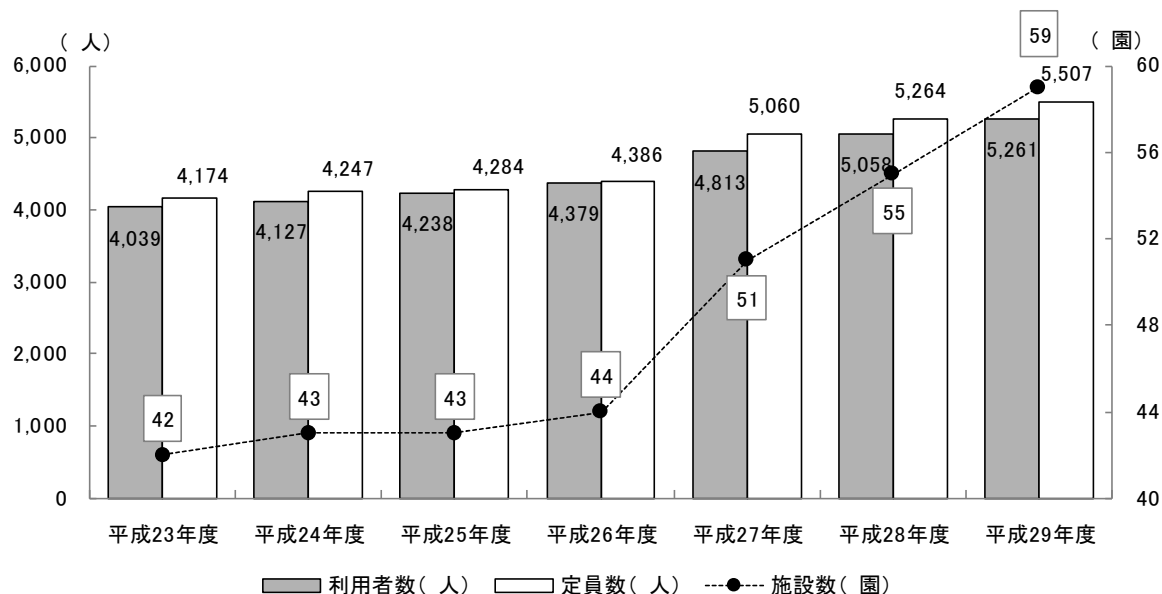
(各年度 5 月 1 日現在)

資料：子ども施設課

(2) 認可保育所（幼保連携型認定こども園含む）の定員・利用者数・施設数の推移

認可保育所は、ここ数年で施設数が徐々に増え、それに伴い利用者数、定員数ともに増加傾向にあります。

【認可保育所の定員・利用者数・施設数の推移】



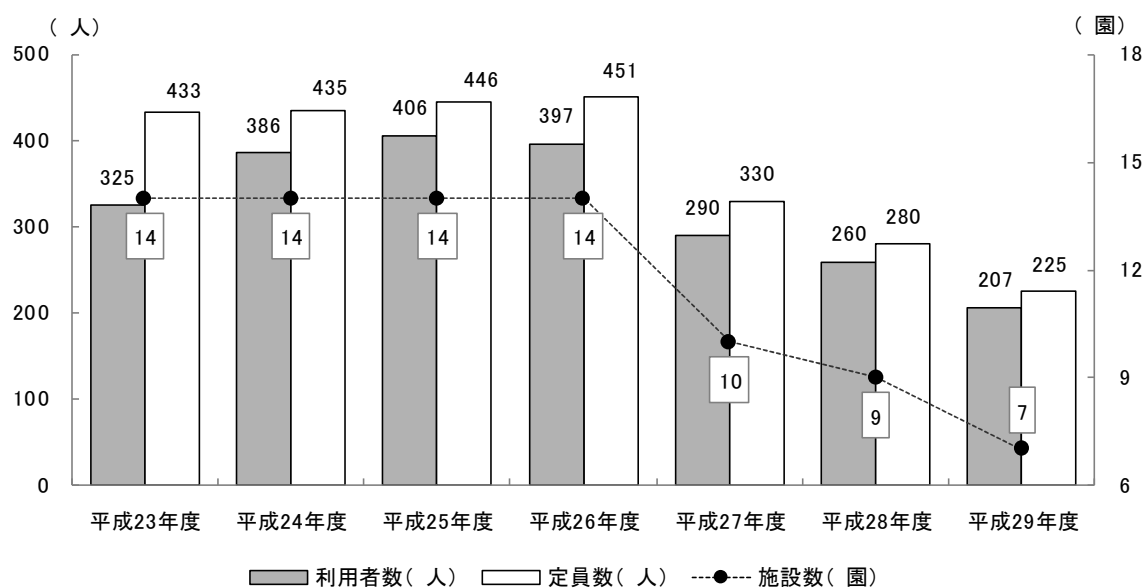
(各年度 4 月 1 日現在)

資料：子ども施設課

(3) 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移

認証保育所は認可保育所への移行等に伴い、ここ数年で施設数が徐々に減少し、それに伴い利用者数、定員数ともに減少傾向にあります。

【認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移】

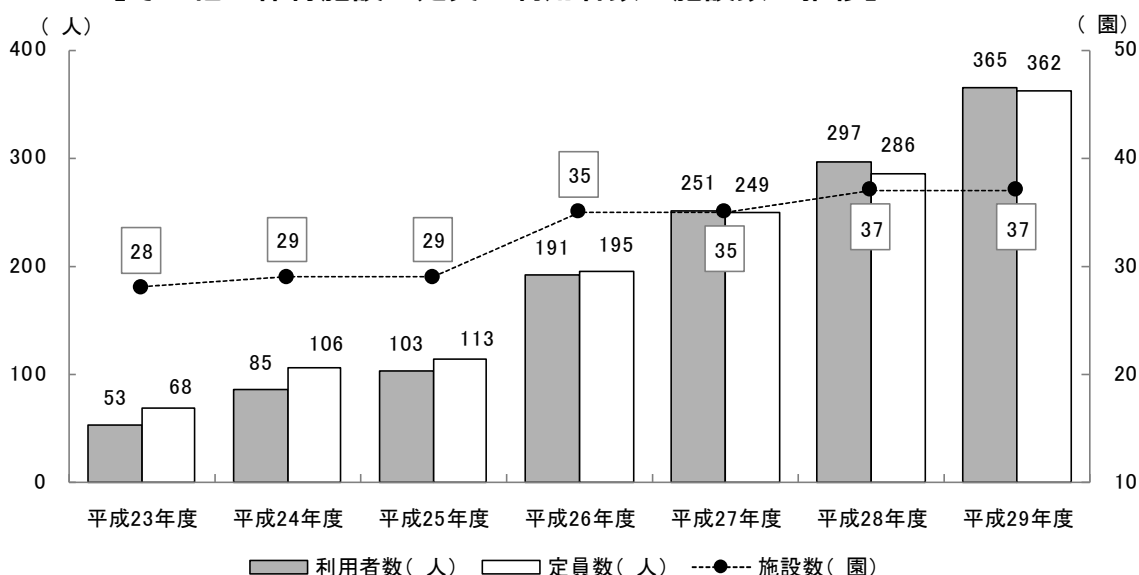


(各年度4月1日現在)
資料：子ども施設課

(4) その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移

家庭的保育、定期利用は平成23年度以降、施設数が増加したことに伴い、定員数が増え、利用者数も増加傾向にあります。

【その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移】



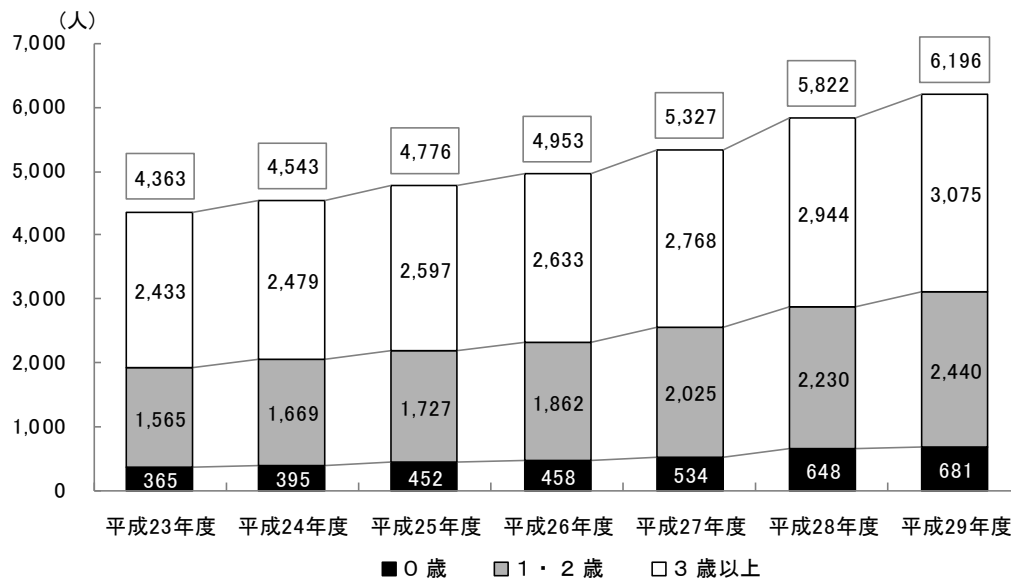
(各年度4月1日現在)
資料：子ども施設課

5 保育所の待機児童数

(1) 認可保育所の申込み者数の推移

認可保育所の申込み者数は、年々増加傾向にあり、平成28年度と比較すると374人増え、平成29年度には6,196人となっています。

【認可保育所の申込み者数の推移】



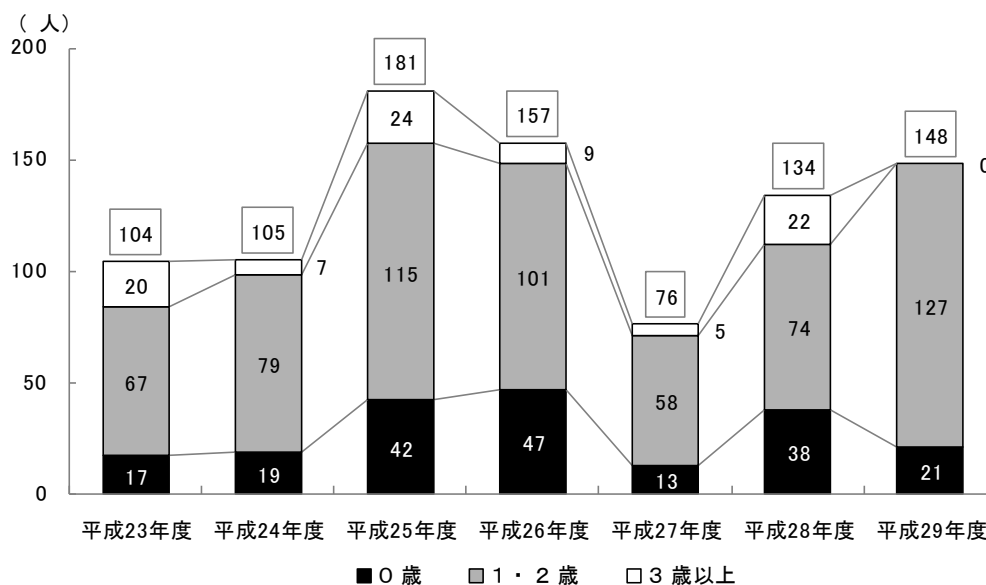
(各年4月1日現在)

資料：子ども施設課

(2) 待機児童数の推移

待機児童は近年、100人から200人前後で推移していますが、その年によってばらつきがあります。ただし、いずれの年も1・2歳に多くの待機児童がいます。

【待機児童数の推移】



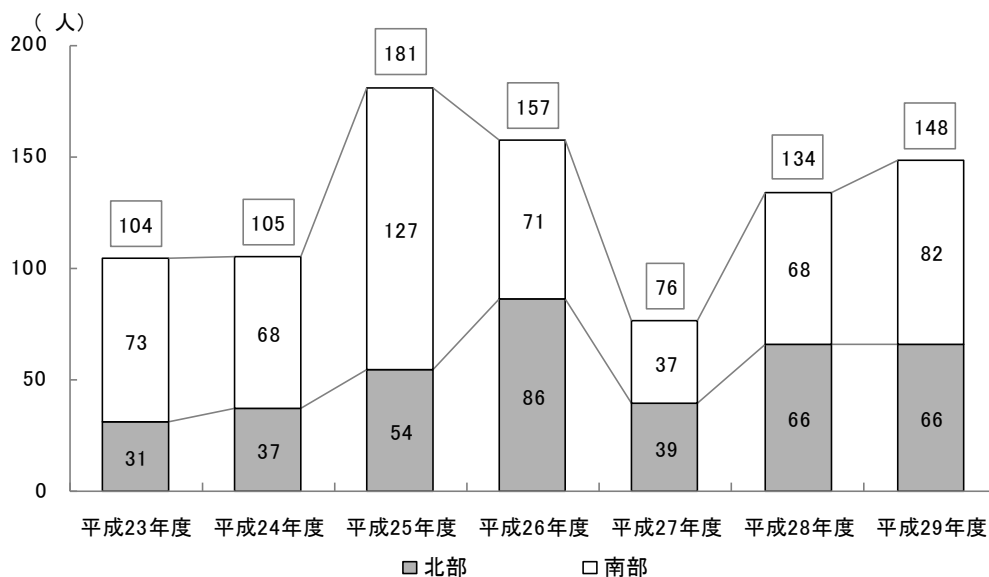
(各年度4月1日現在)

資料：子ども施設課

(3) 地域別の待機児童数の推移

待機児童を南北別でみると、平成 23 年度と比較して、平成 27 年度に減少がみられるものの、全体的に南北とも増加傾向にあります。

【地域別の待機児童数の推移】



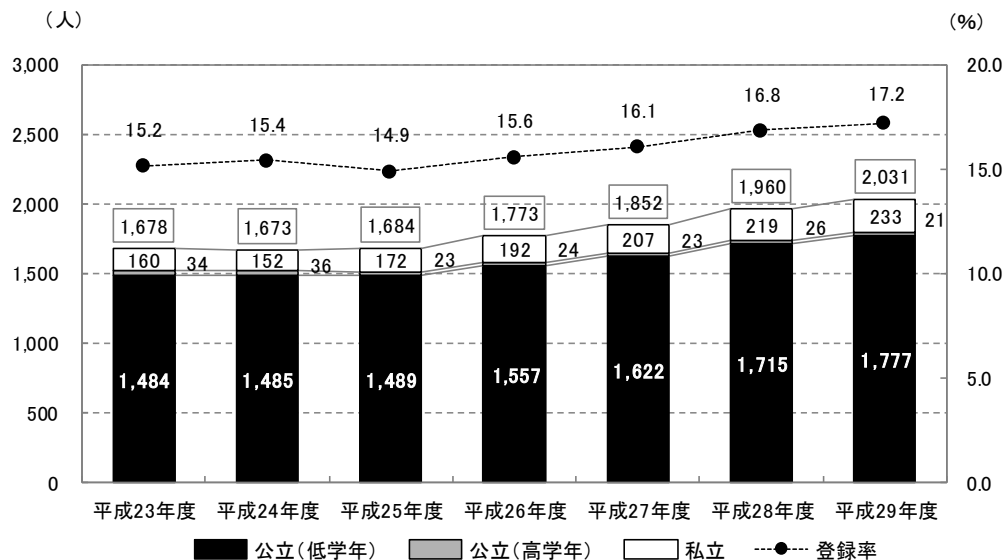
(各年度 4 月 1 日現在)
資料：子ども施設課

6 学童クラブの状況

(1) 学童クラブの在籍数の推移

学童クラブの在籍数は、緩やかな増加傾向にあり、平成 29 年度には 2,031 人となっています。また、公立学童クラブの低学年の在籍数は 1,500 人から 1,700 人前後で推移し、全児童数に占める登録率は平成 29 年度に 17.2%となっています。

【学童クラブの在籍数の推移】



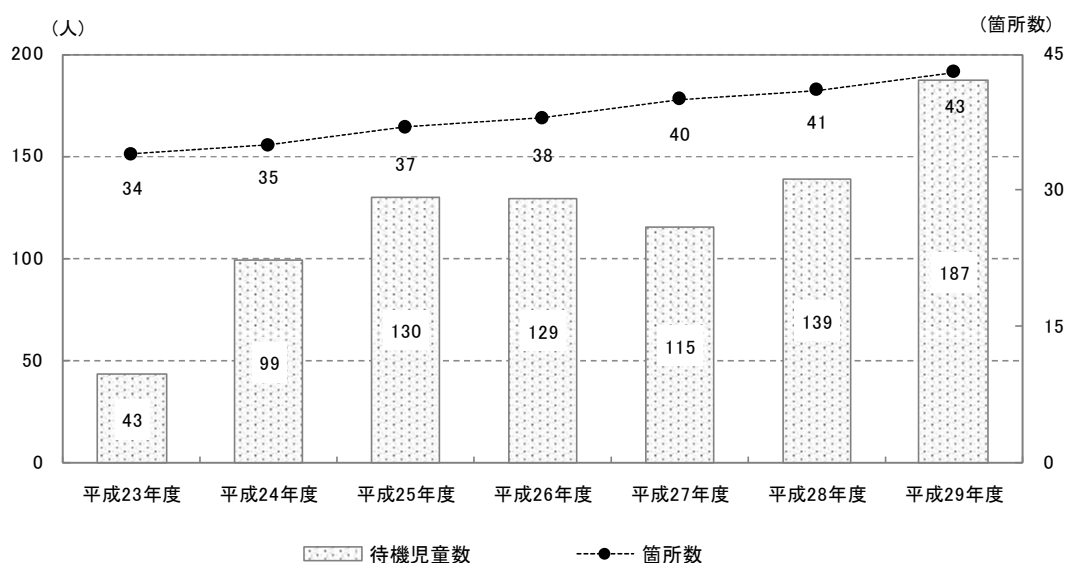
(各年度 4 月 1 日現在)

資料：子育て政策課

(2) 学童クラブの待機児童数と箇所数の推移

学童クラブの箇所数は増加傾向にあり、平成 29 年度には 43 か所となっています。箇所数が増加したことにより定員数も増えていますが、待機児童数はここ数年で急増し、平成 29 年度には 187 人となっています。

【学童クラブの待機児童数と箇所数の推移】



(各年度 4 月 1 日現在)

資料：子育て政策課

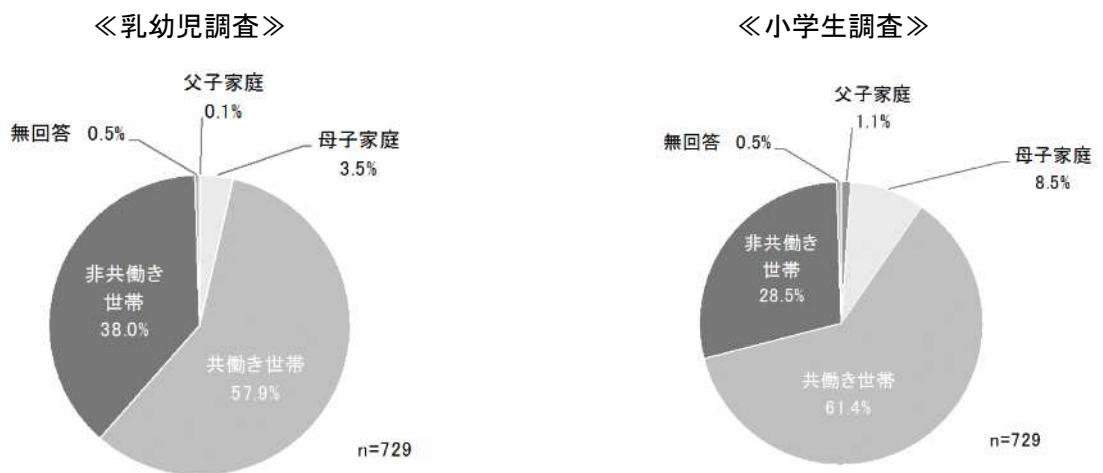
7 子育て家庭の状況

(1) 家族類型

乳幼児の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 57.9%で前回調査の 52.0%から 5.9 ポイント増加し、「非共働き世帯」が 38.0%と前回調査の 40.5%から 2.5 ポイント減少となり、乳幼児の家庭類型における共働き世帯の増加が顕著になっています。

小学生の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 61.4%と前回調査の 59.3%から 2.1 ポイント増加し、「非共働き世帯」は 28.5%と前回調査の 26.3%から 2.2 ポイント増加しています。

【各世帯の家族類型】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

（２）母親の就労状況

乳幼児の母親の現在の就労状況は、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が 35.0%と最も多く、前回調査の 40.2%から 5.2 ポイント減少しました。次いで「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」が 32.5%で、前回調査の 26.7%から 5.8 ポイント増加、「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」が 14.9%と前回調査の 11.4%から 3.5 ポイント増加しています。

小学生の母親は、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」が 37.1%と最も多いものの、前回調査の 40.7%から 3.6 ポイント減少しています。次いで「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」が 32.1%で前回調査から 3.5 ポイント増加しています。さらに、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が 24.3%と前回調査から 1.3 ポイント増加しています。

乳幼児の母親も小学生の母親も、フルタイムで働いている母親の割合はそれぞれ前回調査から増加しています。

また、上記のとおり、乳幼児の母親の働いていない割合も減少していることから、総じて働いている母親が増えていることが顕著な状況です。パート・アルバイトは小学生の母親の方が高い割合を占めています。

【母親の就労状況】

※前回調査は平成 26 年 3 月、今回調査は平成 29 年 2 月に実施したもの。記載数値はすべて%で表記。	乳幼児調査		小学生調査	
	前回	今回	前回	今回
フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）	26.7	32.5	28.6	32.1
フルタイム（産休・育休・介護休業中）	11.4	14.9	0.9	0.7
パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）	17.6	14.2	40.7	37.1
パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中）	1.3	0.9	1.3	0.8
以前は働いていたが、現在は働いていない。	40.2	35.0	23.0	24.3

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査集計結果報告書」
（平成 26 年 3 月）

(3) 保護者の子育てに対する意識

乳幼児の保護者は、子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」との回答が49.5%で最も多いものの、前回調査から16.6ポイントの大幅な減少が見られました。

次いで「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」が44.0%、「心配することの方が多い」が4.8%などとなっています。

小学生の保護者は、「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が55.1%で最も多くなっています。前回調査では59.2%と、最も多くの回答があった「楽しいと感じることの方が多い」が31.3%で、27.9ポイントの大幅な減少となっています。次いで「心配することの方が多い」が11.9%となっています。

【保護者の子育てに対する意識】

※前回調査は平成26年3月、今回調査は平成29年2月に実施したものの。記載数値はすべて%で表記。回答上位3項目を記載。	乳幼児調査		小学生調査	
	前回	今回	前回	今回
楽しいと感じることが多い	66.1	49.5	59.2	31.3
楽しいと感じることと心配する(※つらいと感じる)ことが同じくらい	29.3	44.0	34.1	55.1
心配する(※つらいと感じる)ことの方が多い	2.7	4.8	2.2	11.9

※ 平成26年3月調査においては、回答選択肢を「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」としています。

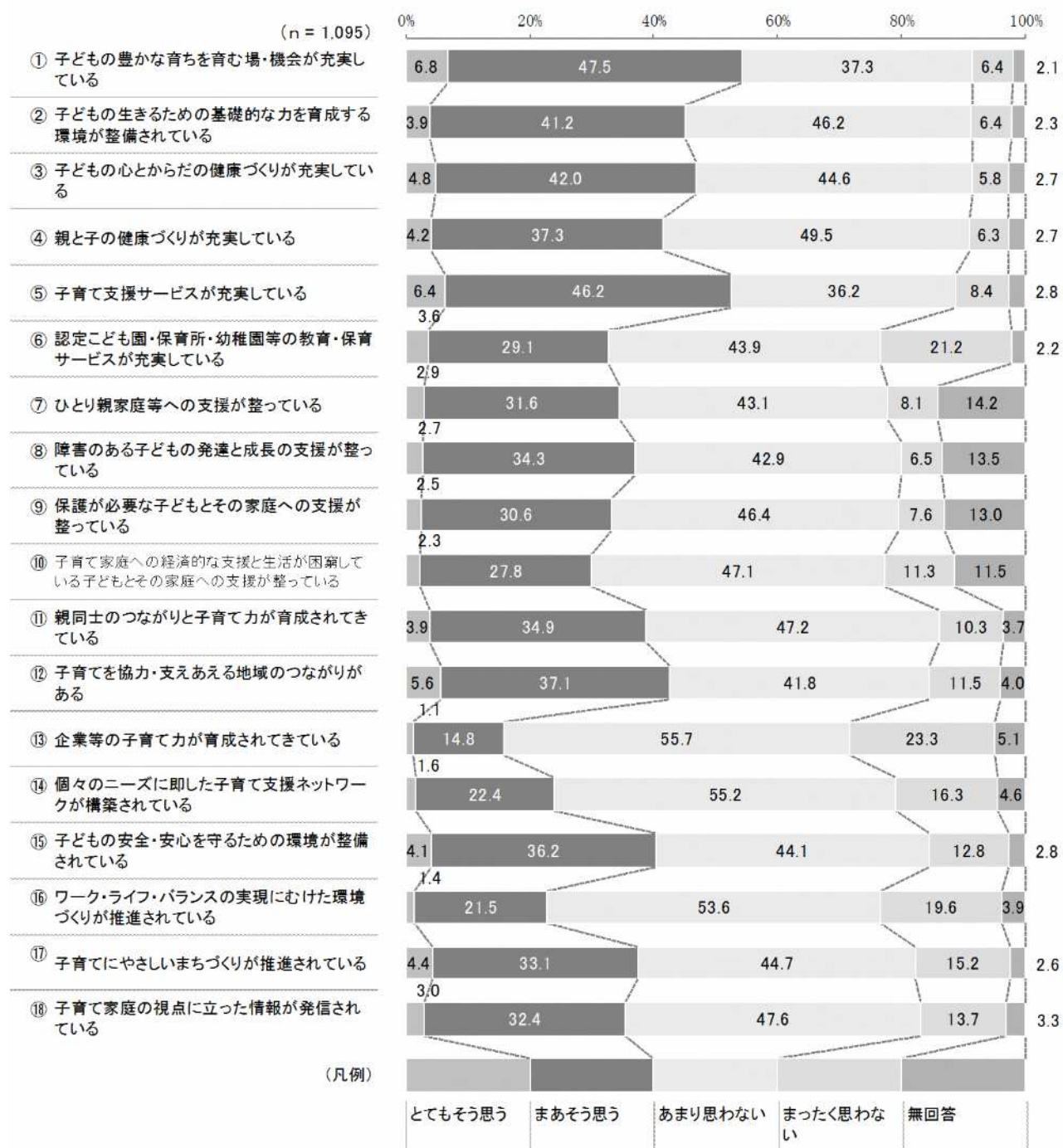
資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成29年2月）

「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査集計結果報告書」
(平成26年3月)

(4) 乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の乳幼児期の子育て環境について、そう思う割合（「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計）が高かったのは、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している（54.3%）、⑤子育て支援サービスが充実している（52.6%）、③子どもの心とからだの健康づくりが充実している（46.8%）、などとなっています。

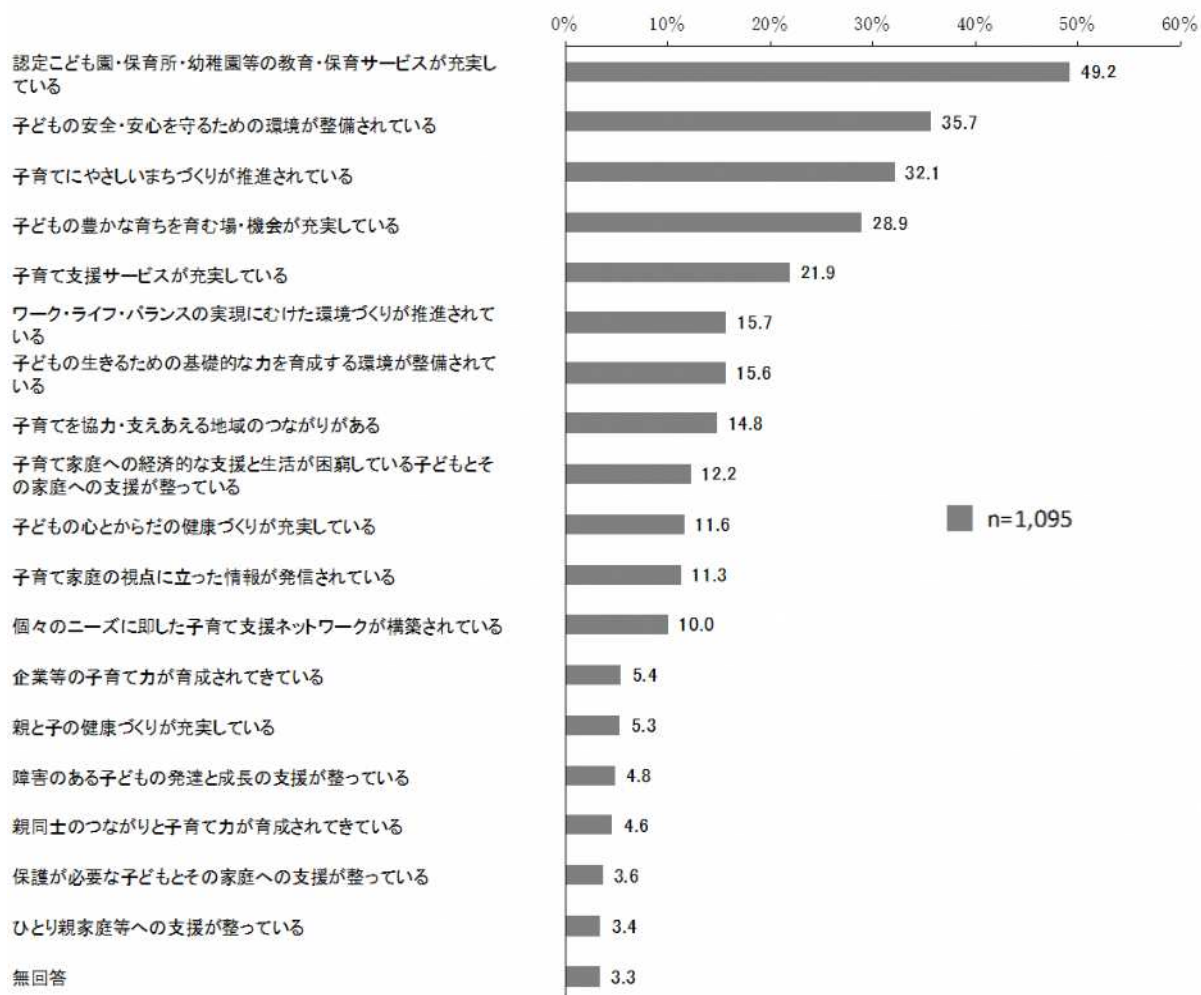
【乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスが充実している」が 49.2%と最も多く、次いで「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」が 35.7%、「子育てにやさしいまちづくりが推進されている」が 32.1%などと続いています。

【乳幼児の保護者の子育て環境に対する要望】

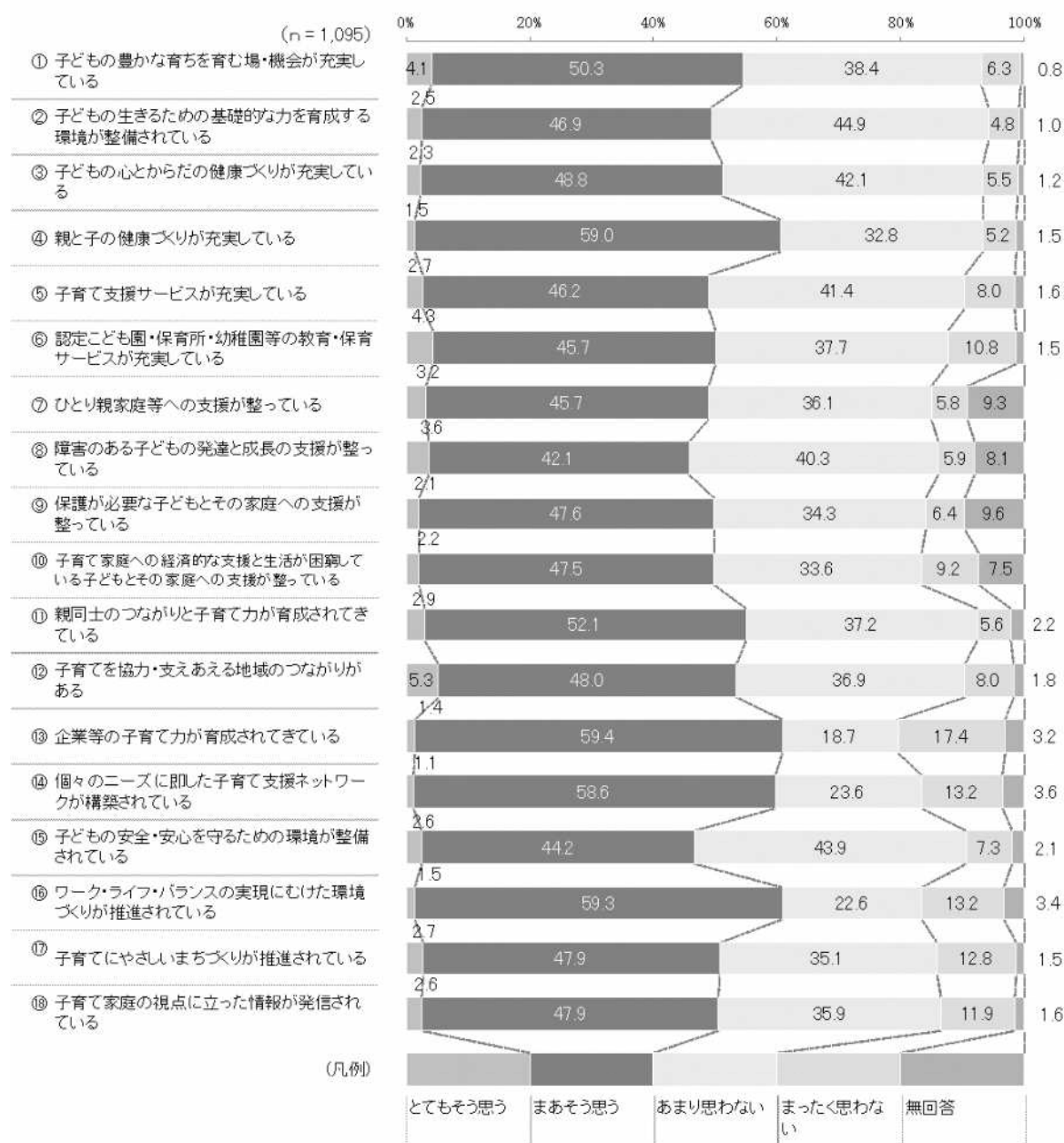


資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

(5) 小学生の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の小学生の子育て環境について、そう思う割合（「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計）が高かったのは、⑬企業等の子育て力が育成されてきている、⑯ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりが推進されている、がともに60.8%となりました。次いで④親と子の健康づくりが充実している（60.5%）などとなっています。

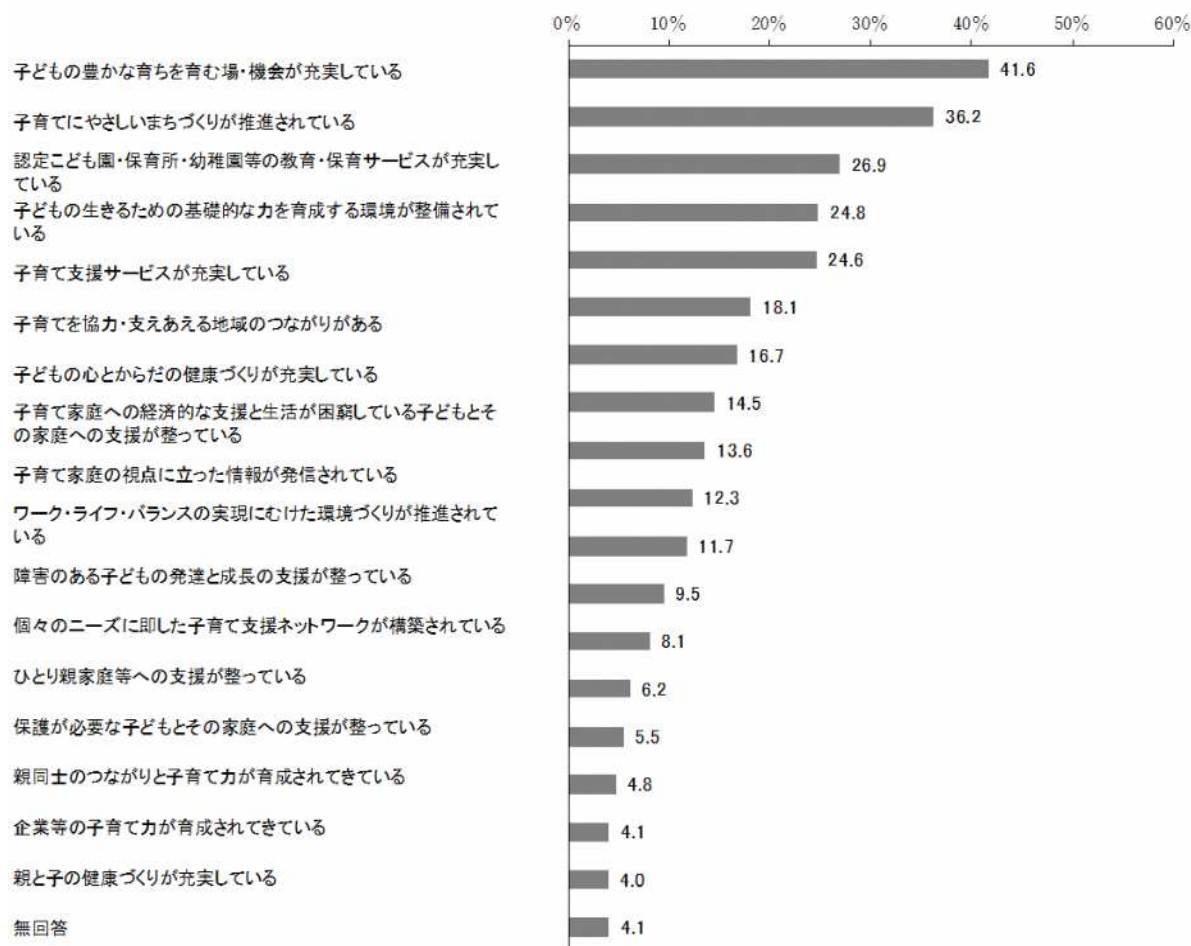
【小学生の保護者の子育て環境に対する評価】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成29年2月）

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が 41.6%と最も多く、次いで「子育てにやさしいまちづくりが推進されている」が 36.2%、「認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスが充実している」が 26.9%などとなっています。

【小学生の保護者の子育て環境に対する要望】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

(6) 小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方については、全体、低学年、高学年のすべてにおいて最も回答の割合が多かったのは、前回調査と同様に「塾や習い事に行く」で、全体では 59.0%、低学年で 53.3%、高学年で 65.0%となりましたが、いずれも前回調査から 5 ポイント以上の増加となりました。

次いで「友達と公園や広場など外で遊ぶ」が全体で 43.9%となり、高学年では 57.2%と前回調査から 8.1 ポイントの増加が見られました。そのほか「家族と過ごす」が 34.3%などとなっています。また、「学童クラブに行く」は、低学年が 39.6%、高学年が 4.6%、全体では 23.0%となっています。

【小学生の放課後の過ごし方】

	全 体	1～3年生	4～6年生
合 計 (上段:n、下段:%)	729	379	346
	100.0	100.0	100.0
学校にいる(部活動やクラブ活動を含む)	10.2	7.4	13.3
学童クラブに行く	23.0	39.6	4.6
塾や習い事に行く	59.0	53.3	65.0
友達と公園や広場など外で遊ぶ	43.9	31.7	57.2
児童館に行って遊ぶ	10.6	9.8	11.6
図書館、コミュニティ会館など地域の施設に行く	6.9	4.5	9.5
友達の家に行く	14.4	7.9	21.4
自分の家で友達と過ごす	9.5	6.9	12.1
ゲームセンター・ファストフード店等に行く	0.1	0.0	0.3
地域のクラブ活動(スポーツ活動等)に参加する	2.5	2.1	2.9
子ども会活動・ボランティア活動等に参加する	0.4	0.5	0.3
家族と過ごす	34.3	38.3	30.3
自分の家でひとりで過ごす	12.9	6.6	19.9
その他	4.4	5.5	3.2
無回答	1.2	1.3	1.2

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成 29 年 2 月)

(7) 中学生・高校生等の放課後の過ごし方

中学生と高校生等の平日の放課後は、中学生では「学校にいる（部活動やクラブ活動）」が 76.3%と最も多く、前回調査の 77.1%と大きな差は見られませんでした。次いで「友だちと遊ぶ・でかける」が 45.3%、「塾や習い事に行く」が 42.0%などと続いています。

また、高校生では「学校にいる（部活動やクラブ活動）」が 60.6%と最も多く、次いで「家族といる・出かける」が 31.0%、「友だちと遊ぶ・でかける」と「ひとりで家にいる・でかける」がともに 25.4%などと続いています。

【中学生・高校生等の放課後の過ごし方】

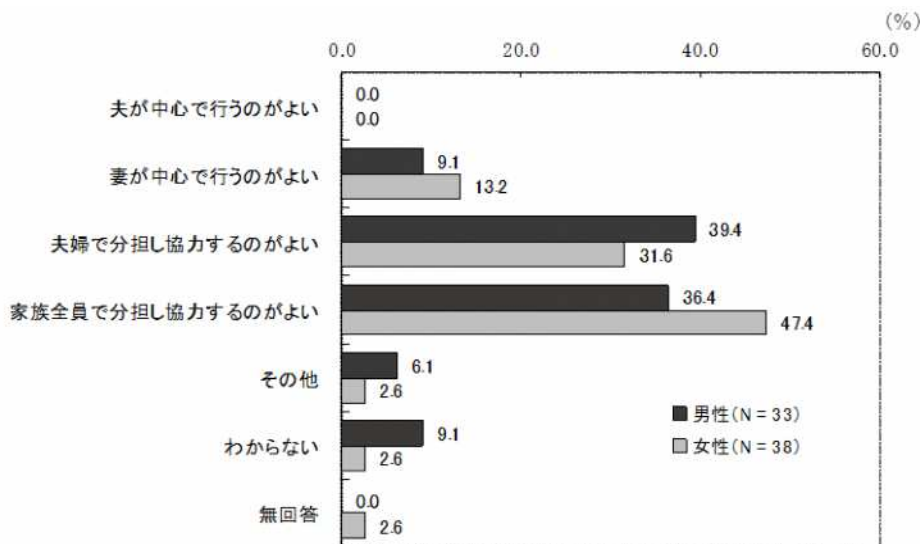
	中学生	高校生	大学生等 (その他含む)
合 計	333	71	31
(上段:n、下段:%)	100.0	100.0	100.0
学校にいる(部活動やクラブ活動)	76.3	60.6	19.4
塾や習い事に行く	42.0	19.7	6.5
友だちと遊ぶ・でかける	45.3	25.4	25.8
児童館に行く	3.0	0.0	0.0
図書館・コミュニティ会館図書室に行く	2.7	2.8	12.9
地域のクラブ活動(スポーツ活動など)をする	6.9	1.4	3.2
ボランティア活動などをする	0.3	0.0	3.2
家族といる・出かける	18.9	31.0	16.1
ひとりで家にいる・でかける	36.3	25.4	41.9
アルバイト・仕事をする	0.3	8.5	51.6
その他	2.1	2.8	12.9
無回答	2.1	1.4	3.2

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

(8) 高校生の家庭観

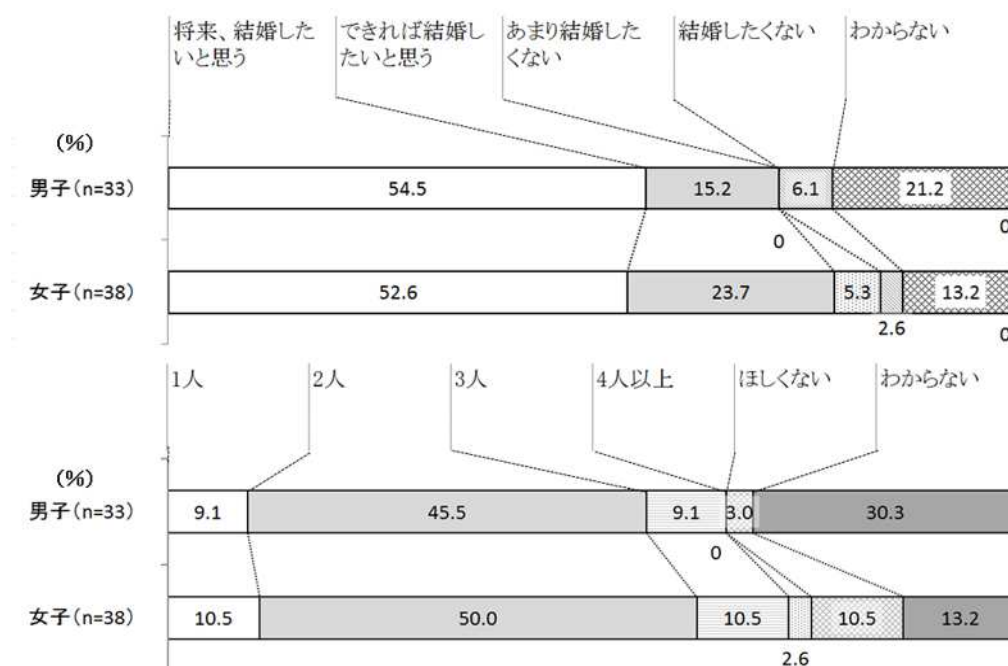
男子は「夫婦で分担し協力するのがよい」が 13 人 (39.4%) と最も多く、女子は「家族全員で分担し協力するのがよい」が 18 人 (47.4%) で多数となっています。なお、「妻が中心で行うのがよい」が男子では 3 人 (9.1%)、女子では 5 人 (13.2%) となりました。

【高校生の家庭内における育児・家事の分担の考え方】



結婚については（上表）、男子、女子ともに「将来、結婚したいと思う」が最も多くなっています。また、「子どもを何人ほしいと思いますか」については（下表）、回答が最も多かったのは 2 人で、男子で 45.5%、女子で 50% となりました。

【高校生の結婚と子どもについての考え】



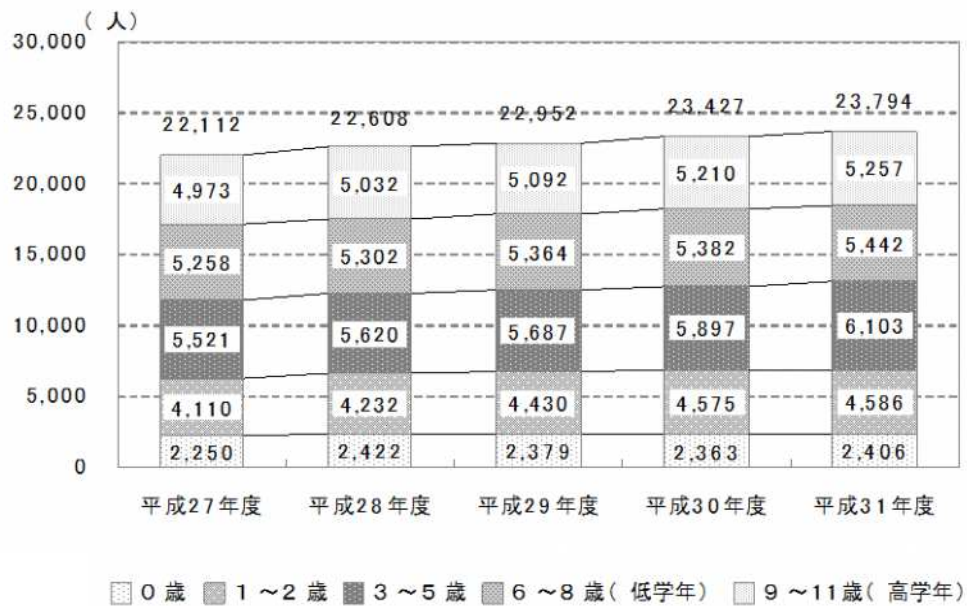
資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

8 子どもの人口の将来推計

子どもの人口は、平成27年度以降、毎年400人前後増加してきており、今後も平成31年度まで同じような増加率で推移することが予測されます。

【子どもの人口の将来推計】

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	2,250	2,422	2,379	2,363	2,406
1歳	2,072	2,219	2,310	2,338	2,322
2歳	2,038	2,013	2,120	2,237	2,264
3歳	1,824	1,968	1,948	2,060	2,174
4歳	1,848	1,828	1,942	1,923	2,033
5歳	1,849	1,824	1,797	1,914	1,896
0～5歳・小計	11,881	12,274	12,496	12,835	13,095
6歳	1,762	1,827	1,806	1,769	1,884
7歳	1,728	1,753	1,816	1,798	1,761
8歳	1,768	1,722	1,742	1,815	1,797
9歳	1,645	1,775	1,705	1,739	1,812
10歳	1,612	1,639	1,764	1,704	1,738
11歳	1,716	1,618	1,623	1,767	1,707
6～11歳・小計	10,231	10,334	10,456	10,592	10,699
合 計	22,112	22,608	22,952	23,427	23,794



資料：窓口課資料を基に作成（推計）

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」において、区市町村は地域のニーズを踏まえながら、幼児期における質の高い学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められます。

また、これまでの次世代育成支援行動計画の取組も継続していくべきものです。そのため、従来の次世代育成支援行動計画の基本理念を継承しながら、これまでの取組を発展させるとともに、子どもを主体とした総合的かつ効果的な施策の展開を図ることとします。

子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ

2 5年後の将来像

基本理念である「子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ」を具現化するため、「子ども」「子育て家庭」「地域（企業含む）」について、次の内容を将来像として掲げ、それぞれ評価指標として目標を定めることとします。

こども

心身ともに健康に育ち、すみだに愛着と誇りを持つ気持ちが育まれている

子育て家庭

安心して子どもを生み、子どもの尊い命を守りながら、生きがいを持って子育てをしている

地域（企業含む）

地域の力によりみんなで子育てし、子どもの未来への可能性を引き出している

5年後の将来像	評価指標	策定時	直近値	目標値
【子ども】 心身ともに健康に育ち、すみだに愛着と誇りを持つ気持ちが育まれている	①「将来子どもをほしい」と思う子どもの割合 ○中学生 ○高校生等	67.3% 63.9%	56.7% 69.1%	70.0% 70.0%
	② 墨田区に「ずっと住みたい」と思う子どもの割合 ○中学生 ○高校生等	45.3% 57.6%	45.6% 42.2%	65.0% 65.0%
	③ 現在の生活が「楽しい」と感じる子どもの割合 ○中学生・高校生等ともに	—	81.1%	86.0%
【子育て家庭】 安心して子どもを生み、子どもの尊い命を守りながら、生きがいを持って子育てをしている	① 子育ては「楽しいと感じることの方が多い」と感じる保護者の割合 ○乳幼児の保護者 ○小学生の保護者	66.1% 59.2%	49.5% 31.3%	72.0% 68.0%
	② “家族や周囲の理解・協力が得られずに子育てに不安や孤立感を感じる”ことは「ない」保護者の割合 ○乳幼児の保護者 ○小学生の保護者	27.9% 38.5%	20.2% 17.4%	55.0% 60.0%
	③ 父親が「自分から積極的に子育てに参加している」割合 ○乳幼児の保護者 ○小学生の保護者	53.1% 42.9%	49.1% 42.9%	56.0% 45.0%
	④ 父親が育児休業を取得した割合 ○乳幼児の保護者（目標は1か月以上取得）	1.6%	4.0%	6.0%
【地域（企業含む）】 地域の力によりみんなで子育てし、子どもの未来への可能性を引き出している	① 墨田区には「子育てを協力・支えあえる地域のつながりがある」と思っている保護者の割合 ○乳幼児の保護者 ○小学生の保護者	41.3% 43.6%	42.7% 53.3%	43.0% 58.0%
	②ファミリーサポート会員・子育てサポーター数	215人	264人	300人
	③地域子育て支援拠点事業（ひろば事業）の利用度 ○乳幼児の保護者	29.8%	28.8%	33.0%
	④ 企業・事業者によるキャリア教育等（外部講師派遣、職場体験、生徒のボランティア活動支援、学習活動の支援等）の実施回数（学校支援ネットワーク本部での把握分）	311回	363回	400回

3 基本目標

基本理念及び5年後（平成31年度まで）の将来像の実現に向け、次の5つの基本目標を定め、それぞれ具体的な方向性の下、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

（1）基本目標①

子どもの最善の利益を優先します

【具体的な方向性】

- （1）子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- （2）子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備
- （3）子どもの心とからだの健康づくりの促進

（2）基本目標②

保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します

【具体的な方向性】

- （1）親と子の健康づくりの促進
- （2）子育て支援サービスの充実
- （3）認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上

（3）基本目標③

困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします

【具体的な方向性】

- （1）ひとり親家庭等への支援
- （2）障害のある子どもの発達と成長支援
- （3）保護が必要な子どもとその家庭への支援
- （4）子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援

(4) 基本目標④

地域の子育て力及び連携を強化します

【具体的な方向性】

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 地域の子育て力の育成と協働
- (3) 企業等の子育て力との協働
- (4) 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築
- (5) 子どもの安全・安心を守るための環境の整備

(5) 基本目標⑤

ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

【具体的な方向性】

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進
- (2) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

4 施策の体系

基本理念

子どもと親と地域が共に育ち、子どもの利益を優先するまち すみだ

5年後の将来像

子ども

心身ともに健康に育ち、
すみだに愛着と誇りを
持つ気持ちが育まれ
ている

子育て家庭

安心して子どもを生み、
子どもの尊い命を守りなが
ら、生きがいを持って
子育てをしている

地域(企業含む)

地域の力によりみんなで
子育てし、子どもの未来へ
の可能性を引き出し
ている

基本目標

目標①
子どもの最善の利益を
優先します

目標②
保育の量的整備
のみならず、保育の質を
重視します

目標③
困難を抱えた子どもと
家庭への支援体制を
手厚くします

目標④
地域の子育て力及び
連携を強化します

目標⑤
ワーク・ライフ・バランス
を踏まえた支援を
実施します

具体的な方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- (2) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備
- (3) 子どもの心とからだの健康づくりの促進

- (1) 親と子の健康づくりの促進
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) 保護が必要な子どもとその家庭への支援
- (4) 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 地域の子育て力の育成と協働
- (3) 企業等の子育て力との協働
- (4) 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築
- (5) 子どもの安全・安心を守るための環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進
- (2) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- (3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

重点事業

- ・児童館事業
- ・児童館等整備事業
- ・学童クラブ ★
- ・学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保
- ・高学年の放課後の居場所の確保
- ・放課後子ども教室
- ・放課後子ども総合プランの推進
- ・公園再整備の計画的推進
- ・国際理解教育の推進
- ・いじめ防止対策の推進
- ・幼稚園・小・中学校での食育の推進
- ・健康と体力向上の推進

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ★
- ・小児医療体制の充実・確保
- ・食育啓発・推進事業
- ・緊急一時保育 ★
- ・一時保育 ★
- ・ファミリー・サポート・センター事業 ★
- ・子育てひろば事業 ★
- ・いっしょに保育
- ・子育て安心ステーション事業
- ・認定こども園の整備誘導
- ・既存保育所、幼稚園の認定こども園移行対応事業
- ・認可保育所の整備 ★
- ・認証保育所の認可保育所への移行支援 ★
- ・区立認可保育所改築計画
- ・延長保育 ★
- ・訪問型病後児保育 ★
- ・病児・病後児保育 ★
- ・保育所・幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ対策
- ・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の策定・実施
- ・子ども主体の協同的な学びプロジェクト
- ・保育士の確保

- ・保育所における障害児保育
- ・学童クラブへの障害児の受け入れ
- ・障害(発達障害を含む)児の放課後対策
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化
- ・養育支援訪問事業 ★
- ・認証保育所保育料負担軽減補助事業

- ・「すみだ家庭の日(毎月 25 日)」の普及と活用
- ・学校における地域人材の活用
- ・学校支援ネットワーク事業
- ・次世代ものづくり人材育成支援事業
- ・中学生の職業体験・保育体験学習の充実や小学生の幼児との交流
- ・子育てサポーターの育成・活用
- ・地域子育て支援ネットワークの構築
- ・地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- ・保育コンシェルジュ事業(利用者支援事業)
- ・地域防犯対策
- ・安全・安心メール

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
- ・男性の育児参加にむけた意識啓発
- ・赤ちゃん休けいスポット事業
- ・子育て支援のための情報発信アプリの運用
- ・子育て支援に関する区ホームページコーナーの運用

子ども・子育て支援事業計画

教育・保育給付

施設型給付

認定こども園
幼稚園
保育所

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

5 計画事業一覧

※関連事業：子ども・子育て支援事業計画においてニーズ量の見込みと年度ごとの事業量を定める事項に関連する事業

基本目標① 子どもの最善の利益を優先します				
具体的な方向性	計画事業		重点事業	関連事業
(1)子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実	1	児童館事業	◎	
	2	児童館等整備事業	◎	
	3	学童クラブ	◎	★
	4	学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保	◎	
	5	高学年の放課後の居場所の確保	◎	
	6	放課後子ども教室	◎	
	7	放課後子ども総合プランの推進	◎	
	8	公園再整備の計画的推進	◎	
	9	墨田区の児童館のあり方の検討		
	10	児童館・学童クラブ等職員の研修		
	11	児童館・学童クラブ等の連絡協議会の設置		
	12	「放課後子ども総合プラン運営委員会」の設置		
	13	コミュニティ会館事業		
	14	学校の校庭開放		
	15	わんぱく天国		
	16	農山村生活体験事業		
	17	科学教室		
	18	サブ・リーダー講習会		
	19	ジュニア・リーダー研修会		
	20	少年団体の育成		
	21	若年者就職サポート事業		
(2)子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備	22	国際理解教育の推進	◎	
	23	いじめ防止対策の推進	◎	
	24	特色ある学校づくり		
	25	道徳教育の推進		
	26	体験的な活動を取り入れた学習の展開		
	27	人権教育		
	28	帰国・外国人等児童生徒のための日本語指導		
	29	情報教育の推進		
	30	学校運営連絡協議会の設置と運営		
	31	学力向上「新すみだプラン」推進事業		
	32	幼保小中一貫教育の推進		
	33	区立学校の適正配置		

基本目標① 子どもの最善の利益を優先します				
具体的な方向性	計画事業		重点事業	関連事業
(2) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備	34	学校ＩＣＴ化の推進		
	35	５０５０プログラム		
	36	環境学習の支援		
	37	環境体験学習		
	38	資源循環学習		
(3) 子どもの心とからだの健康づくりの促進	39	幼稚園・小・中学校での食育の推進	◎	
	40	健康と体力向上の推進	◎	
	41	思春期相談		
	42	エイズ及び性感染症等に関する性教育		
	43	喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策		
	44	教育相談事業		
	45	スクールカウンセラーの配置		
	46	スクールサポート事業		
	47	ステップ学級		

基本目標② 保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します

具体的な方向性	計画事業		重点事業	関連事業
(1) 親と子の健康づくりの促進	48	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	◎	★
	49	小児医療体制の充実・確保	◎	
	50	食育啓発・推進事業	◎	
	51	親子健康手帳の交付		
	52	妊婦健康診査		★
	53	妊産婦歯科健康診査事業		
	54	乳児健康診査		
	55	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査		
	56	育児相談・出張育児相談		
	57	アレルギー健診		
	58	歯科衛生相談		
	59	子どもの事故防止のための啓発活動の推進		
	60	ぜん息児のための環境保健事業（機能訓練事業）		
	61	子どもの予防接種		
(2) 子育て支援サービスの充実	62	緊急一時保育	◎	★
	63	一時保育	◎	★
	64	ファミリー・サポート・センター事業	◎	★
	65	子育てひろば事業	◎	★
	66	いっしょに保育	◎	
	67	子育て安心ステーション事業	◎	
	68	短期保育（ショートナースリー）		★
	69	ショートステイ		★
	70	トワイライトステイ		★
	71	児童館・地域プラザでの乳幼児一時預かり		★
	72	在宅子育てママ救急ショートサポート		★
	73	つどいの広場・子育て広場		★
	74	児童館の乳幼児事業		★
	75	地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業		
	76	児童養育家庭ホームヘルプサービス		
	77	幼児の時間		
	78	未就園児への開放広場		
	79	ブックスタート		

基本目標② 保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します				
具体的な方向性	計画事業		重点事業	関連事業
(3) 認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上	80	認定こども園の整備誘導	◎	★
	81	既存保育所、幼稚園の認定こども園移行対応事業	◎	★
	82	認可保育所の整備	◎	★
	83	認証保育所の認可保育所への移行支援	◎	★
	84	区立認可保育所改築計画	◎	
	85	延長保育	◎	★
	86	訪問型病後児保育	◎	★
	87	病児・病後児保育	◎	★
	新規	保育所・幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ対策	◎	
	88	「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の策定・実施	◎	
	89	子ども主体の協同的な学びプロジェクト	◎	
	90	保育士の確保	◎	
	91	地域型保育事業（家庭的保育者（保育ママ））		★
	92	地域型保育事業（小規模保育所等の整備）		★
	93	家庭的保育事業の給食提供		
	94	私立幼稚園の預かり保育		★
	95	区立認可保育所の民間活力の導入		
	96	認可保育所の遊具整備		
	97	休日保育		
	98	スポット延長保育		
	99	心理相談員の保育所等、学童クラブへの巡回		
	100	保育所保育料の適正化		
	101	保育所等の福祉サービス第三者評価制度の推進		
	102	子育て出前相談		

基本目標③ 困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします

具体的な方向性	計画事業		重点事業	関連事業
(1)ひとり親家庭等への支援	103	子ども医療費助成制度		
	104	ひとり親家庭医療費助成制度		
	105	区立幼稚園保育料の負担軽減について		
	106	私立幼稚園等園児の保護者への助成		
	107	未熟児養育医療		
	108	育成医療及び療育給付事業		
	109	墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業		
	110	母子・父子相談、女性相談、家庭相談		
	111	女性のためのカウンセリング&DV相談		
	112	東京都母子及び父子福祉資金（技能習得資金）の貸付		
	113	ひとり親家庭自立支援給付金事業		
	114	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業		
	115	母子緊急一時保護事業		
	116	母子生活支援施設		
(2)障害のある子どもの発達と成長支援	117	保育所における障害児保育	◎	
	118	学童クラブへの障害児の受け入れ	◎	
	119	障害（発達障害を含む）児の放課後対策	◎	
	120	経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施		
	121	心身障害児（者）歯科相談等事業		
	122	療育・訓練事業		
	123	幼稚園における障害児教育		
	124	就学相談		
	125	特別支援学級運営		
	126	特別支援教育への対応		
	127	交流教育・障害児理解教育の実施		
	128	障害者（児）各種助成事業等		
	129	学齢期障害児への移動支援サービス事業		
(3)保護が必要な子どもとその家庭への支援	130	要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化	◎	
	131	養育支援訪問事業	◎	★
	132	社会的養護推進のための啓発強化		
	133	虐待防止にむけた啓発活動の推進		
(4)子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援	134	認証保育所保育料負担軽減補助事業	◎	
	135	児童に関する各種手当の支給		
	136	生活困窮者学習支援事業		
	拡充	就学援助		

基本目標④ 地域の子育て力及び連携を強化します				
具体的な方向性	計画事業		重点事業	関連事業
(1) 親同士のつながりと子育て力の育成	137	「すみだ家庭の日（毎月２５日）」の普及と活用	◎	
	138	出産準備クラス・パパのための出産準備クラス		
	139	育児学級		
	140	子育て講演会		
	141	家庭教育学級		
	142	自主グループ等への支援		
(2) 地域の子育て力の育成と協働	143	学校における地域人材の活用	◎	
	144	学校支援ネットワーク事業	◎	
	145	高齢者と園児のふれあい給食		
	146	高齢者団体活動の支援		
	147	いきいきプラザにおける交流事業		
	148	次代に継ぐ平和のかたりべ事業		
	149	高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業		
	150	伝統文化等に触れ合う機会の提供		
	151	青少年委員活動		
	152	青少年育成委員会活動の支援		
	153	地域の子育て支援・青少年育成団体の連携		
	154	総合型地域スポーツクラブの活動支援		
	155	町会、自治会・NPO・ボランティア活動等地域活動の支援		
	156	すみだ地域応援サイト「いっしょにネット」の管理運営		
	157	すみだ未来会議		
(3) 企業等の子育て力との協働	158	地域プラザ整備事業		
	159	次世代に対するものづくり人材の育成支援	◎	
	160	中学生の職業体験・保育体験学習の充実や小学生の幼児との交流	◎	
(4) 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築	161	職業体験事業		
	162	子育てサポーターの育成・活用	◎	
	163	地域子育て支援ネットワークの構築	◎	
	164	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	◎	★
	165	保育コンシェルジュ事業（利用者支援事業）	◎	★
(5) 子どもの安全・安心を守るための環境の整備	166	乳幼児子育て相談		
	167	地域防犯対策	◎	
	168	安全・安心メール	◎	
	169	スクールゾーン育成事業		
	170	セーフティ教室		
	171	交通安全教室		
	172	すみだこども１１０番		
	173	緊急通報装置等の防犯設備		
	174	防犯ブザーの貸与		
	175	通学路防犯対策		

基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します				
具体的な方向性	計画事業		重点事業	関連事業
(1) ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進	176	ワーク・ライフ・バランス推進事業	◎	
	177	男性の育児参加にむけた意識啓発	◎	
	178	働く女性のための支援事業		
	179	再就職支援のための事業		
	180	男の生き方セミナー		
	181	すすかけ大学		
	182	男女の機会均等の確保や待遇の改善、育児休業制度の取得促進にむけた啓発		
	183	子育て中の女性向け啓発事業		
(2) 子育てにやさしいまちづくりの推進	184	赤ちゃん休けいスポット事業	◎	
	185	すみだ良質な集合住宅認定制度		
	186	放置自転車対策		
	187	交通バリアフリー事業		
	188	道路バリアフリー事業		
	189	公園等の出入口バリアフリー化		
	190	公衆トイレ等のバリアフリー化		
	191	区庁舎、公共施設への子連れの親子向けトイレ等の整備		
(3) 子育て家庭の視点に立った情報の発信	192	子育て支援のための情報発信アプリの運用	◎	
	193	子育て支援に関する区ホームページコーナーの運用	◎	
	194	子育て支援情報の提供		
	195	区報及びCATVによる情報提供		
	196	区ホームページ等の外国語版の作成		
	197	いきいき子育てガイドブックの作成		

第4章 施策の展開

基本目標① 子どもの最善の利益を優先します

方向性（１） 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実

現状と課題

保護者が就労している家庭の子ども等の放課後の生活の場となり、子どもの育ちを支援する学童クラブは在籍数が年々増加しており、全児童数に占める登録率は平成 29 年度に 17.2%となっています。それに伴い、学童クラブの箇所数と定員数も増えていますが、待機児童数はここ数年で増加している状況にあります。平成 27 年度から学童クラブの制度上の対象が高学年まで拡大されたことから、学童クラブの実施体制の整備と、高学年の居場所の確保が課題となっています。また、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後子ども教室と学童クラブの連携も必要です。

平成 28 年度調査結果によると、子どもの居場所や遊び場に対する保護者の期待は依然として高く、安全な居場所・遊び場を要望する意見が多くなっています。地域で自由に遊べる空間と子ども同士のふれあいが少なく、遊び体験が減少している中、児童館等の地域施設、学校、地域、団体等が連携・協働し、子どもが遊びや体験活動等を通じて豊かに育つことのできる環境と、児童の健全育成が求められます。

すみだで生まれ育つ子どもたちが、次代を担う人材として成長するためには、健全な青少年育成も大切です。そのためには、中学生や高校生に対する育ちの場と機会を創出し、自立した大人へ成長できる支援も必要となります。

今後の方向性

- 地域の中で、子どもたちへ遊びの場を提供し、自主性や社会性、人間性を身に付けるとともに、安全で安心な放課後の居場所として、児童館の内容の充実と放課後子ども教室の拡充を図ります。また、子どもの育ちを支援する地域の拠点として、小学生と中高生等の異世代間の交流をはじめ、児童館の機能を強化するとともに、放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室と学童クラブの連携を推進していきます。
- 学童クラブについては、希望する人が利用できるよう、地域ごとのニーズに応じて、民間ビルの活用等により実施体制を確保していきます。また、学童クラブ間の交流・連携、職員研修等を通じて、質の確保・向上を図ります。
- 子どもや保護者の参画の下、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる、魅力ある遊び場、公園の整備を促進するとともに、地域の関係機関が連携・協働して、多様な自然体験・社会体験活動、交流活動ができる場・機会づくりを進めます。
- 小中学生へのリーダー講習会や研修会により、様々な出会いやかかわりあいの中で、人とかかわることのできる喜びを体験できる機会などを拡充し、次代を担う健全な青少年育成に取組み、各少年団体の育成や活動の充実を図ります。また、職業体験の機会を充実し、子どもの頃から職業や勤労に対する意識を育成していきます。

【凡例】

◎…重点事業

★…子ども・子育て支援事業計画においてニーズ量の見込みと年度ごとの事業量を定める事項に関連する事業

事業目標…平成 27 年度～31 年度の 5 年間における行動計画の事業目標

1 児童館事業◎

(子育て政策課)

事業概要	【中高生の居場所づくり】 多感な時期にある中高生の健全育成を図るため、地域の児童館を活用し、夜間利用の拡大を図ります。				
	【異年齢集団活動支援】 核家族が常態となっているなかで、多様な人々との出会いの場を設け、役割分担に応じた幅広い年代層の交流を進めます。				
	【ボランティア活動体験等】 さまざまな機会を提供して、地域外のキャンプ活動や農山村ボランティア体験などを通じた交流を進めます。				
	【子どもを取り巻く問題へのサポート機能の向上】 児童を取り巻く様々な問題を継続的に解決していく場を設けるとともに、他の関係機関との連携を図りながら、学校等への支援を行います。実施にあたっては、職員の基礎的技術（ソーシャルワーク・カウンセリング・コミュニティワーク）や児童館における質の向上を図ります。				
	【児童館のPR等】 児童館まつりを開催し、地域の人との交流を図るとともに、児童館の活動を広く周知します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全区立児童館（11館）で実施 ・小学生：314,327人 ・中学生：53,683人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

2 児童館等整備事業◎

(子育て政策課)

事業概要	・老朽化が進んでいる施設から計画的に改修を実施します。 ・地域のニーズに対応した児童館等の整備を検討します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
立花児童館のトイレ改修工事を実施			施設の老朽化の度合いを調査のうえ、改修計画を策定し、順次改修を実施していきます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

3 学童クラブ◎ ★

(子育て政策課、地域活動推進課)

事業概要	保護者の就労等により、放課後や学校休業日に家庭で子どもを保護・育成することができない場合に、小学校3年生(必要に応じて6年生)までを対象に、児童館等で実施する学童クラブで子どもを育成します。				
実績(平成28年度)			事業目標		
区立36か所、民設5か所 【子育て政策課】 児童館等で計33か所 【地域活動推進課】 コミュニティ会館2館で計3か所実施 【民設民営】 保育所等で5か所実施			・合計45か所に増やします。 ・開所時間や開所日数の拡充について、検討を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

4 学童クラブ待機児童の放課後の居場所の確保◎

(子育て政策課)

事業概要	学童クラブ待機児童を対象とした「ランドセル預かり」事業等を全児童館で実施し、放課後の居場所を確保します。				
実績(平成28年度)			事業目標		
区立の全児童館(11館)で実施 ・ランドセル預かり登録人数 66人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

5 高学年の放課後の居場所の確保◎

(子育て政策課)

事業概要	学童クラブを卒業した小学校4年生以上の児童に対し、児童館において登録制を前提とした入館管理を実施し、放課後の居場所を提供するとともに、児童が自立できるよう、保護者と協力して支援していきます。				
実績(平成28年度)			事業目標		
高学年の自立に向けた支援を各児童館で実施 ・登録者数 92人			具体的な事業内容について検討し、実施していきます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

6 放課後子ども教室◎

(地域教育支援課)

事業概要	子どもたちの放課後における安全・安心な居場所づくりを目的とし、小学校内で地域の育成者等に見守られながら活動や遊びを実施します。また、異年齢児童や地域の方々と交流の場を提供します。				
実績(平成28年度)			事業目標		
【放課後子ども教室】 ・いきいきスクール型 3校 ・校庭開放型 15校			・区内の全小学校(25校)での実施をめざします。 ・学童クラブ参加者も自由に本事業に参加できるようにします。 ・「放課後子ども総合プラン」を推進し、放課後において、すべての就学児童が安全・安心に過ごすことができる場の確保をしていきます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

7 放課後子ども総合プランの推進◎

(子育て政策課、地域教育支援課)

事業概要	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとともに、相互の連携を図っていきます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 一体型 9か所 - 連携型 9か所			- 一体型 12か所、連携型 13か所の整備をめざします。 - 放課後子ども総合プランについて、内容の充実を図ります。 - 学童クラブ支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが、共通プログラムを企画から運営まで連携して行います。 - 運営委員会において、情報を共有するとともに計画を立て、その進捗を管理します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

8 公園再整備の計画的推進◎

(都市整備課、道路公園課)

事業概要	身近な憩いや遊びの場である公園を、利用者のニーズにあった機能にしていいため、計画的な再整備の推進を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- ひいらぎ公園等再整備実施設計を実施 - 堤通公園再整備工事（その2）を実施 - 堤通公園管理事務所新築工事を実施 - 緑町公園改修工事を実施 - 大横川親水公園園路改修工事を実施 - 大横川親水公園万華池木橋改修工事を実施 - 歴史文化公園（梅若公園）整備工事を実施 - 曳舟さくら公園実施設計を実施 - 曳舟なごみ公園整備工事を実施			墨田区公園マスタープランに基づき、計画的な公園改修を行います。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

9 墨田区の児童館のあり方の検討

(子育て政策課)

事業概要	10年、20年先を見据えた墨田区児童館のあり方の指針を示すため、検討委員会等で構想策定を行います。 - 教育、児童福祉などの子育てや健全育成の関係者のほか、子ども・子育て会議委員から意見を聴取し、課題等に反映させます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
地域子育て支援事業及び利用者支援事業について、児童館の指定管理者を対象に、説明会を実施しました。			平成29年度に墨田区の児童館の機能・役割について整理し、そのビジョンを示します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

10 児童館・学童クラブ等職員の研修

(子育て政策課、地域活動推進課)

事業概要	- 児童館、コミュニティ会館の各活動の充実を図り、地域の子どもの拠点となるようこれら職員の質の向上を図るため、研修を実施します。 - 学童クラブ指導員の研修による資格取得を促進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
職員合同研修を2回実施			職員合同研修を年2回実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

11 児童館・学童クラブ等の連絡協議会の設置

(子育て政策課、地域活動推進課、子育て支援総合センター)

事業概要	児童館・学童クラブ等の連絡協議会を設置し、学校連絡協議会、青少年育成委員会、要保護児童対策地域協議会等の既存の各組織との連携を図りつつ、情報交換や研修などを通じて、墨田区の子ども・子育て支援、健全育成の促進を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 区立児童館長を含めた館長会を毎月実施 - 職員合同研修を2回実施			連絡協議会を設置し、連携を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

12 「放課後子ども総合プラン運営委員会」の設置

(子育て政策課、地域教育支援課)

事業概要	教育や福祉などの多様な機関と連携する「放課後子ども総合プラン運営委員会」が墨田区における総合的な放課後対策のあり方について十分な協議を行い、指針を示します。また、「総合教育会議」も活用していきます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 平成27年度に、福祉・教育の関係者で構成する「放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置し、墨田区における総合的な放課後対策のあり方について協議を行い、指針を示しました。 - 平成28年度は、子ども・子育て会議学齢ワーキンググループにおいて、事業の推進に関する協議を行いました。			引続き、子ども・子育て会議学齢ワーキンググループにて、事業の推進に関する協議を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

13 コミュニティ会館事業

(地域活動推進課)

事業概要	幼児、小学生及び中高生を対象にスポーツを通じた交流事業、文化を通じての交流事業、まつり・つどい事業等を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全コミュニティ会館の指定管理者制度導入に伴い、各種交流事業の外、中高生対策事業、異年齢間交流事業、ボランティア活動体験などを行い、また、サポート体制の構築準備を全コミュニティ会館（3館）で実施しました。			指定管理者制度導入に伴い、以下のサービス等を提供し、事業の充実を図ります。 - 中高生の居場所づくり - 異年齢集団活動支援 - ボランティア活動体験等 - 子どもを取り巻く問題へのサポート機能の向上		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

1 4 学校の校庭開放

(地域教育支援課)

事業概要	子どもの遊び場を確保するため、区立小学校の校庭を原則として毎日曜日の午前 9 時～午後 5 時まで（10 月～3 月は午前 10 時～午後 4 時まで）開放します。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
区立小学校 9 校で実施 ・開放日数 延 380 日 ・利用者数 延 10,471 人			学校の校庭開放事業から放課後子ども教室への移行を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
				○	

1 5 わんぱく天国

(地域教育支援課)

事業概要	押上公園内にあり、わんぱく広場、わんぱく砦等、子どもが自然にふれながら、のびのびと自由に冒険的な遊びができる場で、プレイリーダーが常駐しています。地域のボランティア団体の協力により、季節に応じた様々なイベントを行います。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
利用者数 延 37,496 人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

1 6 農山村生活体験事業

(地域教育支援課)

事業概要	【山形県高畠町との交流】 夏休みに墨田区の小学生が自然体験教室として高畠町を訪問し、秋には高畠町の地域の人たちや子どもたちが墨田区を訪問します。 【こども自然体験】 平成 24 年度より実施。自然の中で小・中学生の交流を図ることを目的とし、茨城県県北地域で実施しています。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
【高畠町との交流】 参加者数 墨田→高畠：15 人 / 高畠→墨田：40 人 【こども自然体験】 参加者数 32 人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
				○	○※

※こども自然体験は中学生含む

1 7 科学教室

(地域教育支援課)

事業概要	小中学生を対象に、実験やフィールドワークを通して、環境問題、命の尊さを学習する科学教室を実施し、科学的能力の育成・向上を図ります。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
土曜授業の増加に伴い、応募者数が減少する傾向にあったため、「子どもすみだ博士セミナー」、「親子で楽しむサイエンス教室」等代替事業に置き換えることとし、本事業は 27 年度をもって廃止しました。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
				○	○（中学生）

18 サブ・リーダー講習会

(地域教育支援課)

事業概要	・夏期は、小学校 5・6 年生を対象に、子ども会等のグループ活動のリーダーとしての基礎的な知識や技術を習得します。 ・冬期は、小学校 4～6 年生を対象に、野外活動実習や宿泊研修を通し、自然とのふれあいや集団生活の楽しさを体験します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
参加者数 夏期 49 人 / 冬期 63 人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
				○	

19 ジュニア・リーダー研修会

(地域教育支援課)

事業概要	青少年の健全育成及び子ども会の活性化を図るため、中学 1 年生から高校 3 年生までを対象に、研修会を通じて子ども会の行事の企画・運営の知識、レクリエーション指導の技術などを習得します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
・研修生数 57 人 ・研修会実施 12 回 ・指導実習 6 回			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
					○

20 少年団体の育成

(地域教育支援課)

事業概要	少年団体の自主的な活動に対し、必要に応じて専門的・技術的な助言等の援助を行うことにより、各少年団体の育成及び活動の充実を図ります。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
墨田区少年団体連合会加盟団体数 83 団体			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
				○	

21 若年者就職サポート事業

(経営支援課)

事業概要	39 歳以下の若年求職者を対象に個別キャリアカウンセリング、就職活動支援セミナー、高校生就労支援、企業見学会などを実施します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
・個別相談 468 人 ・セミナー 22 回 140 人 ・高校生支援 2 回 215 人 ・企業見学会等 9 回 27 人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
					○

方向性（２） 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備

現状と課題

一人ひとりの子どもが生きるための基礎的な力を身につけるためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育んでいくことが重要です。

墨田区では、学校・家庭・地域の総合的な教育力の向上を通して子どもたちの学力向上を図るため、「学力向上“新すみだプラン”」により、学校での授業改善の取組に加え、新学習指導要領の内容に的確に対応するとともに、地域の教育力を活用し、自主的な学習の支援や家庭の教育力の向上に向けた施策を展開し、子どもたちの学びを支援しています。

特に、いじめの問題は、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあることから、区をあげて、その防止に取り組んでいく必要があります。

学校・家庭・地域が協力し、子どもたちが安心して学び、生きるための基礎的な力を伸ばすことができる環境の整備が求められます。また、「墨田区学習状況調査」で明らかとなった基礎の定着や学習時間の確保などの課題に取り組む必要があります。

今後の方向性

- 「すみだ教育指針」に基づき、子どもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立つ力」を身につけることをめざし、地域の特色にあった魅力ある学校づくり、よりよい学校教育を推進するためのしくみづくりなどに取組むことで、一人ひとりの子どもに応じた教育を展開し、確かな学力と豊かな人間性を育んでいきます。
- 東京スカイツリーの完成に伴い「国際観光都市すみだ」の実現に向け、次代を担う子どもが国際的視野をもち、異文化を理解するとともにグローバルに交流の輪を広げられるような国際理解教育を推進します。また、地球環境や地球エネルギーをはじめとした環境問題に関心が持てるよう、環境学習に取り組んでいきます。
- 「学力向上“新すみだプラン”」の展開により、学校・家庭・地域の連携で子どもたちの学びを後押し、教員の授業力の向上とともに、家庭における学習習慣づくりを進めます。
- 墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、基本理念を定め、区、区立学校、保護者等の責務を明らかにするとともに、区の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めます。

2 2 国際理解教育の推進◎

(指導室)

事業概要	国際社会の中で日本人として自覚をもち、世界の人々と文化を互いに理解しあい、交流できる資質を育てるため、外国人講師の派遣など、国際理解教育を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
平成27年度より外国人講師を派遣する時数を小学校は年間27時間から41時間、中学校は年間17時間から27時間に増やし、英語教育・国際理解の充実を図りました。			・新学習指導要領に基づいて、英語教育の充実を図ります。 ・墨田区中学生海外派遣事業を実施し、ホームステイ等を通して、英語教育の学習成果を生かすとともに、国際社会で活躍できる人材を育成します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

2 3 いじめ防止対策の推進◎

(庶務課、指導室)

事業概要	「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止対策基本方針やプログラムを作成し、保護者、地域、事業者等の連携の下、地域社会全体でいじめの防止、早期発見、早期対応の取組を強化します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・協議会や専門委員会を開催し、いじめについての現状や課題対策について議論しました。 ・研修やいじめの授業（年間3回）、SCによる面談等を全小・中学校で実施しました。 ・学校便り等に「すみだいじめ防止の日」を記載し、意識啓発を図りました。			・いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。 ・必要に応じて、いじめ防止プログラム等を改訂していきます。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

2 4 特色ある学校づくり

(指導室)

事業概要	・各学校が地域や児童・生徒の実態に応じて展開している、特色ある学校づくりのための研究活動を推進します。 ・成果は地域に発表していきます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
平成29年1月リバーサイドホールにて、各学校による特色ある学校づくり事業として、1年間研究してきたテーマについて研究発表会を実施しました。各校から悉皆で2名以上の参加を募り、また初任者は初任者研修の一環として位置付け、周知を図りました。研究内容については、特別支援教育やオリンピック・パラリンピック教育、国語科での「書く力」、算数科での「思考力・表現力」の育成等、墨田区の課題に対応した内容としています。			内容について、より精選を図り、墨田区の課題に対応したものにし、取組の充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

25 道徳教育の推進

(指導室)

事業概要	豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を身につけた児童・生徒を育成するための道徳教育を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全区立小中学校で、道徳授業地区公開講座を開催しました。			- 充実を図ります。 - 新学習指導要領に基づき、小学校は平成30年度中学校は平成31年度から、道徳の教科化をします。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

26 体験的な活動を取り入れた学習の展開

(学務課、指導室)

事業概要	- 児童・生徒の生きる力を育むため、総合的な学習の時間や道徳教育、特別活動等におけるボランティア活動や自然体験活動などを充実します。 - 移動教室や野外体験活動の充実を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 全区立小中学校にてボランティア活動や自然体験活動などを実施しました。 - 宿泊を伴う移動教室や野外体験活動を実施し、充実を図りました。			充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生
				○	○

27 人権教育

(指導室)

事業概要	同和問題の解決にあたるため、地域や学校の実態に即して、同和教育を中心に据えた人権教育の推進を図るとともに、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 全区立小中学校・幼稚園で実施しました。 - 小中学校で路上生活者への偏見・差別の解消を図る特別授業を年間3回、長期休業前に実施しました。			充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

28 帰国・外国人等児童生徒のための日本語指導

(指導室)

事業概要	- 帰国・外国人児童生徒のために、該当中学校に日本語指導の教師を加配し、日本語指導を行います。 - 錦糸小学校に墨田区帰国・外国人児童生徒学習支援教室（すみだ国際学習センター）を設置し、専門家が学校や社会生活への円滑な適応を図るとともに学習支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
帰国・外国人児童生徒のために、通訳派遣やすみだ国際学習センターの通室等学習支援を図りました。			充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

29 情報教育の推進

(指導室)

事業概要	児童・生徒が主体的に情報を選択・活用する能力を育てるため、コンピュータを活用した教育や SNS の適正な利用等を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
情報機器を活用した授業づくりを推進しました。また、SNS の利用ルール化を学校教育の中で推進しました。			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

30 学校運営連絡協議会の設置と運営

(指導室)

事業概要	全学校に学校運営連絡協議会を設置し、学校の課題や教育効果を地域に発信するとともに、地域の意見を積極的に取り入れ、開かれた学校づくりを推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全区立小中学校・幼稚園で学校運営連絡協議会を設置し、年間3回以上実施しました。			学校と地域との協働に向けた充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

31 学力向上「新すみだプラン」推進事業

(すみだ教育研究所)

事業概要	児童・生徒の学力向上に資するため、区で統一した「学習状況調査」を実施し、その結果を踏まえて各学校が自校の指導方法を見直すとともに、自校の児童・生徒の実態に応じた具体的な対応を図っていきます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
「墨田区学力向上3か年計画」に基づき、区の学習状況調査結果を教員と共同して分析し、分析した内容に基づいた公開授業を実施したうえで、報告書として発行しました。また、調査を基軸として年に2回の学力向上ヒアリングを行い、指導法の工夫改善のPDCA サイクルを実施しました。 (放課後学習実施校35校)			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

32 幼保小中一貫教育の推進

(すみだ教育研究所)

事業概要	子どもたちの健全育成や学力向上を図るため、幼稚園（保育所）、小学校、中学校の各課程への移行を円滑に接続し、子どもたち一人ひとりの発達に応じたきめ細かい教育を系統的・計画的に進めていきます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 全10ブロックで幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の教員等が集まり、ブロックごとに年2回、幼保小中連絡協議会を開催しました。 「幼保小中一貫フォーラム」を実施し、保護者及び地域住民に対しても、幼保小中一貫教育の趣旨や取組を周知しました。			新たな幼保小中一貫教育推進計画を策定して、内容の充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

3 3 区立学校の適正配置

(庶務課)

事業概要	少子化に伴う区立小中学校の小規模化とこれに伴う教育上の諸問題を解消するため、区立小中学校の統合による適正配置を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
			（平成25年9月に「新たな墨田区立学校適正配置等実施計画」の見直しを行い、予定していた学校統廃合の実施を見送りました。今後の適正配置等については、本計画終了後に改めて必要性の検討を行います。）		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

3 4 学校ICT化の推進

(庶務課)

事業概要	教職員に一人一台パソコンを整備するなど、校務事務の効率化を図るとともに、児童・生徒のさらなる学力向上や学習意欲の向上を図るため、電子黒板等のICT機器を活用した「だれもがわかる授業」を創出します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・校務用PC更新完了 ・全小・中学校に電子黒板、教員用タブレット、実物投影機（小学校のみ）の整備完了 ・30校によるICTを活用した授業公開を実施しました。			引続き、校務支援システムの安定運用を図るとともに、コンテンツの充実のほか、教員のICT活用能力の向上やICTを活用した授業改善を進めます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

3 5 5050プログラム

(環境保全課)

事業概要	学校内でのエネルギー使用量を減らす省エネ活動推進プログラムを実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
2校で実施しました。それぞれの方法で、両校ともに平成27年度よりもエネルギー使用量を削減できた項目があったため、環境に供する物品を提供しました。			区立小中学校2校を実施する予定です。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

3 6 環境学習の支援

(環境保全課)

事業概要	環境学習のための冊子を作成配布します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
「すみだの自然と生きものガイドマップ」を増刷配布しました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

3 7 環境体験学習

(環境保全課)

事業概要	雨水、リサイクル、省エネ、自然生態体系などの環境体験学習を実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・自然観察会 8回 延 115人 ・ヤゴ救出作戦 17校（うち説明者派遣 8校） ・ヤゴ生息作戦 7校 ・森林整備体験 植林 15人 間伐 13人 ・山の日イベント 15人 ・環境体験学習は、27年度環境ふれあい館閉館に伴い、区内各所で開催 延 5,620人 ・エコライフ講座 延 354人			・自然観察会 8回 ・ヤゴ救出作戦 17校（うち説明者派遣 11校） ・ヤゴ生息作戦 7校 ・森林整備体験 植林及び間伐 定員 15人 ・山の日イベント 定員 15人 ・エコライフ講座 15回		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

3 8 資源循環学習

(すみだ清掃事務所)

事業概要	小学校4年生を対象にごみの分別、清掃車のしくみ、リサイクルなどについての体験学習を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
18校 791名参加			15校 900人		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

方向性（３） 子どもの心とからだの健康づくりの促進

現状と課題

朝食を摂らない等の食習慣の乱れや思春期からのダイエットにみられるような心とからだの健康問題が子どもたちに生じています。平成 28 年度調査結果によると、朝食を毎日食べている青少年は、前回の調査結果に比べて変化はありません。

また、平成 26 年度から平成 28 年度の東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果報告書の調査結果によると、小学校低学年の朝食欠食率は低いものの、学齢を重ねるにしたがって、朝食を「毎日食べない」割合と欠食してしまう可能性のある「ときどき食べない」割合が増える傾向にあるため、幼少期からの取組が求められます。

悩みや心配なこととして、小学生や中高生では、勉強や将来と進路が多い割合となっており、将来と進路は学年が上がるにつれて多くなる傾向にあります。一方で、特にないとする意見は、小学生では最も多くなっています。子どもたちの悩みや不安、心配事を気軽に相談できる体制が身近にある環境を整えていく必要があります。

核家族が一般的となり、また共働き家庭が増え、一人親家庭、離婚・再婚による再編家庭等により家庭機能が低下し、子育てに不安を抱える親が増えています。こうしたなか、身内以外の親しみと信頼をもてる相談相手の存在が子どもにとって必要となっています。

< 朝食の摂取状況 >

	中学生	高校生	大学生等 (その他含む)
合 計 (上段:n、下段:%)	358 100.0	86 100.0	39 100.0
毎日食べている	78.8	81.4	56.4
食べない日もある	11.7	10.5	30.8
あまり食べない	5.9	3.5	2.6
ぜんぜん食べない	2.5	3.5	7.7
無回答	1.1	1.2	2.6

(平成 25 年度ニーズ調査時)

	中学生	高校生	大学生等 (その他含む)
合 計 (上段:n、下段:%)	333 100.0	71 100.0	31 100.0
毎日食べている	80.2	81.7	67.7
食べない日もある	13.5	7.0	22.6
あまり食べない	3.0	5.6	3.2
ぜんぜん食べない	2.1	4.2	3.2
無回答	1.2	1.4	3.2

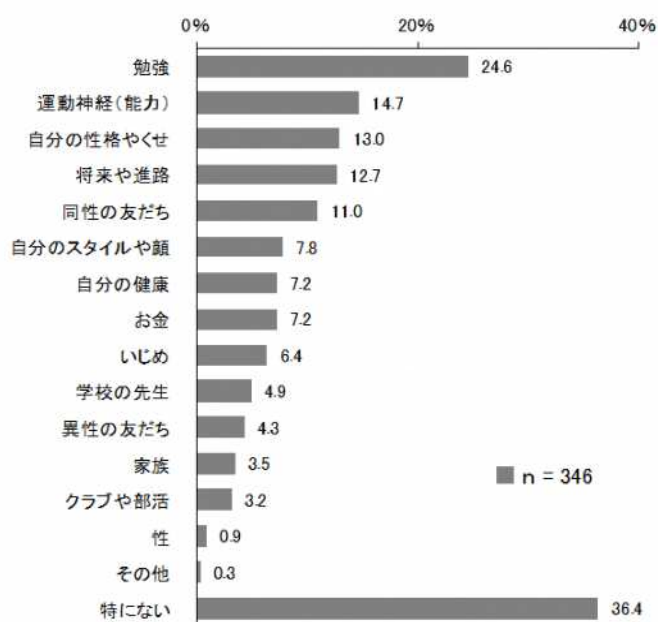
(平成 28 年度ニーズ調査時)

資料「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成 29 年 2 月)
「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査集計結果報告書」
(平成 26 年 3 月)

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	毎日 食べる	ときどき 食べない	毎日 食べない	毎日 食べる	ときどき 食べない	毎日 食べない	毎日 食べる	ときどき 食べない	毎日 食べない
小学校低学年	93.7%	6.0%	0.3%	94.3%	5.4%	0.4%	93.9%	5.8%	0.3%
小学校高学年	89.6%	9.4%	1.1%	89.9%	9.4%	0.8%	89.3%	9.8%	0.9%
中学生	82.8%	13.9%	3.3%	84.0%	12.8%	3.3%	82.0%	14.6%	3.5%

資料 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果報告書より墨田区の結果を抜粋

< 悩みや心配なこと:小学生 >



< 悩みや心配なこと:中高生、大学生等 >

	中学生	高校生	大学生等 (その他含む)
合 計	333	71	31
(上段:n、下段:%)	100.0	100.0	100.0
勉強	61.3	60.6	41.9
将来や進路	52.0	70.4	58.1
運動神経(能力)	31.2	16.9	9.7
クラブや部活	28.5	15.5	0.0
自分の性格やくせ	26.4	23.9	22.6
お金	21.6	31.0	35.5
自分のスタイルや顔	20.4	26.8	35.5
同性の友だち	16.2	14.1	3.2
自分の健康	15.6	7.0	35.5
家族	9.6	9.9	3.2
異性の友だち	6.6	11.3	3.2
学校の先生	2.7	2.8	0.0
性	1.8	2.8	3.2
いじめ	1.2	2.8	3.2
その他	1.5	1.4	3.2
特にない	18.0	12.7	19.4
無回答	0.9	1.4	0.0

資料 「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」(平成 29 年 2 月)

今後の方向性

- 子どもが望ましい食習慣を身につけるため、食の大切さを理解し、食を通じて自らの健康を管理できるよう食育に取り組んでいきます。
- 学齢期や思春期に特有な不安や悩みなどに対する相談を、学校や児童館などの学校内外で気軽に行えるように相談体制を整備し、問題の早期発見と早期対応を行うことで、不登校、いじめ、非行、心の悩み等に関するきめ細かな支援をします。
- 望まない妊娠や性感染症の防止のための性教育を充実します。また、家庭、学校、地域が一体となって、喫煙、飲酒、薬物乱用等に対する正しい知識の普及啓発に取り組む、子どもが誘惑に負けることなく、適切に行動できる力を育みます。

3 9 幼稚園・小・中学校での食育の推進◎

(指導室、学務課)

事業概要		各区立幼稚園・小・中学校において、栄養教諭等が中心になって食育の充実を図ります。			
実績（平成28年度）			事業目標		
・各区立幼稚園・小・中学校における食育の実践について、年度末に報告会を行い、実践報告書にまとめるとともに、各学校での取組を推進しました。 ・各学校において、ふれあい給食等に取り組ましました。			栄養教諭（栄養士）や食育リーダーを中心に、区立幼稚園・小中学校における食育の推進を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

4 0 健康と体力向上の推進◎

(指導室)

事業概要		小中学校で体力テストを実施し、児童・生徒の体力の状況を把握します。また、健康と体力に関する冊子を作成し、学校での体力向上にむけた取組を推進していきます。			
実績（平成28年度）			事業目標		
・全小中学校において体力テストを実施し、小中学校の男女ともにすべての種目において、東京都の平均値を上回っています。27年度は平均して都との差異が1.1ポイントでしたが、28年度は差異がさらに広がり平均して1.4ポイントとなり、体力向上の取組の成果として表れています。 ・児童・生徒の体力テストの課題を把握し、教員の研究組織である体力向上プロジェクト検討委員会で補強運動や運動遊びの提案を行いました。 ・特色ある体力・運動能力向上の取組「一校（園）一取組」「一学級一実践」の充実を図ってきました。			充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

4 1 思春期相談

(本所保健センター)

事業概要	不登校、ひきこもり、家庭内暴力、人間関係等の思春期における不安や悩みなどに関する思春期相談の充実を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
区民及び関係機関への周知を図り、各事業の充実を図りました。 ・相談回数 24回 24人 ・思春期講演会 1回 40人 （講演会は8月と12月の2回予定していましたが、8月分は台風のため中止となりました。）			区民及び関係機関への周知を図り、各事業の充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

4 2 エイズ及び性感染症等に関する性教育

(保健予防課)

事業概要	・学齢期の子どもに、エイズ及び性感染症に対する正しい理解と感染を予防するための教育を推進します。 ・エイズ教育の基盤となる、人間尊重や男女平等の精神に基づく性教育の一層の充実を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
エイズ等の感染症に対する職員の理解を深め適切な対応や支援を行うことを目的として、区職員を対象に講演会を開催しました。(29年2月開催37名)			講演会に参加した保育園及び教育委員会事務局等の職員を通じ、子どもへのエイズ・性感染症のまん延防止、患者・感染者に対する理解と予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

4 3 喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策

(指導室、保健計画課、向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	・学齢期の子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康障害行動に対する正しい理解と問題行動の改善を図るため、多様な機会を通じて啓発活動を推進します。 ・東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会が、学校や地域団体等へ出向き薬物乱用についての講義を実施し、また中学生を対象に薬物乱用防止ポスター・標語を募集し表彰を行います。区は同協議会を支援し、薬物乱用防止の啓発事業を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
区立小学校高学年に対し、たばこに関するリーフレットを配布しました。また、がん教育モデル授業の中でも、たばこの影響について学習の機会を設けました。 【薬物乱用防止ポスター・標語の応募数】 ・ポスター 175点 ・標語 1,559点 ・薬物乱用防止の啓発事業(セーフティ教室等)を小中学校で実施。			小中学校へたばこの害についてのリーフレットを配布し、未成年者への喫煙防止対策を推進します。また、学校との連携、東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会への支援を進め、啓発の充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

4 4 教育相談事業

(すみだ教育研究所)

事業概要	教育上の諸問題の相談（ひきこもり・不登校・暴力等）、親子間の問題の相談、子ども自身の悩み事の相談に対応します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
個別事案に応じた相談について、臨床心理士等が適切に対応しました。 ・登録面接相談件数：130件 ・終結件数：42件（終結率：32.3%）			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

4 5 スクールカウンセラーの配置

(指導室)

事業概要	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善・解決及び学校内の教育相談体制等の充実を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
都費 SC は年間 38 日間、区費 SC は小学校(12 学級以上配置) 35 日間、中学校(全校) 35 日間の配置をしました。学校規模により、最大で 70 日間の配置が可能となり、学校内の教育相談体制の充実が図られました。 小学校 33,956 件、中学校 8,951 件、合計 42,907 件の相談がありました。			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

4 6 スクールサポート事業

(指導室)

事業概要	すみだスクールサポートセンターに派遣指導員を配置し、学校・家庭・関係機関の連携の下、不登校や問題を起こす児童・生徒の学習指導、生活指導、教育相談等の支援や保護者及び学校への援助を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
すみだスクールサポートセンターにて、指導員が各種の相談に対応し、学校・家庭・関係機関の連携の下、不登校や課題のある児童・生徒の学習指導、生活指導、教育相談等の支援や、保護者及び学校への援助を行いました。 （相談件数：1,025 件）			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

47 ステップ学級

(指導室)

事業概要	さまざまな理由により長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、学校への復帰ができるよう、相談活動や学習指導を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
さまざまな理由により長期間学校を欠席している児童・生徒が、学習や体験活動を通して学校復帰をめざして指導・援助を行いました。38名が通級し、8名が学校復帰しました。また、15名の生徒が進学先を確定しました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

基本目標② 保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します

方向性（１） 親と子の健康づくりの促進

現状と課題

妊娠期、出産期、乳幼児期を通じて、親子の心身の健康が確保されるよう支援の充実を図る必要があります。出産や子育てに孤独感や不安・負担を感じる親が依然として多いことから、育児不安の軽減・解消や虐待の未然防止・早期発見に重点を置いた取組が求められます。

今後の方向性

- 乳児のいる家庭と社会をつなぐ最初のものである、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）について、新生児及び生後 120 日以内の乳児のいる家庭への訪問率 100%をめざします。乳児家庭全戸訪問事業から健診等の母子保健サービスの提供を通じて親子の健康を継続的に見守り、疾病や障害の早期発見・早期対応につなげるとともに、乳幼児期に親子が良好な関係を築くことができるよう支援します。
- 子どもが健康なからだと豊かなこころを育む上で、乳幼児期は食習慣の基礎や規則正しい生活リズムをつくる大切な時期であり、家庭がその役割を十分に果たせるよう、関係機関が連携・協力して食育のための活動を広めていきます。
- 日ごろから気軽に相談できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及啓発や、休日や平日夜間の小児医療体制に関する周知を進めるとともに、東京都や医師会等との連携により、産科・小児科医療の確保・充実に努めます。

4 8 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）◎ ★

（保健計画課、向島保健センター、本所保健センター）

事業概要	・新生児及び生後 120 日以内の乳児に対して、訪問により発育、栄養、生活環境等の育児指導を行います。 ・障害の早期発見・早期対応だけでなく、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
・訪問率：98.2% ・訪問件数：2,413 件 ・乳児健診対象者数：2,458 人 電話や手紙でも訪問約束ができない場合は、直接家庭訪問をします。不在の場合は、2 か月児学級、育児相談、乳児健診などさまざまな事業を通じて経過を把握しています。 【指導件数（延）】 向島保健センター ・新生児訪問 965 人 ・未熟児訪問 12 人 ・乳児訪問 49 人 ・妊産婦訪問 137 人 本所保健センター ・新生児訪問 1,348 人 ・未熟児訪問 31 人 ・乳児訪問 54 人 ・妊産婦訪問 199 人			訪問率 100%を目標にし、病院や産院との連携を強化し、訪問指導の充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期 ○	就学前（3歳未満） ○	就学前（3歳以上）	小学生	中高生

4 9 小児医療体制の充実・確保◎

（保健計画課）

事業概要	・祝日、日曜日及び年末・年始の午前 9 時から午後 9 時 30 分まで、墨田区休日応急診療所（すみだ福祉保健センター内）を開設し、内科・小児科の応急診療に対応します。 ・平日の夜間（午後 7 時から午後 9 時 45 分）、すみだ平日夜間救急こどもクリニック（同愛記念病院 1 階救急外来内）において、小児専門の初期救急診療を行います。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
【墨田区休日応急診療所】 ・診療日数 72 日 ・小児科受診者数 3,240 人 【小児初期救急平日夜間診療】 ・診療日数 243 日 ・受診者数 607 人			一層の周知と充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期 ○	就学前（3歳未満） ○	就学前（3歳以上） ○	小学生 ○	中高生 ○

50 食育啓発・推進事業◎（保健計画課、向島保健センター、本所保健センター、子ども施設課）

事業概要	・次世代の命を育む妊婦に、必要な栄養の知識を普及するため、出産準備クラスの際に、妊娠中の食事についての講義を行い、望ましい食習慣を身につけるための指導を行います。				
	・乳幼児から望ましい食生活を身につけることができるよう、健診時等に集団及び個別の食育（栄養指導）を行い、情報・知識の普及を図ります。				
事業概要	・保育園の園児に対し、豊かな食の体験を通して食育を行います。				
	・墨田区食育推進計画に基づき、区民・民間団体等の主体的な活動と地域の特性を活かした総合的な食育を推進し、区民・地域団体・NPO・企業・区の協働による食育の普及啓発を図ります。				
事業概要	・地域団体「すみだ食育 good ネット」との協働で、食育推進のためのネットワークづくりと地域における食育力の向上を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・出産準備クラスの食育 21回 209人			充実を図ります。		
・こども料理教室 1回 10組 26人			（区民、地域団体、事業者、NPO、企業、大学、区等の関係者による協働のネットワークの構築により、食育に関する情報を共有し、協創の食育活動を推進します。）		
・食育イベント					
「手間かけて すみだ食育 てんこもり 2016」					
参加者 23,814人					
・食育シンポジウム 参加者 350人					
・保育園の食育					
野菜の栽培、調理保育等を全園で実施					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

51 親子健康手帳の交付

（保健計画課、向島保健センター、本所保健センター、子育て支援総合センター）

事業概要	親子健康手帳の内容の充実と活用の推進を図り、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう支援します。				
実績（平成２８年度）			事業目標		
親子健康手帳交付数　2,984 件			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（３歳未満）	就学前（３歳以上）	小学生	中高生
	○				

52 妊婦健康診査★

（保健計画課、向島保健センター、本所保健センター）

事業概要	妊娠・出産に影響を及ぼす異常、妊娠に付随して起こる異常の有無を早期に発見し、適切な指導を行い、母体の健康保持と胎児の順調な発育を図るため、妊娠中に健診を実施します。				
実績（平成２８年度）			事業目標		
妊婦健康診査受診数 ・１回目　２,703 人 ・２回目～14 回目　延 25,310 人			さらに受診を喚起し、妊娠中の健康管理を促します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（３歳未満）	就学前（３歳以上）	小学生	中高生
	○				

5 3 妊産婦歯科健康診査事業

(保健計画課)

事業概要	・妊産婦の歯と口の健康の保持増進と、胎児の健全な発育を図るために妊産婦を対象に歯科健康診査を実施します。 ・回数は、産前あるいは産後 1 年以内に 1 回、区が発行する「妊産婦歯科健康診査票」を持参し、区内の歯科医療機関で受診します。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
受診者数 1,015 人（受診率 35.1%）			受診者数の増加と事業の充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

5 4 乳児健康診査

(保健計画課、向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	・乳児の健康の保持や増進を図るため、乳児健康診査を実施します。 ・生後 3・4 か月児は保健センターで、6・9 か月児は医療機関において健診を行います。 ・産後うつスクリーニング検査を実施し、必要に応じて専門相談を行います。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
【3・4 か月児健診】 向島保健センター 受診者数 965 人（受診率 97.3%） 本所保健センター 受診者数 1,381 人（受診率 94.2%） 【6 か月児健診】 受診者数 2,251 人（受診率 91.6%） 【9 か月児健診】 受診者数 2,241 人（受診率 91.2%）			・受診を喚起します。 ・産後うつの早期発見・予防をめざします。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

5 5 1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査

(保健計画課、向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	・身体面、行動面、心理面、歯科等の健康診査と指導を行います。 ・孤立していたり、親のメンタル面に問題がある場合は、他機関と連携してフォローを行います。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
【1 歳 6 か月児健診】 向島保健センター 受診者数 975 人（受診率 94.5%） 本所保健センター 受診者数 1,207 人（受診率 92.1%） 【3 歳児健診】 向島保健センター 受診者数 905 人（受診率 97.1%） 本所保健センター 受診者数 1,050 人（受診率 97.0%） 【1 歳 6 か月児健診（医療機関委託分）】 受診者数 2,246 人（受診率 95.9%）			受診を喚起します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

5 6 育児相談・出張育児相談

(向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	保健センター・児童館・子育てひろばで、保健師が出張相談を行います。必要に応じて、栄養相談、健康教育も実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【保健センター内育児相談】 ・向島保健センター：年20回 ・本所保健センター：年12回 【出張育児相談】 平成28年度から各施設で独自に実施			関係機関との連携を図り、相談内容の充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

5 7 アレルギー健診

(向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	・乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談の結果において、必要と認められた乳幼児を対象に、アレルギー健診を実施します。 ・適切な指導を行うことで、気管支ぜん息などのアレルギー性疾患発症の未然予防を図ります。 ・必要に応じ相談を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・向島保健センター：12回 受診者数25人 ・本所保健センター：12回 受診者数31人			アレルギー性疾患についての知識を普及し、予防に努めます。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

5 8 歯科衛生相談

(向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	保健センターの歯科衛生相談室において、歯みがき教室、定期歯科健診、歯科予防処置を実施し、歯科保健思想の普及と歯科疾患の予防に努めます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・歯みがき教室 向島保健センター 48回 420人 本所保健センター 60回 653人 ・定期歯科健診 向島保健センター 36回 489人 本所保健センター 36回 717人 ・予防処置 向島保健センター 108回 701人 本所保健センター 123回 1,028人 ・保健指導 向島保健センター 489人 本所保健センター 717人			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

59 子どもの事故防止のための啓発活動の推進 (向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	・誤飲・転落・転倒、やけど等子どもの事故防止対策を推進するため、相談体制を整備します。 ・乳児健診等の機会を通じて、SIDS（乳幼児突然死症候群）を含めた事故に関する知識の普及・啓発活動を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
各健診や育児相談、育児学級場で啓発を実施しました。			パネル展示、チラシ配布等の充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○		

60 ぜん息児のための環境保健事業（機能訓練事業） (保健計画課)

事業概要	ぜん息児のための水泳教室、音楽療法教室、サマーキャンプ・食物アレルギー講演会を実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・水泳教室 10日間 延202人 ・音楽教室 4日間 延64人 ・サマーキャンプ（デイキャンプ）参加者数 3日間 延12人 ・アレルギー講演会 1回 4組			ぜん息児のぜん息症状の改善と健康管理を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

61 子どもの予防接種 (保健予防課、向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	・ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘の発生及びまん延防止のため、これら疾病に対して免疫効果を獲得させるためワクチンを対象者に接種します。 ・任意予防接種として、定期予防接種対象期間外の麻しん及び風しん予防接種の費用助成制度を実施しています。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・ヒブ 9,690人 ・小児用肺炎球菌 9,683人 ・B型肝炎 3,815人 ・DT 1,005人 ・不活化ポリオ 90人 ・四種混合 9,734人 ・BCG 2,396人 ・MR 4,108人 ・水痘 4,504人 ・日本脳炎 6,779人 ・子宮頸がん予防 11人 ・麻しん 0人 ・風しん 1人			ヒブ・肺炎球菌・B型肝炎・DT（二種混合）・不活化ポリオ・四種混合・BCG・MR（麻しん・風しん）・水痘・日本脳炎・子宮頸がん予防の定期予防接種及び麻しん・風しんの任意予防接種を実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

方向性（２） 子育て支援サービスの充実

現状と課題

すべての子育て家庭が利用できる子育て支援サービスとして、区は子育て安心ステーション事業や子育てひろば事業をはじめとする様々なサービスの充実を図ってきました。

平成 28 年度調査結果からは、定期的な教育・保育事業を利用していない方で、子育てに不安や孤独を感じる方が多くなっており、在宅で子育てをしている保護者への子育て支援を充実させる必要があります。

< 利用したい子育てサービス >

	全 体 (n=1,095)	6か月未満 (n=172)	6か月～1歳 未満 (n=116)	1歳 (n=191)	2歳 (n=176)	3歳 (n=151)	4歳 (n=144)	5歳 (n=129)
合 計 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
幼稚園	27.0	18.0	14.7	24.1	28.4	30.5	39.6	34.9
幼稚園の預かり保育	3.6	1.2	1.7	2.1	6.3	6.0	3.5	4.7
認可保育所	55.0	65.7	68.1	62.3	49.4	49.0	45.1	44.2
認定こども園	5.8	3.5	5.2	3.1	7.4	8.6	5.6	7.8
小規模認可保育所	0.3			1.0	0.6			
家庭的保育事業(保育ママ)	0.1		0.9					
事業所内保育所	0.4	0.6	0.9		0.6	0.7		
認証保育所	1.8	3.5	2.6	1.6	0.6	0.7		3.1
認可外保育所	0.3				0.6	0.7		0.8
定期利用保育	0.9	1.7	1.7	0.5	0.6	0.7	0.7	
居宅訪問型保育	0.2			0.5	0.6			
すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」(墨田区訪問型保育支援事業)	0.3	0.6	0.9			0.7		
すみだファミリー・サポート・センター	0.5			1.0		0.7	0.7	0.8
その他	0.5		0.9	0.5	1.1		0.7	0.8
無回答	3.5	5.2	2.6	3.1	4.0	2.0	4.2	3.1

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

今後の方向性

- 子育てを応援するサービスのメニュー・量を拡充し、利用しやすくすることにより、親の育児不安や負担を軽減・解消し、すべての子育て家庭が地域で安心して子育てをすることができるようにしていきます。
- 特に子育てひろばは、乳幼児期の子育て家庭を支える地域の拠点であり、両国・文花子育てひろば、児童館のほか、認定こども園に子育てひろば（地域子育て支援拠点）を整備するとともに地域で自主的に設置する「ひろば」への支援も検討します。
- 子育てひろばが親子にとって安心して過ごせる居場所となるよう、利用者の主体的な参加を支援し、一緒に居場所づくりを進める環境をつくりします。

6 2 緊急一時保育◎ ★

(子育て支援総合センター)

事業概要	保護者の病気や出産等により、緊急的に保育を必要とする子どもを、緊急一時保育枠を設けた保育所や保育所の定員の空きを利用して保育します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・利用者数 111 人 ・利用日数 延 1,784 日			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

6 3 一時保育◎ ★

(子ども施設課、子育て支援総合センター)

事業概要	保護者の都合や育児疲れの解消・リフレッシュ、短時間勤務等により、保護者が一時的に保育できない場合に保育します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
利用者数 ・公設民営3園 延 2,995 人 ・両国子育てひろば 延 382 人 計 延 3,377 人			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

6 4 ファミリー・サポート・センター事業◎ ★

(子育て支援総合センター)

事業概要	区民による会員制の組織をつくり、区民の相互援助活動により、保育所の送り迎え、一時的な保育等を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
1 か所で実施。 ・ファミリー会員 654 人 ・サポート会員 116 人 ・両方会員 10 人 ・活動件数 4,989 件			サポートにかかわる人材・サービスの活用促進を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

65 子育てひろば事業◎ ★

(子育て政策課、子育て支援総合センター)

事業概要	・地域の子育て家庭支援のために、子育てひろば（両国・文花）、児童館等で、子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。 ・子育ての地域拠点の機能を強化するために、子育てひろばにかかわるネットワークの強化を図ります。 ・利用者が主体的に居場所づくりにかかわれるよう、利用者が事業企画することを段階的に支援できるプログラムやメニューを作成し、その利用を促すイベント等を実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・子育てひろば 2か所 両国子育てひろば 利用者数 37,988人 相談件数 520件 文花子育てひろば 利用者数 32,690人 相談件数 849件 ・全区立児童館（11館）で実施 （幼児来館者）利用者数 69,878人 相談件数 357件			充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	

66 いっしょに保育◎

(子育て支援総合センター)

事業概要	在宅で子育てをしている保護者の自宅に保育士が直接訪問し、親子のふれあい遊びを実施しながら、保育指導をしたり、子育ての悩みや相談に応じます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
利用件数 延 52件			周知・充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

67 子育て安心ステーション事業◎

(子ども施設課)

事業概要	在宅で子育てをしている保護者の育児不安等を解消するため、認可保育所等で育児相談などを実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
登録数 131件			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

68 短期保育（ショートナースリー）★

(子育て支援総合センター)

事業概要	短期の仕事や通院などで保護者が一時的に保育できない場合に、私立保育所の定員の空きを利用して短期間保育します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・利用者数 延 13人 ・利用日数 延 82日			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

69 ショートステイ ★

(子育て支援総合センター)

事業概要	保護者の疾病や出産、育児疲れ等により、家庭で子どもを養育できない場合に、7日間を上限として保育します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・利用件数 延 15 件 ・利用日数 延 55 日			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○※

※中学生まで

70 トワイライトステイ ★

(子育て支援総合センター)

事業概要	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間等不在になり、家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合において、その児童を実施施設にて保護し、生活指導、食事の提供等を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
			事業実施及び実施施設等を含めて、研究していきます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○※	

※小学3年生まで

71 児童館・地域プラザでの乳幼児一時預かり ★

(子育て政策課、子育て支援総合センター)

事業概要	用事等で、子どもを少しの間預けたいときに、児童館等で一時預かりを行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
198 人（区立児童館 6 館）			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

72 在宅子育てママ救急ショートサポート ★

(子育て支援総合センター)

事業概要	自宅で子育てをする保護者が体調不良等により養育が困難になった場合、子育て支援員が保護者の自宅を訪問し、子どもを保育します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・利用件数 延 817 件 ・利用時間 延 2,430 時間			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

73 つどいの広場・子育て広場 ★

(地域活動推進課)

事業概要		区内コミュニティ会館において、乳幼児と保護者を対象に、親子であそぼう、体操、リトミック、相談事業等を実施します。				
実績（平成28年度）		事業目標				
【東駒形コミュニティ会館】		充実を図ります。				
・こあらかラス（0歳）	19回					732人
・ひよこクラス（0歳前半）	31回					1354人
・こりすクラス（0歳後半）	25回					793人
・こねこクラス（1歳）	32回					1264人
・こいぬクラス（2歳）	33回					915人
・こぶたクラス（3歳）	9回					19人
・ベビーマッサージ	15回					413人
・リズムあそび0,1,2	11回					730人
・子育てサロン	11回					199人
・ちびっこ広場	45回					988人
・ちびっこプール	5回					134人
・パパとあそぼう	1回					58人
・乳幼児クリスマス会	1回					215人
・乳幼児ハロウィン	1回					94人
・幼児陶芸教室	1回					8人
・幼児クッキングタイム	1回					19人
【梅若橋コミュニティ会館】						
・ひよこちゃんあそぼう	25回					584人
・りすちゃんあそぼう	32回					408人
・うさぎちゃんあそぼう	33回					1,148人
・チャイルドタイム（体育室開放）	28回					135人
・親と子のリトミック教室	30回					341人
【横川コミュニティ会館】						
・ちっちゃ芽クラス	25回					1,353人
・ふたばクラス	36回					1,407人
・みつばクラス	36回					1,510人
・りとみっくらんど	30回					475人
・ちっちゃなかがく	10回					242人
・親子であそぼっ！	32回					413人
・パパもいっしょに	10回					141人
・スポーツでげんき！	12回					493人
・カプラの日	12回					71人
・プラレールの日	12回					347人
・子育て講座	6回					148人
・アンパンマン体操	187回					1,229人
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生	
		○	○			

7 4 児童館の乳幼児事業 ★

(子育て政策課)

事業概要	地域の子育て家庭支援のために、児童館等で子ども同士、親同士の交流、親の事業への参画や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
41,996 人（区立児童館 11 館）			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○		

7 5 地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業

(子育て支援課)

事業概要	空き店舗等の遊休施設を活用した、地域が支える子育て支援施設として、親子つどいの広場、乳幼児の一時保育などを行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
すみだ子どもサロン ・広場利用者数 5,347 人 ・一時保育件数 425 件			すみだ子どもサロンは、平成 29 年度をもって、廃止になりました。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

7 6 児童養育家庭ホームヘルプサービス

(子育て支援総合センター)

事業概要	義務教育修了前の子どもを養育している家庭の保護者が、出産や一時的な病気等により、家事や育児が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・利用者数 延 47 人 ・派遣回数 延 366 回			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○（中学生まで）

7 7 幼児の時間

(人権同和・男女共同参画課)

事業概要	子どもの成長、発達に見合った運動や遊び、季節行事などを通して乳幼児と保護者がじっくりとふれあい、親子の交流を深めます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
社会福祉会館で実施 ○すくすくクラブ ・開催回数 全 30 回 ・参加者数 延べ 576 組 1,157 人参加 ○すこやかクラブ ・開催回数 全 30 回 ・参加者数 延べ 489 組 995 人参加 ○幼児の時間 ・開催回数 全 30 回 ・参加者数 延べ 605 組 1,117 人参加			在宅乳幼児親子の子育て支援のため、充実を図り継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

78 未就園児への開放広場

(指導室)

事業概要	幼稚園の園庭を未就園児及びその保護者に開放します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全区立幼稚園で週1回程度、継続して実施しました。その際に、子育て出前相談員が来園し子育て相談に対応しました。 (全園合計196回実施 参加幼児人数4,174人)			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

79 ブックスタート

(ひきふね図書館)

事業概要	3・4 か月児健診時の保護者に、絵本の読み聞かせのアドバイスを行うとともに、はじめての読み聞かせに適した絵本を配付します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
絵本配付 2,351 人			継続して実施し、絵本配布率 95%以上をめざします。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

方向性（３） 認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上

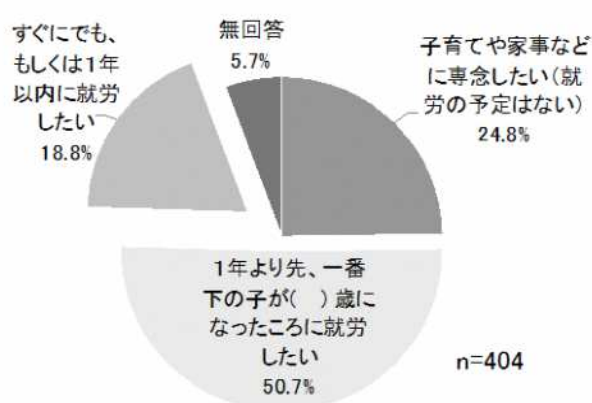
現状と課題

認可保育所の新設や家庭的保育の増加により定員数は増加しているものの、認可保育所の申込み者数が増え続け、平成 29 年度には 6,196 名となっています。そのため、待機児童数は減少していないのが現状で、平成 29 年度においてはそのすべてが 0～2 歳児であり、低年齢児の定員増や地域ごとの保育施設の適正な配置等が依然として大きな課題となっています。

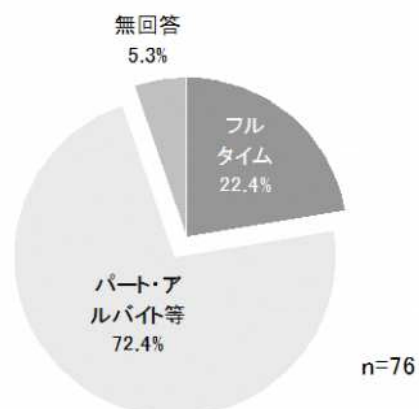
調査では、就労していない乳幼児の母親の 69.5%は就労の意思があり、そのうち、1 年以内に就労したいと考えている乳幼児の母親の約 2 割がフルタイム、約 7 割がパート・アルバイトでの形態を希望しています。保育環境の整備には、こうした就労の形態やニーズに合わせた対応が求められます。

さらに、延長保育や施設型の病児保育、幼稚園での預かり保育等の多様なニーズにも対応し、サービスの充実を図っていく必要があります。

< 就労していない乳幼児の母親の就労意向 >



< 1年以内に就労希望の人の就労形態 >



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

今後の方向性

- 待機児童解消を進めるとともに、地域の子育て支援拠点の充実を図るため、認定こども園の新設を促進し、就労の有無や形態にかかわらず、安定して保育・教育を受けられるよう、教育・保育の環境づくりを進めます。なお、区立保育所等既存施設からの認定こども園化については、保育所の改築計画と合わせて検討していきます。

- 増加が予想される保育ニーズに対しては、認可保育所とともに小規模保育所など地域型保育事業の誘致、幼稚園の預かり保育の拡充等により、サービス量の拡充を図ります。また、家庭的保育事業では給食の自園調理を推進します。
- 保護者の就労形態やニーズの多様化に対応し、延長保育、病児・病後児保育等のサービスを更に充実します。特に病児保育については定員の拡大に努めます。
- 乳幼児期の質の高い保育は、その後の子どもの成長に大きな影響を与えることから、子どもが豊かに学ぶために保育の質の向上を図るため、「子ども主体の協同的な学びプロジェクト」を実施します。
- 小学校入学後にスムーズに学校生活になじむことができるようにするため、保育所及び幼稚園、並びに小学校との連携・交流等を通じた取組を推進します。

80 認定こども園の整備誘導◎ ★

(子育て政策課)

事業概要	教育と保育を一体的に行う認定こども園を整備誘導します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
国の制度や他自治体の状況等について情報収集を行いました。			認定こども園新規 2 園の開設に向けて準備を進めます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

81 既存保育所、幼稚園の認定こども園移行対応事業◎ ★

(子ども施設課)

事業概要	・既存の認可保育所、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行について、調査研究します。 ・移行を予定する施設について、移行にあたって必要な対応を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
私立保育園 1 園が幼保連携型認定こども園へ移行（4月1日）			区立保育所については、平成 29 年度に 2 園が幼保連携型認定こども園に移行しましたが、平成 30 年度以降、墨田区保育所等整備計画の見直しに伴い、事業を凍結します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

82 認可保育所の整備◎ ★

(子育て政策課、子ども施設課)

事業概要	・待機児童を解消するため、潜在的なニーズも視野に入れ、計画的な整備を進めます。特に待機児童が集中している 1・2 歳児の定員拡大を図ります。 ・私立保育所の設置に対する支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【平成 28 年 4 月 1 日開設 2 園】 ・ベネッセ 菊川北保育園 ・小学館アカデミーひきふね駅前保育園 【平成 28 年 11 月 1 日開設 2 園】 ・チェリッシュあおぞら保育園 ・アスク両国保育園			区北部地域において 6 園、区南部地域において 12 園の整備を予定します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

8 3 認証保育所の認可保育所への移行支援◎ ★

(子育て政策課、子ども施設課)

事業概要	墨田区内で認証保育所を設置・運営する事業者が、当該認証保育所を認可保育所へ移行する場合、移行にかかる費用の補助等による支援を実施します。また、引き続き、認証保育所を運営する事業者については運営費等の補助を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・移行に係る費用の補助 対象：2園 ・認証保育所への運営費補助 対象：9園			認可保育所の整備を進めることから、当面整備を見合わせます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

8 4 区立認可保育所改築計画◎

(子育て支援課)

事業概要	耐震化を図るため区立保育園舎の改築を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
亀沢保育園本園舎の解体工事が完了し、建築工事に着工しました。			公共施設マネジメント実行計画等との整合を図りながら進めます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

8 5 延長保育◎ ★

(子ども施設課)

事業概要	保護者の就労形態の多様化や地域の事情等に応じて、基本保育時間前後の延長保育を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・6：15～7：15 1園 私立1 ・19：15まで 21園 私立8 公立13 ・20：15まで 20園 私立17（内幼保連携1分園1）公設民営3 ・21：15まで 2園 私立1 公設民営1 ・22：15まで 6園 私立4 公設民営2			・6：15～7：15 1園 私立1 ・19：15まで 19園 私立8 公立13 ・20：15まで 15園 私立18 公設民営4 ・21：15まで 2園 私立4 公設民営1 ・22：15まで 6園 私立3 公設民営2		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

8 6 訪問型病後児保育◎ ★

(子育て支援総合センター)

事業概要	病気の回復期で、医療機関に入院加療の必要はないが安静を要するため、保育所等に通園できない場合に、子育て支援員等を派遣して保育を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・利用件数 延 411件 ・利用時間数 延 2,983時間			周知の徹底を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○※	

※小学3年生まで

87 病児・病後児保育◎ ★

(子育て支援課)

事業概要	病気の回復期で、医療機関に入院加療の必要はないが、安静を要するため、保育所等に通園できない場合に、専用スペースのある保育所で病後児保育を行います。また、病気のときに、医療機関等で預かる病児保育も行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・病後児保育室利用児童数 238人 ・病児・病後児保育室利用児童数 179人			区南部において、定員の拡大を図ります。また、区北部における病後児保育の実施を検討します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

新規 保育所・幼稚園等における医療的ケア児の受け入れ対策◎

(子育て支援課)

事業概要	医療的ケアが必要な児童の、保育所・幼稚園等における受け入れについて、その体制の確保へ向けた関係機関による調査・検討を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
新規事業			調査・検討のうえ、方向性を決定します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

88 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の策定・実施◎

(子ども施設課)

事業概要	・認可保育所、認証保育所の合同研修を実施します。 ・障害児専門保育士を養成します。 ・公私立施設長の役割を強化するとともに、第三者評価者の養成を行います。 ・食育の推進、保幼小の連携による共通課題の研究と保育プログラムの作成、保育士の幼稚園教諭資格取得の促進を図ります。 ・園児への環境教育を実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・合同研修3回実施 ・障害児専門研修8回 ・保育支援コーディネーター研修7回 ・幼稚園教諭資格取得援助（申請者への全額補助） ・認定こども園実施に向け、地域向けリーフレットの作成			充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

89 子ども主体の協同的な学びプロジェクト◎

(子ども施設課)

事業概要	・子どもが豊かに学ぶための「保育の質」を向上させるため、子ども主体の協同的な学びを実践します。 ・認定こども園、幼稚園、認可保育所の発表園において、日々の保育の中からプロジェクトを見つけ、地域や小学校との連携も視野に入れ、その実践結果を公開保育で発表します。その成果を踏まえて全施設に取組を広めます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
子ども主体の協同的な学びプロジェクトとして、主に5歳児の保育実践、公開保育と発表会を開催しました。 発表園は公立幼稚園（八広）、公立保育園（水神）、私立幼稚園（言問）、私立保育園（木ノ下）の4園。各園に専門家が指導に入りました。			継続して実施し、保育の質の向上を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○※		

※5歳児

90 保育士の確保◎

(子ども施設課)

事業概要	保育の量の拡大に伴う保育士確保のため、私立認可保育所等を支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
補助対象宿舎 ・私立認可 11件 ・公設民営 3件 ・小規模 0件			保育士等の賃金改善に加え、宿舎借上げ補助事業等を実施し、保育士等の確保について、引続き支援します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

91 地域型保育事業（家庭的保育者（保育ママ））★

(子ども施設課)

事業概要	生後43日以上3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、区が認定した家庭的保育者が自宅で保育を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
私立保育園が連携園となるしくみを作りました。また、連携園を地域の0歳児保育園に変更しました。 ・対象家庭的保育者（保育ママ）17人 ・私立保育園連携園 5園			継続して実施し、乳幼児の健やかな成長を支援していきます。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

9 2 地域型保育事業（小規模保育所等の整備）★

（子育て政策課）

事業概要	・オープンスペースが少ない都市部において、定員 19 人までという規模の特性を活かし、多様な主体が多様なスペースを活用しながら、質の高い保育を提供する小規模保育所を整備します。 ・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育事業や、障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で 1 対 1 の保育を行う居宅訪問型保育事業を実施します。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
小規模保育所を 3 園開設しました。			認可保育所の整備を進めることから、当面整備を見合わせます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

9 3 家庭的保育事業の給食提供

（子ども施設課）

事業概要	家庭的保育（保育ママ）事業において、給食を提供します。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
・衛生面や調理面の研修を 2 回実施 ・給食訪問を 2 回実施			自園調理や給食連携保育所からの搬入により、受託児に給食を提供します。また、順次自園調理に移行していきます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○			

9 4 私立幼稚園の預かり保育 ★

（子ども施設課）

事業概要	幼稚園の通常の教育・保育時間終了後、または長期休暇時に、預かり保育を実施します。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
私立幼稚園 4 園（延べ利用者数 12,637 人）			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○		

9 5 区立認可保育所の民間活力の導入

（子育て支援課）

事業概要	保育ニーズの多様化に対応し、柔軟なサービス提供を行うため、区立保育所へ民間活力を導入します。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
亀沢保育園の指定管理者を選定しました。 また、平成 27 年 9 月に策定した「墨田区保育所等整備計画」に基づき、今後の民間活力導入について検討を進めました。			「墨田区保育所等整備計画」により推進します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

9 6 認可保育所の遊具整備

(子ども施設課)

事業概要	新基準に適合した遊具等を導入するなど計画的に整備します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
区立保育所全園の遊具点検を実施			計画的に遊具の改修を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

9 7 休日保育

(子ども施設課)

事業概要	保護者の就労等により休日に保育することができない場合に、休日保育実施園において保育を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・指定管理園 1 園（延べ利用者数 242 人） ・私立保育所 1 園（延べ利用者数 20 人）			事業の充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

9 8 スポット延長保育

(子ども施設課)

事業概要	保護者の急な残業などの場合でも 1 時間単位で利用することのできる、延長保育サービスを実施します。また、受益者負担の観点、子育て家庭の負担の公平化の観点などから見直しの検討を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・私立保育所全園で実施 ・指定管理園 5 園で実施 ・標準時間認定のスポット延長保育を区立保育所 13 園で実施 ・短時間認定のスポット延長保育を区立保育所全園で実施 ・区立利用者累計 1,599 人			事業の充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

9 9 心理相談員の保育所等、学童クラブへの巡回

(子ども施設課)

事業概要	心理相談員の巡回による行動観察、職員との話し合い、保護者へのアドバイスなどを通して、課題のある子どもの発達支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・保育所 339 件 ・学童クラブ 93 回 ・認証保育所 16 回 ・小規模保育事業所 16 回			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

100 保育所保育料の適正化

(子ども施設課)

事業概要	新たな子育て支援サービスを実施するために、保育所保育料を、受益者負担の観点、子育て家庭の負担の公平化の観点などから見直しの検討を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
認可保育施設を利用している児童の保護者に対し、保育料改定を周知しました。			子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、保護者への周知を図りながら平成30年度まで段階的に見直しを行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

101 保育所等の福祉サービス第三者評価制度の推進(厚生課、子ども施設課、子育て支援課)

事業概要	・認可保育所、認証保育所の保育内容の質を確保するため、サービスや運営について、事業者、利用者以外の第三者機関による福祉サービス第三者評価を積極的に推進します。 ・区立保育所では、原則として3年に1度、受審するとともに、私立保育所、認証保育所に対しては、受審費用の助成を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・認可保育所9園（公立）で実施 (厚生課) ・認可保育所8園（私立）で実施 ・認証保育所2園で実施 (子ども施設課)			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

102 子育て出前相談

(指導室)

事業概要	相談員が区立幼稚園を巡回し、保護者の子育てに関する相談に応じます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全区立幼稚園で週1回程度継続的に実施している園庭開放に合わせ、各園週1回の割合で、0～3歳児の保護者の子育て相談に応じました。 (夏休み期間を除く)			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

基本目標③ 困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします

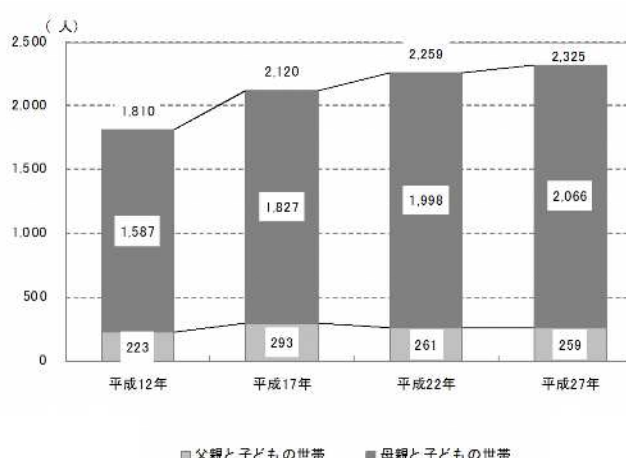
方向性（１） ひとり親家庭等への支援

現状と課題

平成 27 年では父子家庭が 259 世帯と平成 22 年と比べると減少していますが、母子家庭は 2,066 世帯となっており、全体で 2,325 世帯と、ひとり親家庭は増加傾向にあります。また、ひとり親家庭等で 18 歳までの児童を養育している人に支給される児童育成手当受給者数（所得制限あり）は、平成 29 年 3 月 31 日現在、2,300 人となっています。

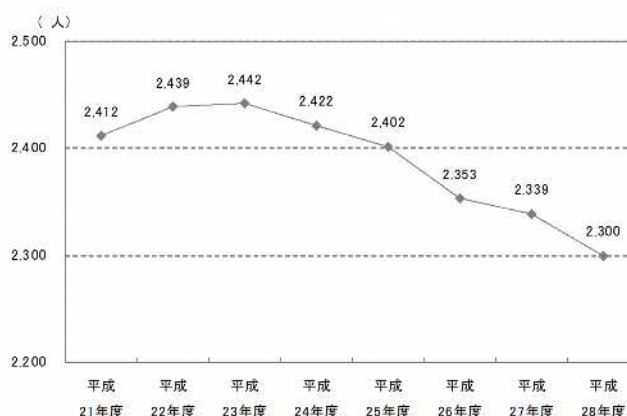
子育てには、保育、教育、医療等のさまざまな費用が必要です。その中で、ひとり親家庭が就業により一定の安定した収入を得て経済的に自立できるよう支援することや安心して子育てができるような相談体制の充実を図り、子育てへの経済的・心理的負担の軽減を図っていく必要があります。

＜ 18 歳未満の子どもがいる世帯における
ひとり親世帯数の推移 ＞



資料：総務省統計局「国勢調査」

＜ 児童育成手当受給者数の推移 ＞



資料：「墨田区の福祉・保健」（各年度 3 月 31 日現在）

今後の方向性

- ひとり親家庭に対しては、引続き、保育サービス、子育て支援サービスの充実など、子育てや生活面に対するきめ細かな支援を行っていきます。
- 福祉サービスの充実とあわせて、就業支援等を通じた、経済的に自立した生活を送ることができるための支援を充実していきます。

103 子ども医療費助成制度

(子育て支援課)

事業概要	子どもを養育している保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・就学前（乳幼児） 14,137 人 ・小1～中3 15,261 人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○※

※中学生まで

104 ひとり親家庭医療費助成制度

(子育て支援課)

事業概要	ひとり親家庭（母子・父子等）に対し、医療費の一部を助成します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
受給世帯数	1,690 世帯（受給者数 2,414 人）		継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

105 区立幼稚園保育料の負担軽減について

(学務課)

事業概要	区立幼稚園に通う園児の保護者に対して、保育料を所得の状況に応じた応能負担で設定し、負担軽減を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・住民税非課税世帯等 140 件 ・多子世帯 44 件 計 184 件			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○		

106 私立幼稚園等園児の保護者への助成

(子ども施設課)

事業概要	私立幼稚園（類似施設を含む）に通う園児の保護者に対して保育料・入園料の補助を行い、負担の軽減を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・就園奨励事業 929 人 ・保護者負担軽減補助事業 1,358 人			子ども・子育て支援新制度へ移行しない幼稚園を対象に、継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○		

107 未熟児養育医療

(保健計画課)

事業概要	未熟児で医師が入院養育を必要と認めた児童に、医療費を給付します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
認定者数	68 人		事業の周知を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

108 育成医療及び療育給付事業

(保健計画課)

事業概要	【育成医療】肢体不自由、先天性内臓疾患、腎不全等の児童に、医療費を給付します。 【療育給付】骨関節結核、その他の結核で入院を必要とする児童に医療費を給付します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【認定者数】 ・育成医療 13人 ・療育給付 0人			事業の周知を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

109 墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業

(厚生課)

事業概要	私立高等学校等への入学に際し必要な入学金、施設費等に充てる資金の調達が困難な者に対して、貸付を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
1件（120,000円）			事業の周知を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
					○

110 母子・父子相談、女性相談、家庭相談

(生活福祉課)

事業概要	母子・父子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員が、各種相談に応じ、社会的・経済的自立に向けた支援や、適切な助言、関係機関との連絡調整、情報提供等を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・母子相談 843件（父子相談 25件） ・女性相談 1,381件 ・家庭相談 585件			各種相談に応じ、援助を行います。（平成26年10月1日から、対象を父子家庭の父にも拡大しています。）		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

111 女性のためのカウンセリング&DV相談

(人権同和・男女共同参画課)

事業概要	すみだ女性センターにおいて、夫婦関係や暴力・女性のもつさまざまな悩みを解決するために、専門のカウンセラーが相談に応じます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
相談件数 延1,574件			多くの方が利用できるよう、情報提供を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

※ 対象は成人であり、子の有無には関わらない

112 東京都母子及び父子福祉資金（技能習得資金）の貸付

(生活福祉課)

事業概要	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職するために必要な知識・技能を修得するための資金として、東京都母子及び父子福祉資金（技能習得資金）の貸付を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
貸付件数 0件 / 貸付金額 0円			経済的自立のための就職をめざせるよう相談に応じながら、貸付を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

113 ひとり親家庭自立支援給付金事業

(生活福祉課)

事業概要	【自立支援教育訓練給付金】 区から指定を受けた教育訓練講座を受講する際に、費用の一部を給付します。				
	【高等職業訓練促進給付金】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師の資格取得のために訓練機関で修業する場合に、修業期間中、訓練促進給付金を給付します。				
実績（平成２８年度）			事業目標		
・自立支援教育訓練給付金 ５件 306,468 円 ・高等職業訓練促進給付金 ６件 4,785,500 円 ・高等職業訓練終了支援給付金 ２件 75,000 円			周知を行い、給付対象者を増やします。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（３歳未満）	就学前（３歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

114 ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業

(生活福祉課)

事業概要	冠婚葬祭等のため、応急に資金を必要とする際に、一世帯5万円を限度として資金の貸付を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
貸付件数 4件 / 貸付金額 165,000 円			相談に応じながら、貸付を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

115 母子緊急一時保護事業

(生活福祉課)

事業概要	緊急に保護を必要とする母子を、区の指定施設に一時入所させ、相談、助言を行い、自立更生の措置を講ずるまでの応急的措置を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
母子緊急一時保護件数 29件			適切な相談、助言、援助を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

116 母子生活支援施設

(生活福祉課)

事業概要	配偶者のいない母が、経済的な理由や住居がない等の事情で子どもの養育をすることが困難な場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活の支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
3施設で実施 平均入所世帯数 47.9 世帯（定員 57 世帯） ・墨田区母子生活ホーム（区立） ・厚生館立花（私立） ・ベタニヤホーム（私立）			入所世帯の自立促進のためのきめ細かいサポートを行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

方向性（２） 障害のある子どもの発達と成長支援

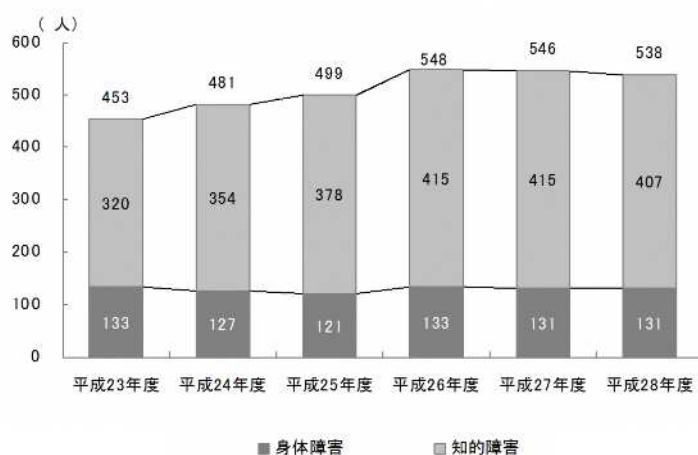
現状と課題

18歳未満の障害児数（障害者手帳交付者数）は、平成29年3月31日現在、身体障害児が131人、知的障害児が407人となっています。

身体障害児は平成23年度と比べて大きな変化はありませんが、知的障害児は87名増えて407名となっており、合計で平成28年度は538名と全体の障害児数が増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や療育に携わる施設の質の維持・向上が、課題となっています。また、知的、身体、精神の障害に比べて早期発見が難しく支援の取組が遅れている、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある子どもとその家庭への支援の充実が求められています。

特に発達障害は、一見してわかる障害ではない場合もあり、親子ともに認識のない場合や診断を受けてない場合も多く、学習の遅れや意欲の低下、対人恐怖症等を招き、不登校になることもあります。そのため、早期発見、早期対応が必要です。

＜ 18歳未満の障害児数(障害者手帳交付者数)の推移 ＞



資料：「墨田区の福祉・保健」（各年度3月31日現在）

今後の方向性

- 発達障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保護者が相談しやすい体制の整備、保育所、幼稚園、学校等の保育・教育施設や子育て支援総合センター、保健センター、医療機関等の関係機関の連携体制の構築、発達障害児の保護者同士の交流支援など、発達障害児とその家庭への支援を充実・強化していきます。
- 児童発達センター「みつばち園」を中心に、心身の発達に遅れや障害のある子どもに質の高い療育を提供するとともに、区内の障害児を預かる施設を支援し、療育の質の確保と向上を図ります。

- 学校教育に関しては、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う特別支援教育を推進します。また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と地域の小中学生との交流など、障害のある子どももいない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。
- 障害のある学齢期の子どもが放課後を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

117 保育所における障害児保育◎

(子ども施設課)

事業概要	・保育所における障害児保育の充実を図るため、障害児3名につき1名の正規保育士を配置し、重度認定障害児には非常勤保育士1名を配置します。 ・心理相談員による保育所への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。 ・障害児に専門的に対応できる保育所整備を検討します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全園で実施 ・心理相談員巡回回数 339回 【認定人数】 ・区立保育所 149人 ・私立保育所 77人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

118 学童クラブへの障害児の受け入れ◎

(子育て政策課、地域活動推進課)

事業概要	・学童クラブ利用の障害児1～2名につき、1名の臨時（非常勤）職員を配置します。 ・心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、障害児の育成指導の充実を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
障害児承認人数 45人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

119 障害（発達障害を含む）児の放課後対策◎

(障害者福祉課、子育て政策課、地域教育支援課)

事業概要	障害（発達障害を含む）児のための学童クラブの整備をはじめとする放課後における居場所の確保や成長支援のあり方について、関係機関による調査・検討を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・放課後等デイサービス決定人数 401人 ・学童クラブ障害児承認人数 45人			継続して調査・検討を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

120 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施（向島保健センター、本所保健センター）

事業概要	乳幼児健診後、発育・発達に関し経過観察を必要とする乳幼児に対して健康診査を行い、保護者・乳幼児に適切な保健指導を行うことにより、健全な育成を期します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【経過観察健診】 ・向島保健センター 12回 133人 ・本所保健センター 12回 158人 【心理経過観察】 ・向島保健センター 23回 172人 ・本所保健センター 24回 293人			専門医と心理士による相談の充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

121 心身障害児（者）歯科相談等事業（保健計画課）

事業概要	すみだ福祉保健センター内「ひかり歯科相談室」において、心身障害児（者）及びその家族を対象に、口腔機能の健康維持に必要な助言指導を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
健診相談・予防指導 69回 620人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

122 療育・訓練事業（障害者福祉課）

事業概要	・すみだ福祉保健センター「みつばち園」を区の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに位置付け、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行います。 ・児童発達支援事業により、心身の発達に心配がある未就学の児童及び障害児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 ・区立障害児通所支援事業所において、心身の発達に心配がある小学校3年生までの児童及び障害児を対象に、より専門的な支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【みつばち園】 ・集団療育 延 3,091人 ・個別療育 延 3,077人 【にじの子】 ・集団療育 延 4,142人 ・個別療育 延 3,195人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	

1 2 3 幼稚園における障害児教育

(学務課、子ども施設課)

事業概要	・軽度障害児を受け入れている区立幼稚園において、介助員を配置し、早期教育を実施します。 ・障害児を受け入れている区内の私立幼稚園設置者に対し、障害児教育事業に要する経費を園児数に応じて助成します。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
・私立幼稚園 9 人 (障害児及び心理相談員の認定による障害児に準じる児童を対象とする。) ・区立幼稚園 41 人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中高生
			○		

1 2 4 就学相談

(学務課)

事業概要	・区内児童デイサービスの利用者及び保育所・幼稚園に在籍する障害児の保護者を対象に、就学相談説明会、特別支援教育説明会を実施します。 ・一人ひとりの児童・生徒の障害や能力に応じ、もっとも適切な学びの場が確保されるよう、就学相談の充実に努めます。 ・就学児童・生徒に対する相談機能の充実に努めます。 ・特別支援学級の教育特性について啓発を図り、指導が必要な児童・生徒の早期対応に努めます。 ・医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催により、就学相談・指導体制の整備を図るとともに、機能の充実に努めます。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
・就学相談説明会 1 回 ・就学相談委員会 12 回 ・就学相談件数 175 件 ・転学相談 16 件			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中学生
			○	○	○

1 2 5 特別支援学級運営

(学務課)

事業概要	特別支援学級固定制（知的障害・情緒障害）及び通級指導学級（ことば・きこえ・コミュニケーション）の区内適正配置を進め、都立盲・ろう・特別支援学校と連携しながら、一人ひとりの障害に応じた教育の充実に努めます。				
実績（平成 2 8 年度）			事業目標		
就学相談の状況に応じて、学びの場の環境整備を図りました。情緒障害の通級指導学級については、小学校 12 校の整備を行い、計 15 校に特別支援教室を設置しました。また、吾嬭第二中学校に特別支援学級固定制（知的障害）学級を新設しました。			情緒障害の通級指導について、平成 30 年度には全小学校に特別支援教室を設置し、中学校についても平成 33 年度までに全校に設置し、巡回指導を実施します。そのほかの特別支援学級についても区内適正配置など教育の充実に努めます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3 歳未満）	就学前（3 歳以上）	小学生	中学生
				○	○

126 特別支援教育への対応

(庶務課、学務課、指導室)

事業概要	・特別支援学級における適切な教育を推進するため、特別支援学級を設置している区立学校に非常勤職員として介助員を配置します。 ・LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行うための学校及び地域における教育推進体制を整備します。 ・事例研究、講演会、施設見学、実技研修等、教職員に対する特別支援教育理解のための各種研修の充実を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全校で特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、特別支援教育に関する研修を実施しました。 【介助員の配置】 ・非常勤職員 小学校 27人 中学校 16人 ・臨時職員 小学校 2人 中学校 1人 ・難聴学級要約筆記者 3名配置			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中学生
				○	○

127 交流教育・障害児理解教育の実施

(指導室)

事業概要	・区の学校教育における特別支援教育の基本方針の1つとして、児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校等との交流教育の推進を図ります。 ・学校教育において、障害者理解を進めるための指導事例、教材等を開発し、その活用を図ります。 ・「総合的な学習の時間」における人権教育、福祉教育、ボランティア教育等についてこれらの実践や研究に積極的に取り組む学校に対し、適切な指導・助言を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
特別支援学級（固定級）設置校（小学校8校、中学校5校）で交流教育を実施しました。また、特別支援学校及び居住児童・生徒との交流についても、小学校18校、中学校5校で実施しました。また、交流活動を通して、児童・生徒に対して障害者への理解を図りました。その他、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、パラリンピアンとの交流を通じて、障害者理解教育にも取り組みました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

128 障害者（児）各種助成事業等

(障害者福祉課)

事業概要	障害者（児）に対する手当、医療、税金の軽減、公共料金等の割引や減免等に関する手続き、日常生活や社会参加の利便を図るための各種助成事業を実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
障害者（児）に対する手当 287人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

129 学齢期障害児への移動支援サービス事業

(障害者福祉課)

事業概要	一人での外出が困難な障害がある児童又は生徒が、通学及び社会参加などの活動のための支援を行う移動支援者（ガイドヘルパー）を派遣します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
18歳未満の支給決定者 190人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

方向性（３） 保護が必要な子どもとその家庭への支援

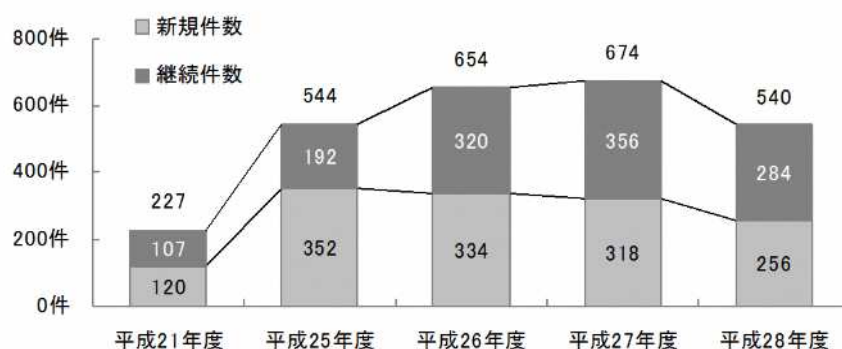
現状と課題

区では平成 18 年 11 月に「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置し、平成 19 年 4 月に開設した子育て支援総合センターに事務局を置き、子育て家庭とつながりをもつ地域の関係機関のネットワークによる支援を行ってきました。このネットワークにより虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援につなげる取組を進めてきました。

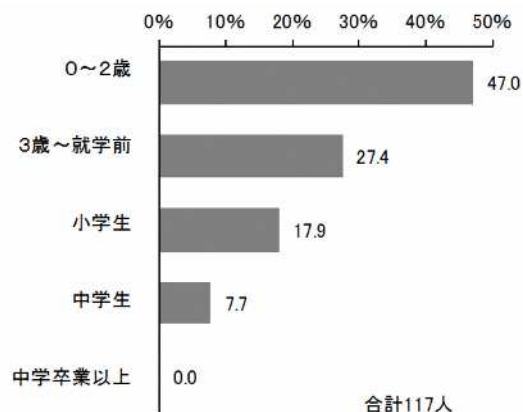
平成 28 年度の児童虐待相談対応は 540 件にのぼっており、虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、虐待防止に向けた取組を更に推進する必要があります。

また、平成 28 年の児童福祉法改正（平成 29 年 4 月施行）に伴い、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、同協議会の調整機関に専門職を配置し、必要な研修を受講することとされました。さらに、特別区にも児童相談所を設置することができることとなり、人材育成が重要な課題となっています。

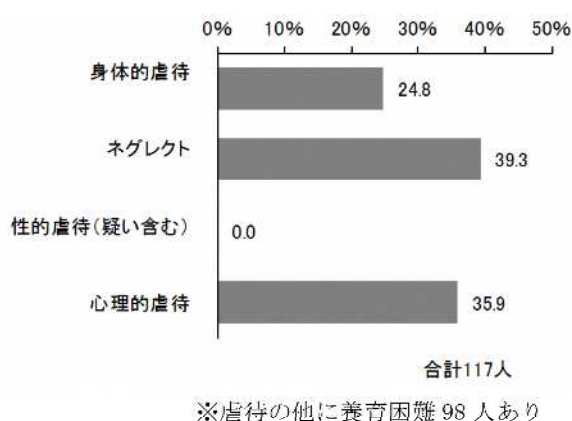
< 子育て支援総合センターで対応した児童虐待相談件数の推移 >



< 被虐待児の年齢(平成 28 年度末現在) >



< 虐待の種類(平成 28 年度末現在) >



今後の方向性

- 児童館や地域の関係機関が連携・協働するためのネットワークである墨田区要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、子育て支援総合センターを中心に、虐待をはじめ不適切な養育により被虐待に至る可能性のある児童を早期に発見し、事態の深刻化の防止を図るとともに、問題の解決に向けて取組む体制構築を迅速に行います。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を実施している母子保健部門と子育て支援総合センターとの連携の強化や、地域の子育てひろばの機能の充実、在宅子育て支援の充実などにより、地域から孤立している、育児不安を抱えているなど、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要としている家庭を早期に発見し、必要なサービス・支援につなげます。
- 虐待や不適切な養育といった問題を抱える子どもとその家庭を支援していくためには、地域の力が欠かせません。今後は、こうした問題に取り組む地域の NPO やボランティア団体等の活動を促進するための区の支援を充実し、連携・協働を進めます。
- 家庭養護（里親、ファミリーホーム）委託率を 3 割以上に引き上げることをめざし、児童相談所と共同し啓発の強化に努めます
- 墨田区児童相談所の設置に向け、専門職の人材育成に努めます。

130 要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化◎

（子育て支援総合センター）

事業概要	児童虐待に関する相談や防止対策の活動を、関係機関相互の連携・協力の下に総合的に行うためのネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るため代表者・実務者会議を開催し、地域の要保護児童を早期発見し、適切な支援体制を構築します。また、個別ケース検討会議を随時開催し、虐待が生じた家庭に対する見守りサポートや解決に向けた適切な支援を行います。乳幼児健康診査の未受診者等については要保護児童対策地域協議会のネットワークの中で児童の所在及び安全確認の把握に努めています。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
関係機関との連携の下、虐待防止、再発防止を図りました。 【墨田区要保護児童対策地域協議会】 ・代表者会議 2 回 ・実務者会議 3 回 ・個別ケース検討会議 58 回 （他機関検討会への参加 32 回）			関係機関との連携の下、虐待防止、再発防止を図ります。 【墨田区要保護児童対策地域協議会】 ・代表者会議 2 回 ・実務者会議 3 回 ・個別ケース検討会議 必要に応じて開催		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

131 養育支援訪問事業◎ ★

(子育て支援総合センター)

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業等との連携の下、特に養育支援を必要とする家庭や家族の状況等さまざまな原因で子どもの養育が困難になっている家庭を訪問し、抱えている問題の解決、軽減を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・専門的相談支援 6件 24日 ・家事支援 2件 24日 ・育児支援 6件 91日			関係機関と協力し、必要に応じた養育支援を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○（中学生）

132 社会的養護推進のための啓発強化

(子育て支援総合センター)

事業概要	児童虐待等の相談件数の増加に伴い、児童養護施設、乳児院等も高い入所率で推移しています。一方で、養育家庭への委託児童数は伸び悩んでおり、全国的にも社会的養護は施設が9割、里親は1割で欧米諸国と比べ施設養護に頼っています。このことから、国において里親委託率を3割以上に引き上げることをめざし、平成24年度からすべての児童相談所で里親支援機関事業を開始し、養育里親の啓発、里親の増加をめざす取組を始めています。区としても東京都江東児童相談所と共同し、啓発の強化に努めます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【養育家庭体験発表会】 ・江東児童相談所との共催(11月10日) 1回 約25名 【各種事業イベントでの啓発】 すみだまつり（10月2日） すみだ子育てメッセ（11月6日）			【養育家庭体験発表会】 ・江東児童相談所との共催(時期未定) 1回 【各種事業イベントでの啓発】 すみだまつり他		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

133 虐待防止にむけた啓発活動の推進

(子育て支援総合センター)

事業概要	地域で虐待を防止するための区民向け啓発パンフレット及び保育所、幼稚園、学校、児童館、医療機関等関係機関向けの虐待防止マニュアルを作成・配布します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
虐待防止マニュアル改訂版を配布しました。			改訂版を作成・配布し、虐待防止を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

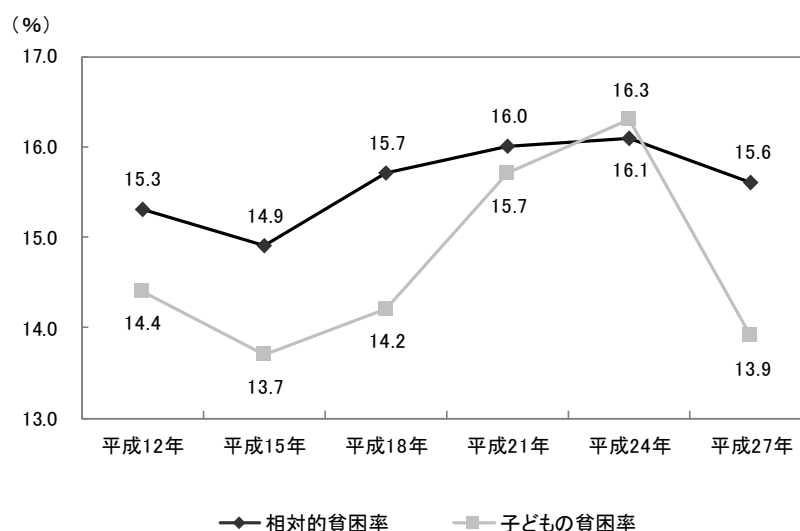
方向性（４） 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援

現状と課題

厚生労働省が発表した日本の相対的貧困率※の推移によると、平成 27 年の子どもの貧困率は 15.6%、相対的貧困率は 13.9%となっています。数値は改善されているものの、貧困家庭では学習や楽しみの機会が制約され、自尊心や将来への希望がもてない子どもたちがいることに、違いはありません。

こうした状況を踏まえ、子どもの医療費助成の中学 3 年生までの拡大（平成 19 年 10 月～）、児童手当の支給対象年齢の中学校修了前までの拡大（平成 22 年 4 月～）、幼稚園における教材費等の補助（平成 27 年 4 月～）、児童扶養手当の多子加算額の増額（平成 28 年 8 月～）など、子育て家庭への経済的な支援を拡充してきましたが、更なる充実に対する要望がある現状です。

< 相対的貧困率の年次推移 >



資料：厚生労働省「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」

※相対的貧困率： 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合のこと。子どもの貧困率は、17 歳以下の子ども全体に占める中央値の半分に満たない 17 歳以下の子どもの割合のこと。なお、平成 27 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円（名目値）となっている。

今後の方向性

- 少子化傾向に歯止めをかけるためには、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもを生み育てることへの経済的な不安を解消することも有効な対策のひとつです。しかし、各種手当の支給、医療費助成等の経済的な支援策は、国・都・区でそれぞれの役

割に応じた権限と責任があるので、区としてどのような経済的支援をすべきかについて、国や都の動向を踏まえ、また、所得の再配分や税負担の公平性、地域特性等を勘案しながら総合的に検討していきます。

134 認証保育所保育料負担軽減補助事業◎

(子ども施設課)

事業概要	認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減するために助成金を交付します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
認可保育所保育料との差額に応じて3階層に分けて支給しました。 ・20,000円未満 → 15,000円 ・20,000円以上25,000円未満 → 20,000円 ・25,000円以上 → 25,000円 ・延児童数 3,693人			限度額引上げ等、制度の拡充及び見直しのうえ、継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

135 児童に関する各種手当の支給

(子育て支援課)

事業概要	・児童手当：中学校修了前の子どもを養育している方に支給します。 ・児童扶養手当：父又は母がいない／父又は母に重度の障害がある等の18歳に達する年度末までの児童を養育している方に支給します。 ・児童育成（育成）手当（区制度）：父または母がいない／父または母に重度の障害がある等の18歳に達する年度末までの児童を養育している方に支給します。 ・特別児童扶養手当：20歳未満で、中度程度以上の障害児を養育している方に支給します。 ・児童育成（障害）手当（区制度）：20歳未満で、中度程度以上の障害児を養育している方に支給します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【受給児童数】 ・児童手当 29,487人 ・児童扶養手当 2,515人 ・児童育成手当 3,135人 ・児童育成手当（障害） 158人 ・特別児童扶養手当 213人			国の動向に合わせ、拡充・見直しを図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○※

(児童手当は中学生まで)

136 生活困窮者学習支援事業

(生活福祉課)

事業概要	生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の中学生及び高校生（1年生夏休みまで）を対象に、学習の支援を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
中学生40人（定員）に対し、通常授業31回、夏・冬季集中講座9回、年間計40回の学習支援事業を実施しました。			事業を実施し、実績を検証のうえ、充実を図っていきます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
					○

拡充 就学援助

(学務課)

事業概要	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、学用品費等の学校でかかる費用の一部を援助します。 〔援助を受けられる費用〕 学用品費、給食費、入学準備金（新入学児童生徒学用品費）、修学旅行費、校外授業費（宿泊を伴わない）、校外活動費（林間・臨海）、クラブ活動費、メガネ購入費、体育実技用具費、運動着費、学校病医療費 ※ それぞれの援助範囲は別途定められています。 ※ 入学準備金は、入学前に支給します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
児童生徒数 認定者数 認定率 【小学校】 9,653 人 2,243 人 23.24% 【中学校】 4,089 人 1,418 人 34.68% 計 13,742 人 3,661 人 26.64%			教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒の義務教育のより円滑な実施を目的とし、継続して保護者の経済的な負担軽減を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○※

(※中学生まで)

基本目標④ 地域の子育て力及び連携を強化します

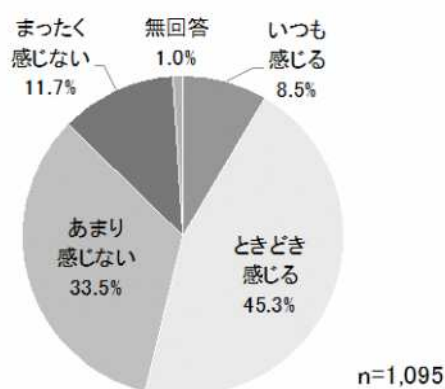
方向性（１） 親同士のつながりと子育て力の育成

現状と課題

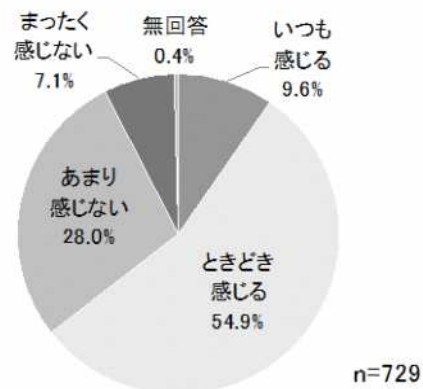
子どもが自分自身や他者に信頼感をもち、また、社会の中で生きていくために必要な生活習慣や判断力を身に付けていくうえで、もっとも基本となるのは親の愛情や家庭でのしつけ・教育です。

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭の子育て力の低下が指摘されています。また、平成 28 年度調査結果において、子育てに自信がもてないと感じる方が多くいます。親同士の交流を促進し、互いに支えあうしくみをつくることにより、親が親になる喜びを実感するとともに、親や家庭が本来もつ基本的な力を発揮できるようにしていく必要があります。

<子育てに自信がもてないと感じること：乳幼児>



<子育てに自信がもてないと感じること：小学生>



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

今後の方向性

- 先輩ママ・パパの体験をこれから親になる人に伝える取組や、子どもの年齢やテーマ（食事・遊び・運動等）による講座やイベントの開催をきっかけとして、保護者同士の自主的なグループの育成・活動支援等を通じて、保護者同士のつながりや支えあいを促進します。
- 子どもとともに親も成長していくことができるよう、親としての心構えや子育てについて学ぶことのできる機会の充実を図ります。妊娠中から子どもの成長過程に応じて、継続的に学ぶことのできるプログラムの展開をめざし、関係機関の連携・協働による講座や交流事業等を開催していきます。

137 「すみだ家庭の日（毎月25日）」の普及と活用◎

（地域活動推進課）

事業概要	「すみだ やさしいまち宣言」の趣旨である「人と地域と環境にやさしいまち」づくりを進めるため、毎月25日を「すみだ家庭の日」と定め、家族を中心とした人と人とのふれあいのきっかけづくりを展開しながら、すみだのまちの担い手となる「人づくり」を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
「すみだ やさしいまち宣言」の啓発活動の終了に伴い「すみだ家庭の日」の普及活動は実施しませんでした。					
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

138 出産準備クラス・パパのための出産準備クラス

（向島保健センター、本所保健センター）

事業概要	・妊娠・出産・育児に関する知識習得や参加者の交流を図ることで、地域での孤立化を防止、育児支援に役立てます。 ・受講者同士のつながりを促し、出産後も継続したかかわりを保てるよう支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【出産準備クラス】 ・向島保健センター 30回開催 延 316人参加 ・本所保健センター 33回開催 延 504人参加 【パパのための出産準備クラス】 ・向島保健センター 12回開催 延 375人参加 ・本所保健センター 12回開催 延 440人参加 【出産準備クラス心理講座】 ・向島保健センター 5回開催 延 79人参加 ・本所保健センター 5回開催 延 108人参加			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

139 育児学級

（向島保健センター、本所保健センター）

事業概要	・2か月児学級：母親の情報交換の場として交流を深めるとともに、保健師・助産師が母乳相談・育児相談を行います。 ・5～6か月児学級：乳児の中期に、離乳食、歯のケア、育児の話をを行うとともに、母親同士の交流を深めます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【2か月児学級】 ・開催回数・参加者数 向島保健センター 24回 延 334人 本所保健センター 23回 延 496人 【5～6か月児学級】 ・開催回数・参加者数 向島保健センター 12回 延 313人 本所保健センター 24回 延 584人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○			

140 子育て講演会

(向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	保健センターにおいて、子育てに関する知識の普及を図るための講演会を開催します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・向島保健センター 「こどものけんかを考える一けんかの発達の意味やその対処」11人 ・本所保健センター 「叱らないオムツはずし」31人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

141 家庭教育学級

(地域教育支援課)

事業概要	家庭教育学級を自主的に開催する団体に対して経費の一部を補助し、地域における家庭教育の充実に寄与します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・実施団体数 11団体 ・参加者数 727人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

142 自主グループ等への支援

(子育て支援総合センター)

事業概要	自主グループの活動場所の提供等を行い、ボランティアの育成を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
施設の貸出し 延 42件			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

方向性（２） 地域の子育て力の育成と協働

現状と課題

平成 28 年度調査結果によると、区には子育てを協力・支えあう地域のつながりがあると評価しているのは、乳幼児の保護者で約 4 割、小学生の保護者で約 5 割でした。

子どもたちが地域を担う一員として、豊かな人間性、社会性をもった大人に成長するよう、本区の特徴である“困った時はお互い様”という助けあいの精神や人情深い下町気質を子育て・子育てを支える活動につなげ、地域全体で子どもの育ちを見守り、支えていくしくみをつくる必要があります。

今後の方向性

- 保育所・幼稚園等の教育・保育施設、児童館、学校、町会・自治会等が、相互の連携・協働により、乳幼児期の頃から子ども・子育て家庭が身近な地域とかわり、つながりを深めていくことができるようにしていきます。
- 子育て経験のある方や子育て・子育ての活動にかかわりたいと思っている区民を、子育て支援サービス等を担う人材として育成するとともに、子育て家庭や教育・保育施設、児童館、学校等とつなぐしくみを整備し、区民の子育て・子育て支援活動への参画を促進します。
- 地域の子育て支援・青少年育成団体、NPO やボランティア団体等が展開している様々な活動を促進し、地域での多様な支えあいの輪を広げていきます。

1 4 3 学校における地域人材の活用◎

（指導室、すみだ教育研究所）

事業概要	地域の方をゲストティーチャーとして学校に迎え入れたり、職場体験や地域調べで地域の協力を得るなど、学校の教育活動を支援する人的資源を積極的に活用します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
地域人材のリストを活用し、さまざまな教科・領域等で地域の方をゲストティーチャーとして招いたり、職場体験で協力いただいた。			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

144 学校支援ネットワーク事業◎

(地域教育支援課)

事業概要	教育委員会事務局内に設置した「学校支援ネットワーク本部」に、学校と学校支援ボランティアをつなぐ役割を担う「地域コーディネーター」を配置し、教育活動に地域人材の積極的な活用を図っていきます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
地域人材などの外部講師派遣の件数が、28年度は1,300名を超え、事業開始年度（21年度）の8倍、実施学校数が延べ360校以上となり21年度比で12倍を超えました。 27年度に引続き、28年度も事業の一部をNPO法人に委託し、学校と地域人材の連絡調整を的確に行いました。			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

145 高齢者と園児のふれあい給食

(高齢者福祉課)

事業概要	高齢者と保育園児の会食を通して、ふれあいと交流を支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
私立保育園 6園で実施			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

146 高齢者団体活動の支援

(高齢者福祉課)

事業概要	・高齢者と地域の児童との交流ふれあい事業を展開します。 ・豊かな経験を活かし、育児に関する支援の活動を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
小学校（年1回）、子育てひろば（月1回）で昔遊びの指導等を実施しました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	

147 いきいきプラザにおける交流事業

(高齢者福祉課)

事業概要	・高齢者と地域の子どもとのふれあいと交流事業を展開します。 ・NPO法人と連携した育児サポーター養成講座を開催し、子育て世代の支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【職場体験】 ・中学校5校、高校1校の職場体験を実施。 【交流事業】 ・ハロウィン行事 ・出前盆踊り教室 ・文花児童館における会食会に参加 ・歌の会を実施（ステップハウスあおぞら）			近隣児童館との交流や子育て世代の支援などの充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

148 次代に継ぐ平和のかたりべ事業

(高齢者福祉課)

事業概要	・老人クラブと協働して、児童に対して平和のかたりべ事業を実施し、平和の尊さを語り継ぎます。 ・昔遊びを通して、戦争前後の当時の状況を伝えます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・かたりべ事業 12 小学校 ・児童との交流 6 地区			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

149 高齢者とのコミュニケーション（講演会等）事業

(指導室)

事業概要	総合的な学習の時間等を活用して、地域の方をゲストティーチャーとして招き、具体的に地域のことや子どもたちに対する期待を語っていただき、人間としての生き方を学ぶ講演会等を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
さまざまな教科・領域等で地域の方をゲストティーチャーとして招き、高齢者等とのコミュニケーションを図りました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

150 伝統文化等に触れ合う機会の提供

(指導室、地域教育支援課)

事業概要	学習指導要領に基づいた取組として、地域の伝統文化等の情報提供を学校に行い、教育活動に活かします。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・全中学校で伝統音楽教室を実施し、各学校の特色に応じた伝統文化の推進を図りました。 ・すみだ郷土文化資料館において、区内延べ30の小学校で郷土の歴史や文化への理解を深めてもらう学校連携事業を実施しました。 ・すみだ北斎美術館の開館に伴い、郷土の偉人である葛飾北斎の理解を図るとともに、児童・生徒の美術館見学を実施しました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

151 青少年委員活動

(地域教育支援課)

事業概要	地域の青少年団体の活動や指導者の支援、青少年の健全育成・余暇指導、青少年教育行政への協力等を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
28・29 年度任期委員 26 人			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

152 青少年育成委員会活動の支援

(地域教育支援課)

事業概要	地域の不良環境の点検・自肅要請活動や青少年の非行防止対策活動、健全育成に関する事業への支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
地区育成委員会数 10 団体			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○	○	○

153 地域の子育て支援・青少年育成団体の連携

(地域教育支援課)

事業概要	地域にあるさまざまな子育て支援・青少年育成団体間の連携を促進し、住民同士の支えあい活動の推進や、区民と区の協働を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【地域育成者講習会】 「ともに築こうナナメの関係」参加者 74 名			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

154 総合型地域スポーツクラブの活動支援

(スポーツ・学習課)

事業概要	地域住民のコミュニティの推進と健康増進を図るため、さまざまなスポーツを愛好する人々で構成する地域住民の自主運営を基本にした総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・吾二中地区 会員数 512 人 ・両中地区 会員数 323 人			自主自立に向け、側面的支援を行います（会場の優先使用など）。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

155 町会、自治会・NPO・ボランティア活動等地域活動の支援

(地域活動推進課)

事業概要	・町会、自治会に対し、その活動の推進を図るために、活動費の一部を助成します。 ・区内で活動する NPO の PR のため、すみだ NPO 協議会と共催で、すみだ NPO フェスティバルを実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・12月にNPOフェスティバルを開催し、パネル展示や実演で各団体の活動をPRしました。 ・町会・自治会に対し、コミュニティ活動推進助成を実施しました。(169 団体)			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

156 すみだ地域応援サイト「いっしょにネット」の管理運営

(広報広聴担当)

事業概要	「つながってまちづくり・ひとづくり」をコンセプトに、区内で活動している団体が、自ら情報発信することができる地域ポータルサイトとして平成19年2月25日に開設しました。子育てを支える地域のネットワークづくりを支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 登録団体からの活動情報を掲載しました。 - サイト開設から10年が経過し当初の目的を達成したため、平成28年度をもって事業を終了（サイトを閉鎖）しました。					
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

157 すみだ未来会議

(地域活動推進課)

事業概要	区民等にすみだ未来会議（区の地域課題解決に向け、さまざまなジャンルで活動する地域住民が集まることにより、新しいアイデアを生み出していくことを目的とした会議）のファシリテーターとして活躍できるよう、その会議手法を習得してもらうことにより、自主的に地域活動に取り組む人材を育成します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
すみだガバナンスリーダー養成講座の後継事業として「すみだ未来会議」運営講座を実施し、受講生による「すみだ未来会議」を開催しました。 【すみだ未来会議】 - 運営講座受講生数 12名 - 開催回数 6回 - 参加者数 延60人			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

158 地域プラザ運営事業

(地域活動推進課)

事業概要	区民が地域活動や地域交流を行うのに適したコミュニティ活動の拠点として、地域プラザを運営します。地元区民を中心とした団体による安定した運営が確保されるよう、運営主体への支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 指定管理者「一般社団法人吾嬬の里」による運営。（八広地域プラザ） - 指定管理者「一般社団法人地域プラザBIGSHIP」による運営。（本所地域プラザ）			スペースの活用及び事業の充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

方向性（３） 企業等の子育て力との協働

現状と課題

企業の地域貢献活動として、そのノウハウや人材を活かした次世代育成支援への取組が期待されます。こうした子育て・子育て支援、子どもを取り巻く地域の環境整備等への企業の取組を促し、区や地域との連携・協働につなげていく必要があります。

今後の方向性

- 企業の子育てにかかわる地域貢献活動を促進し、連携・協働を推進します。特に子どもたちがすみだの産業について知り、体験できる機会づくり、子どもの職業観や将来墨田区で働くというイメージの育成につながる取組などを進めていきます。
- 商店街や大型店舗での授乳・おむつ替えスペースの設置、子育て・子育て支援だけでなく、地域の活性化やイメージアップにもつながる取組を検討・推進していきます。
- 子育て・子育て支援活動に積極的に取組む区内の中小企業や商店等の情報を、区報やホームページ等で紹介し、こうした取組の普及啓発につなげていきます。
- 区内の中小企業や商店等に対して、子どもの見守りや緊急避難所としての役割など、子育て・子育て支援への協力を呼びかけていきます。

159 次世代に対するものづくり人材の育成支援◎

（産業振興課）

事業概要	区内小・中・高生等に対し、ものづくりの楽しさや奥深さを伝え、ものづくりへの興味をわき起こす場や機会を提供することにより、次世代のものづくり産業の担い手を育成します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
次世代ものづくりすみだプロジェクト ・小学生向け科学教室 「すみだサイエンスパーク」 （11月5日、6日 すみだ中小企業センター） 参加児童 延 139 人 ・アウトオブキッズニア in すみだ 体験者数 1,360 名 （通常プログラム 650 名、教育旅行 710 名）			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

160 中学生の職業体験・保育体験学習の充実や小学生の幼児との交流◎ (指導室)

事業概要	- 区内事業所で職場体験学習を行うことにより、「働くこと」への関心、意欲の向上と地域に対する理解を深め、自立意識や豊かな人間性の育成を図ります。 - 幼稚園や保育所への訪問等を通して、乳幼児とふれあうことにより、乳幼児の生活や遊びについて理解するとともに、幼い子どもや家庭を大切に思う心を育みます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- 全区立中学校（10校）で職場体験学習を実施する。「働くこと」への関心、意欲の向上を図りました。 - 幼稚園や保育園への訪問を通して、乳幼児期の生活や遊びについて理解を深めました。			継続して実施し、充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
					○

161 職業体験事業 (産業振興課)

事業概要	産業振興課職員が出席する各団体の会議、会合、区内産業人の出席する交流会等において、インターンシップ等への協力をPRします。				
実績（平成28年度）			事業目標		
- インターンシップへのPR（産業振興会議及び産業経済課職員が出席する各団体の会議・会合、区内産業人の出席する交流会等） - アウトオブキッザニア in すみだ【再掲】 体験者数 1,360 名 （通常プログラム 650 名、教育旅行 710 名）			地域の産業、人や商店街との交流や商業体験を通じ、職業意識の向上を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

方向性（４） 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築

現状と課題

区では、家庭での子育てを支援する拠点として、平成 19 年に子育て支援総合センターを開設し、総合相談、子育て支援サービスの提供・調整、要保護児童対策等の機能の充実を図ってきました。平成 28 年度調査結果によると、子育て支援総合センターの認知度は 2 年前と比較すると上昇し約 8 割に、墨田区訪問型保育支援事業（すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」）の認知度も約 5 割に高まっていますが、家庭での子育て支援拠点として、子育て支援総合センター機能のより一層の充実・強化のほか、事業の区民への周知を継続する必要があります。

また、区においては、さまざまな機関・団体等が子育て・子育て支援を展開していますが、横の連携・つながりが課題として指摘されており、この課題の解決を図っていくことが重要です。

＜ 子育て支援サービスの認知度と利用希望 ＞

	【認知度】(MA) 「知っている」と 回答した人		【利用状況】(MA) 「利用したことがある」と 回答した人	
	n	%	n	%
全 体	1,095	100.0	1,095	100.0
出産準備クラス、育児学級	824	75.3	456	41.6
妊婦歯科健康診査	999	91.2	513	46.8
こんにちは赤ちゃん事業	276	25.2	187	17.1
育児相談、子育て相談、子育て講座	946	86.4	334	30.5
児童館、コミュニティ会館	1,034	94.4	781	71.3
子育て支援総合センター	868	79.3	297	27.1
すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」（墨田区訪問型保育支援事業）	608	55.5	69	6.3
すみだ安全・安心メール	802	73.2	459	41.9
すみだいきいき子育てガイドブック	902	82.4	606	55.3
赤ちゃん休けいスポット（区が認定した民間の店舗等や公共施設の授乳やおむつ替えができる場所）	910	83.1	314	28.7
すみだ子育てアプリ	302	27.6	164	15.0
保育コンシェルジュ	650	59.4	123	11.2
一時保育	918	83.8	187	17.1
ゆりかご・すみだ事業	606	55.3	81	7.4
パパのための出産準備クラス	664	60.6	219	20.0

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

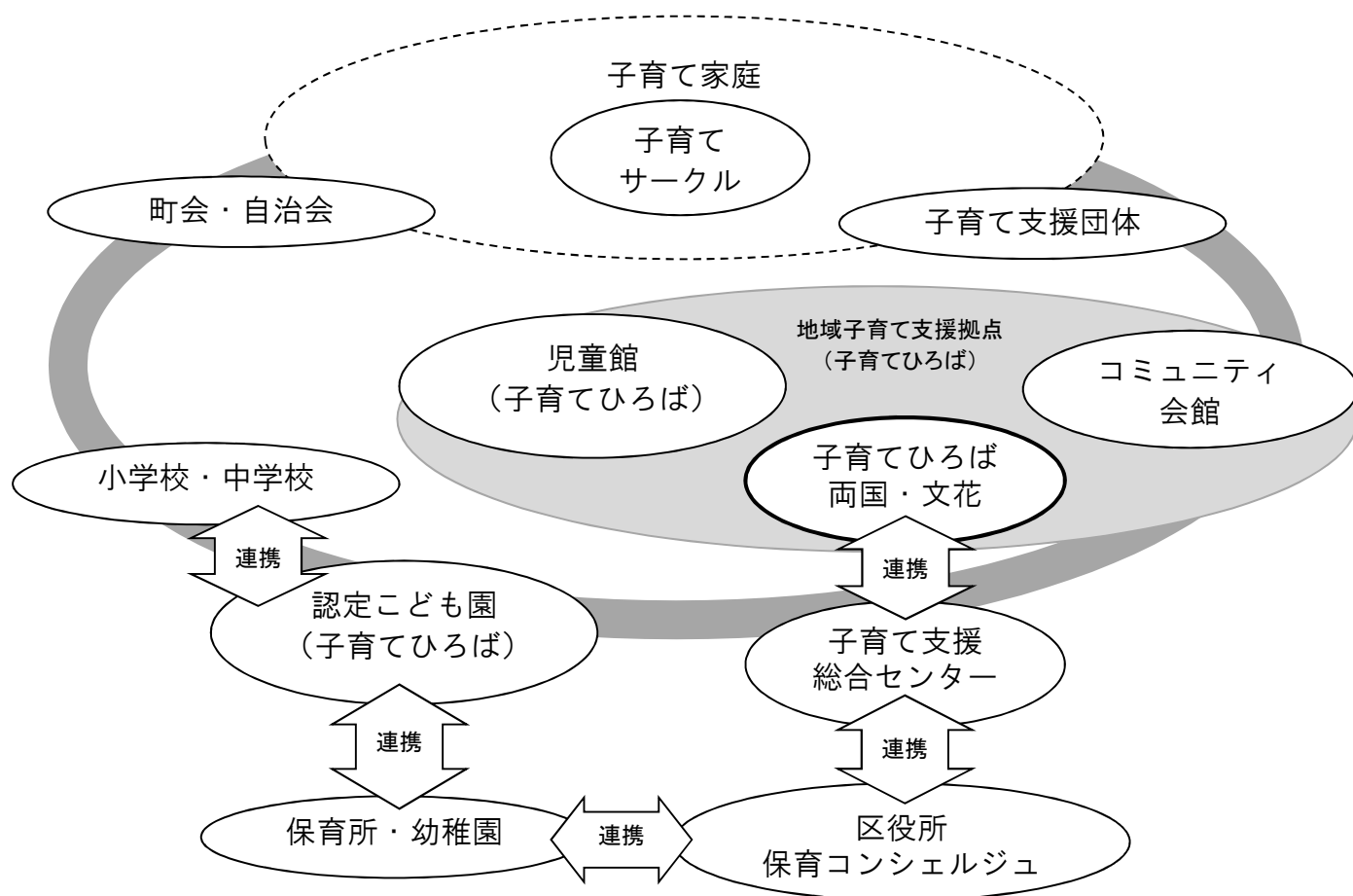
今後の方向性

- 乳幼児期の頃から子育て家庭が身近な地域とかかわり、つながりを深めることで、家庭への支援の目が届かずに孤立することを防ぎます。そのため、子育て・子育て支援にかかわる関係者・機関によるネットワークとして、子育て支援総合センターの児童相談機能と、認定こども園、子育てひろばや児童館などの地域子育て支援拠点の連携する内容や方法、役割分担を明確にし、それらを中心として、保育所・幼稚園等の教育・保育施設、児童館、学校、町会・自治会等が、相互の連携・協働する地域ごとの子育て支援ネットワークを構築します。

- あわせて、子育て支援総合センターや子育てひろば、認定こども園、保育所、児童館、区役所に利用者支援事業の実施を拡大するとともに、地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）をネットワークの核として、総合案内や全体のコーディネート機能を更に強化していきます。
- さまざまな機会を通じて、子育てに関する総合相談窓口である子育て支援総合センターや地域の児童館などの子育て相談窓口の区民への周知・PRを進めます。家庭での子育てを支援する拠点として、今後は特に、親同士のつながりや支えあいを促進するための自主グループの育成や、子育てを支援する地域人材の育成等に力を入れていきます。

＜地域子育て支援ネットワークの検討イメージ図＞

地域子育て支援拠点ごとにネットワークを構築する



162 子育てサポーターの育成・活用◎

(子育て支援総合センター)

事業概要	地域の子育て経験豊富な区民を、子育てをサポートする人材として育成し、子育て支援サービス事業での活用を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
子育てサポーター新規認定者数 16人（計148人）			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

163 地域子育て支援ネットワークの構築◎

(子育て支援総合センター)

事業概要	- 子育ての地域拠点としての機能を強化するため、子育て支援総合センターの機能や役割の強化とともに、子育てにかかわる各種関係機関の人材育成や地域における子育て支援人材の育成を図ります。 - 家庭への支援の目が届かずに孤立することを防ぐため、子育て支援総合センター、子育てひろば、保育所、幼稚園、認定こども園、児童館等の地域子育て支援拠点を核として地域の子育て支援ネットワークを構築します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
ひろばねっと（子育てひろばを中心とした児童館、子どもサロン等の地域の子育て資源のネットワーク会議）を開催。 ・全体会1回 ・両国分科会2回 ・文花分科会3回			各施設での子育て相談対応力の強化を図るため、社会資源研修を始めとする人材育成及び事例研究を、地域の子育て支援ネットワークにおいて実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

164 地域子育て支援拠点における利用者支援事業◎ ★

(子育て支援総合センター、子育て政策課、子ども施設課)

事業概要	子育て親子が集まりやすい身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
社会資源研修を実施 実施回数 1回（参加人数 36人）			子育て支援総合センター、子育てひろば、認定こども園、保育所、児童館、区役所において実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

165 保育コンシェルジュ事業（利用者支援事業）◎ ★

(子育て支援課)

事業概要	保育専門相談員（保育コンシェルジュ）が、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に最も合う保育サービスの情報提供を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・保育コンシェルジュ 3名配置 ・相談受付件数 1,557件			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○		

1 6 6 乳幼児子育て相談

(子育て政策課、子ども施設課、子育て支援総合センター)

事業概要	保育所、児童館、乳幼児子育て相談室等の身近な機関において、子育てに関する様々な悩みや不安への相談に応じ、必要な支援を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
【全区立保育所】(27 園) 相談件数：来園相談 54 件 【全区立児童館】(11 館) 相談件数：来館相談 357 件 【子育て支援総合センター】 子育て相談件数 ・電話 270 件 ・来所 418 件 ・メール 24 件 ・子育て情報提供 1,290 件 (電話 643 件・来所 647 件)			充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

方向性（５） 子どもの安全・安心を守るための環境の整備

現状と課題

平成 28 年度調査結果によると、子どものための交通安全対策、子どもを犯罪から守るための対策が充実していると評価している割合は、乳幼児の保護者と小学生の保護者のいずれも 4 割台に上昇していますが、いまだに低い割合となっています。

一方で、子どものための交通安全対策と子どもを犯罪から守るための対策は、今回調査においても乳幼児や小学生の保護者ともに求める子育て環境で上位にあげられています。保護者が子どもの安全を重視している点を踏まえ、今後は更に対策を強化していく必要があります。

今後の方向性

- 交通安全教室の実施など、子どもの交通の安全を確保するための取組を推進します。
- 子どもの犯罪や非行の多くは人々の目に見えないところで引き起こされるケースが多く、子どもを犯罪から守るため、防犯意識の啓発、子どもの安全に配慮した地域施設や公園等の環境整備、パトロール等地域の見守りによる防犯活動など、区民（地域）、区、警察等が一体となった取組を推進します。

167 地域防犯対策◎

（安全支援課、庶務課）

事業概要	・地域住民が安全で安心して暮らせる環境を整備するため、地域防犯対策として、子どもの下校時にあわせてパトロール等を実施します。 ・防犯カメラ等の安全施設を設置する場合に、東京都の補助とあわせて区の助成金を補助します。 ・地域において自主防犯活動をしている団体を支援するため、防犯パトロール用品を支給します。 ・「学校安全ボランティア事業」の PR に努め、地域の見守りにより子ども達が安心・安全に登下校できるようにします。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
・地域住民が安全で安心して暮らせる環境を整備するための地域防犯対策として、子どもの下校時にあわせてパトロール等を実施しました。 ・防犯パトロールカー 2 台を使用し、毎日 1 台は午後 3 時から午後 11 時まで、1 台は午後 5 時から翌午前 2 時まで区内全域を巡回しました。 ・防犯カメラ等設置補助助成 4 団体 ・防犯カメラ等維持経費助成 18 団体 ・防犯パトロール用品支給 11 団体 ・引続き、ボランティア募集を行いました。			子どもが犯罪に巻き込まれることを防止するため、防犯パトロールカーの巡回等、「区民の体感治安」の向上を図ります。 また、地域住民による自主防犯活動を支援し「地域の防犯力」を高めます。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

168 安全・安心メール◎

(安全支援課)

事業概要	地震などの自然災害や、犯罪の発生、不審者の出没等の事件や事故が発生した場合に携帯電話などに情報を配信します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
登録者数 17,415 人 ・防災情報 32 件（自動配信 21 件・啓発 11 件） ・防犯情報 14 件 ・その他事故情報 3 件			「すみだ安全・安心メール」について各イベント等で広く周知し、登録者数の増加を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

169 スクールゾーン育成事業

(土木管理課)

事業概要	登下校時の交通事故を防止するため、小学校の通学区域ごとに設置されている各スクールゾーン対策連絡会との意見交換会を実施し、その活動を支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・スクールゾーン対策連絡会全体意見交換会 7月8日実施 ・補助金交付 1校につき 30,000 円 ・自主推進地区対策連絡会 15校			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

170 セーフティ教室

(指導室)

事業概要	児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・区民の参加の下に家庭、学校、地域社会の連携による非行、犯罪被害防止教育を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全区立小中学校で実施しました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	○

171 交通安全教室

(庶務課)

事業概要	・幼稚園・小中学校の児童・生徒を対象に、交通安全（防犯）教室を実施します。 ・登下校時の通学路における安全（実地）指導の強化を図るとともに、防犯についての指導も取り入れます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
全区立幼稚園・小中学校で実施しました。			引続き、児童・生徒を対象に、交通安全（防犯）教室を実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

172 すみだこども110番

(地域教育推進課)

事業概要	子どもたちの登下校時及び下校後の安全を確保するため、シンボルマーク（ステッカー）を掲示し、子どもたちが不審者と遭遇した際の避難場所とする「すみだこども 110 番運営委員会」の活動を支援し、犯罪発生の抑止を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
協力家庭数 3,511 件			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

173 緊急通報装置等の防犯設備

(庶務課)

事業概要	子どもの安全を守るため、非常通報体制「学校 110 番」、防犯カメラ・モニター、電子錠等を区立小中学校・幼稚園に導入しています。また、不審者情報や自然災害情報等を学校が保護者にメールで発信するシステムを導入しています。				
実績（平成28年度）			事業目標		
設置済みの非常通報体制「学校 110 番」、防犯カメラ・モニター、電子錠等について設備の維持を行いました。 【学校連絡情報メールシステム導入校（園）】 ・区立小学校 25 校 ・区立中学校 10 校 ・区立幼稚園 7 園 ・メール配信 1,349 件 ・アドレス登録 15,160 件			すべての学校等に緊急通報装置等の防犯設備を設置します。今後は設備の運用を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
			○	○	○

174 防犯ブザーの貸与

(学務課)

事業概要	子どもの防犯対策として、小学生に防犯ブザーを貸与し、子どもの安全確保に努めます。				
実績（平成28年度）			事業目標		
新1年生に配布しました。			継続して実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

175 通学路防犯対策

(庶務課)

事業概要	小学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全確保を図るため、小学校の通学路に防犯カメラを設置します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
11 校に防犯カメラ 53 台を設置しました。			区内小学校 25 校の通学路に設置した防犯カメラを適正に維持管理するとともに、警察署との連携・協力体制を強化していきます。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
				○	

基本目標⑤ ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

方向性（１） ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進

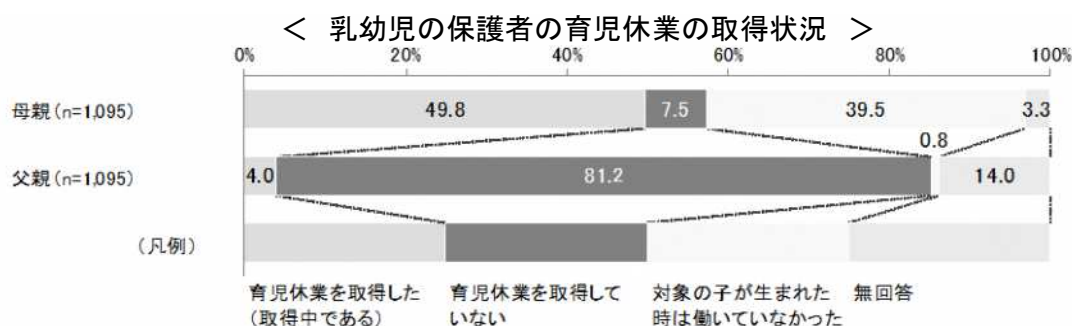
現状と課題

平成 28 年度調査の結果によると、育児休業の取得状況は、母親が約 50%であるのに対して父親は 4.0%であり、前回からは若干改善したものとても低い割合にあります。また、父親の子育てへの参加については、乳幼児段階では約半数以上は自分から積極的に参加していますが、小学生になるとその割合は少なくなっています。

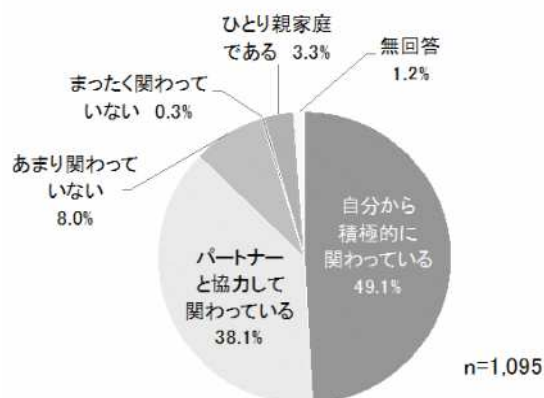
子どもの健やかな成長を支えていくためには、女性も男性もともに、仕事と生活の調和を図っていくことが重要です。

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性の育児休業取得が進まない実態を鑑み、男性の育児参加を一層促し、今後は育児休業の対象者に対して事業主が取得を勧奨するしくみ、部下や同僚の育児に配慮・理解のある上司（イクボス）を増やすための取組、男性中心型労働慣行の変革等の促進が重要です。

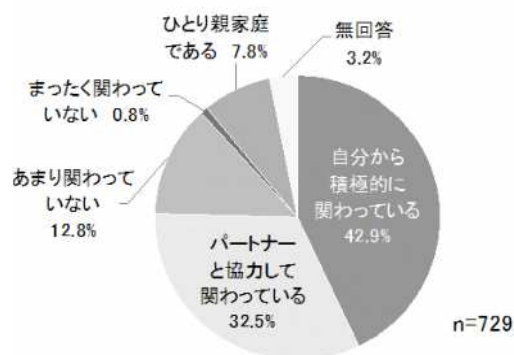
女性も男性も仕事と生活の調和を実現し、それぞれのライフステージでいきいきと活躍していくことが、子どもの豊かな育ちを育むことへとつながります。



＜ 父親の子育て参加の状況:乳幼児 ＞



＜ 父親の子育て参加の状況:小学生 ＞



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 調査結果報告書」（平成 29 年 2 月）

今後の方向性

- 仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現に向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方や重要性を浸透させるための啓発活動を推進します。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方を実現するための雇用環境や労働条件の整備、各種制度を利用しやすい職場の風土づくりなど、企業（事業所）の取組を促進するために、企業とかかわりが深い労働関係団体等と連携し啓発するとともに、先進的な事例を紹介し学びあうことにより波及させていきます。
- あらゆる機会を通じて、男女が共同して子育てへ参加することの促進に向けた意識啓発を行います。

176 ワーク・ライフ・バランス推進事業◎

（人権同和・男女共同参画課）

事業概要	事業所等において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることの意義や方法等を紹介し意識啓発を行い、実践に向け支援します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
ワーク・ライフ・バランスセミナー 「働き方改革・企業が変わる！～女性の活躍で会社の業績UP！！～」（参加者数14人）			区内企業に「ワーク・ライフ・バランス」の意義と有効性を啓発するため、セミナー内容の充実を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

※ 対象は成人であり、子の有無には関わらない

177 男性の育児参加にむけた意識啓発◎

（人権同和・男女共同参画課、地域教育支援課、職員課）

事業概要	・男女共同参画学習への区民参画を促進し、家庭生活において男性が積極的に子育てにかかわることができるよう、技術の習得や意識啓発を行います。（人権同和・男女共同参画課） ・家事や育児を男女がともに担うように、男性に対しての各種講座の実施を支援し、意識啓発を促進します。（地域教育支援課） ・男性職員が育児に参加しやすい環境整備と意識の啓発を行います。（職員課）				
実績（平成28年度）			事業目標		
【すみだパパスクール】 ・開催回数 全3回 ・参加者数 延37人（うち男性13人） 【家庭教育学級】 ・男性参加者数 64人 【親子で楽しむサイエンス教室】 ・男性参加者数 30人 「育児・看護・介護等に係る休暇等の制度」一覧による制度周知を行ったほか、実際に育児休業を取得した男性職員の体験記を職員報に掲載する等、育児参加促進を図りました。 【男性職員の育児休業】 ・男性育児休業取得者 7人 （職員課）			男女共同参画社会推進のための意識啓発を行い、男性の子育て参画を支援します。 職員のための仕事と子育て両立プラン（特定事業主行動計画）の施行により男性職員の育児参加促進を図り、併せて「育児・看護・介護等に係る休暇等の制度」一覧の職員周知により事業の促進を図ります。（職員課）		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

178 働く女性のための支援事業

(人権同和・男女共同参画課)

事業概要	働く女性向けのストレスマネジメント・スケジュール管理など、自分らしく健康に働くための知識を得るための講座等を実施します。(すみだ女性センターで実施)				
実績（平成２８年度）			事業目標		
・開催回数	全２回	労働の場における男女共同参画社会推進の意識啓発に努め、働く女性を支援します。			
・参加者数	延 29 人				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（３歳未満）	就学前（３歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

179 再就職支援のための事業

(経営支援課)

事業概要	・ハローワーク墨田、葛飾区と連携し、合同就職面接会を開催します。 ・ハローワーク墨田と連携し、再就職に向けた就職活動支援セミナーを開催します。 ・ハローワーク墨田と連携し、求人検索端末を設置し、職業の紹介及び就職相談等を行う「就職支援コーナーすみだ」を設置します。				
実績(平成28年度)			事業目標		
・合同就職面接会(葛飾区と合同で3回開催) 参加企業44社 / 就職者数37人 ・再就職支援セミナー 開催回数4回 / 参加者数183人 ・就職支援コーナー 紹介者数981人 / 就職者数166人			各所管における雇用対策、情報の共有化を図りつつ、関係機関と協力し、就職支援を行います。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

180 男の生き方セミナー

(人権同和・男女共同参画課)

事業概要	男女共同参画社会推進のために、男性が家庭や地域の中で何をしていくべきか、できることは何かなどを話しあいます。（すみだ女性センターで開催）				
実績（平成２８年度）			事業目標		
・開催回数 全２回 ・参加者数 延 32 人			男性に対し、男女共同参画社会推進のための意識啓発を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（３歳未満）	就学前（３歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

※ 対象は成人であり、子の有無には関わらない

181 すずかけ大学

(人権同和・男女共同参画課)

事業概要	性別にとらわれず、家庭・地域・社会のあらゆる分野の活動に自らの意思で参画できる人材を育成するための基礎的な知識を学ぶ講座を実施します。（すみだ女性センターで開催）				
実績（平成２８年度）			事業目標		
・開催回数 全９回 ・参加者数 延 367 人			男女共同参画社会の実現にむけ意識啓発を行い、家庭・地域・社会の中で男女共同参画を推進する人材の育成をめざします。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（３歳未満）	就学前（３歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

※ 対象は成人であり、子の有無には関わらない

182 男女の機会均等の確保や待遇の改善、育児休業制度の取得促進にむけた啓発

(人権同和・男女共同参画課)

事業概要	・国・都から提供された労働に関する各種資料を配布し、職場での男女平等を促進するための情報提供を行います。 ・男女共同参画推進のための情報誌を発行し、事業所等に配布しながら情報提供を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・情報誌「すずかけ」を7月・12月に発行し、事業主・町会・自治会等に配布しました。 ・セミナーにて、事業所等に情報提供を行いました。			情報誌「すずかけ」の配布先の拡充を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

※ 対象は成人であり、子の有無には関わらない

183 子育て中の女性向け啓発事業

(人権同和・男女共同参画課)

事業概要	入園前の子をもつ母親が、子どもと離れて男女共同参画等について学ぶ講座を実施します。子どもたちは別室で、保育士による一時保育を実施します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・開催回数 全3回 ・参加者数 延50人			子育ての孤立化を防止するため、子育て中の女性のネットワークづくりや男女共同参画推進のための意識啓発を行います。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

方向性（２） 子育てにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

平成 28 年度調査結果によると、子育てにやさしいまちづくりが推進されていると評価しているのは、乳幼児の保護者で約 4 割、小学生の保護者では約 5 割となっており、前回調査に比べると、それぞれ約 1 割高い評価となっています。

また、子どもの安全・安心を守るための環境が整備されていると評価している乳幼児の保護者は約 4 割で、小学生の保護者は約 5 割となっています。

子どもとその家族が安心して生活するための基盤として、子育て家庭に配慮した住宅・公共施設・交通機関等の整備をより一層進め、こうした施設等の情報を積極的に発信することにより、子育てにやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

今後の方向性

- すみだ良質な集合住宅認定制度（子育て型）の充実等により、安心して子育てができる住宅・住環境の形成をめざします。
- 妊娠している人やベビーカーを押している人、子ども連れの人等が安心して外出できるよう、道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化、公共施設等への授乳やおむつ替えスペース、ベビーカーでも利用しやすいトイレの整備などを促進します。

184 赤ちゃん休けいスポット事業◎

（子育て支援課）

事業概要	・赤ちゃんを連れて、おむつ替えや授乳のために気軽に利用できる場所を、東京都の赤ちゃん・ふらっと事業とは別に区として認定し、整備を促進します。 ・区で開催されるイベント等においても整備を促進します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
・ 民間店舗等 157 か所、区施設 71 か所 合計 228 か所（うち、新規登録 3 件） ・ 再認定調査実施			整備を促進します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

185 すみだ良質な集合住宅認定制度

(住宅課)

事業概要	墨田区内に供給される集合住宅のうち、住生活に関する様々な機能（子育て・防災）について、建築及び管理運営において特に配慮したものを認定することにより、区内に良質な集合住宅の供給促進を図るとともに、住み替えにおける良質な住環境の指針を提供します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・年度実績 認定：4件/158戸 仮認定：0件/0戸 ・累計実績 認定：8件（子育て型4件・防災型5件） 仮認定：0件			1年間に供給される集合住宅の戸数の3割を認定します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	

186 放置自転車対策

(土木管理課)

事業概要	・公共の場における自転車の駐輪マナーを高めます（キャンペーンや区報によるPR）。 ・放置自転車の撤去、保管、返還業務（景観の保全、交通障害の排除）を行います。 ・自転車駐車場の整備を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・撤去台数 13,155 台 ・放置自転車関連キャンペーンを実施（7回） ・錦糸町駅南口駅前広場（交番付近）に時間単位で利用できる自転車駐車場として収容台数19台を整備（11月1日供用開始）			引続き、放置自転車の撤去やキャンペーンを推進します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

187 交通バリアフリー事業

(厚生課)

事業概要	高齢者、身体障害者、妊婦やけが人なども含め、だれもが公共交通機関を使って移動のしやすいバリアフリーのまちづくりを実現するため、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等の整備を推進します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
バリアフリー整備を実施する事業者が無かったため、助成実績はありません。			引続き、区内鉄道駅のバリアフリー整備を促進します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

188 道路バリアフリー事業

(道路公園課)

事業概要	歩道の段差を改修することにより、ベビーカーの通行をはじめ、高齢者、障害者等を含むすべての人の円滑な通行を確保します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
すみだ北斎美術館周辺道路整備工事において、道路バリアフリー整備を引続き行いました。			オリンピック・パラリンピック開催会場を中心に両国・錦糸町・押上地区をバリアフリー整備した路線でネットワーク化を図ります。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

189 公園等の出入口バリアフリー化

(道路公園課)

事業概要	区民の誰もが安心して利用できるよう、公園等のバリアフリー化を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
児童遊園の施設改修がなかったため、実績がありません。			児童遊園の整備を推進します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

190 公衆トイレ等のバリアフリー化

(道路公園課)

事業概要	区民の誰もが安心して利用できるよう、公衆トイレ等のバリアフリー化を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
請地児童遊園で、だれでもトイレを整備しました。			トイレの改築に合わせて実施します。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

191 区庁舎、公共施設への子連れの親子向けトイレ等の整備

(総務課)

事業概要	区庁舎等に子ども連れで利用できるトイレや授乳室を設置します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
7階・12階・15階・18階のだれでもトイレにベビーキープを設置しました。			誰でもトイレのベビーキープの設置を完了し、計画を達成しています。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
		○	○		

方向性（３） 子育て家庭の視点に立った情報の発信

現状と課題

平成 28 年度調査結果によると、子育て家庭の視点に立った情報が発信されていると評価しているのは、乳幼児の保護者では約 3 割台、小学生の保護者では約 5 割でした。「サービスはあると思うがその情報が伝わってこない」、「子育てに関しての情報を得るのに自分から動かないと得られない」といった声があり、また、「児童館でも乳幼児事業を行っていることが、必ずしも保護者の方に広く伝わっている状況にない」という声もあります。そのため、子育てに関する情報や提供方法の充実を図る必要があります。

今後の方向性

- 情報を必要とするすべての人が、子育てに関する情報を気軽に入手できる環境づくりをめざし、今後は、子育て支援のための情報配信アプリの運用など、IT を活用した情報発信のしくみづくりに取組み、そのブラッシュアップに努めます。
- 区の子育て支援情報にとどまらず、地域の子育て支援の取組や活動の情報、子育てに必要な知識を得られる情報など、保護者等が必要とするさまざまな情報を地域（企業等を含む）と区が共有・発信し、子育て家庭が気軽に利用できるようしくみづくりを進めていきます。

192 子育て支援のための情報発信アプリの運用◎

（子育て支援課）

事業概要	墨田区で子どもを産み育てたい人が、容易に必要な情報を取得でき、また、産前・産後ケア、子どもの月齢に応じた区からのお知らせを個別に受け取ることができるアプリケーションを運用します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
子育て関連イベントでのチラシ配布等、周知を図り利用を促進しました。			システム改修を実施し、利便性を向上させます。また、周知を図り、多くの区民の利用を促進します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○		

193 子育て支援に関する区ホームページコーナーの運用◎（広報広聴担当、子育て支援課）

事業概要	区ホームページ内の子育て支援に関するコーナー（子育て応援サイト）を運用し、わかりやすく情報発信します。				
実績（平成 28 年度）			事業目標		
引続き区ホームページで情報を提供しました。			内容の充実を図ります。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

194 子育て支援情報の提供

(保健計画課、向島保健センター、本所保健センター)

事業概要	親子健康手帳配布時に「母と子の保健バッグ」を配布し、子育て支援の情報提供を行います。				
実績（平成28年度）			事業目標		
引続き「母と子の保健バッグ」、妊娠から産後の育児相談までのサービスを提供するリーフレット「こんにちは！赤ちゃん」を配布しました。			継続して実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○				

195 区報及びCATVによる情報提供

(広報広聴担当)

事業概要	区報及びCATVによる子育てに関する各種サービス、講習会・講演会やイベント等の情報提供の充実を図ります。				
実績（平成28年度）			事業目標		
子育てに関する各種サービス、講習会・講演会やイベント等の情報を引続き提供しました。			子育てに関する各種サービス、講習会・講演会やイベント等の情報を引続き提供します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

196 区ホームページ等の外国語版の作成

(広報広聴担当、子育て支援課)

事業概要	・在住外国人家庭でも利用できるよう、区ホームページ（子育て支援に関するコーナー含む）に自動翻訳機能を導入します。 ・子育てに関する外国語による情報提供を強化します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・区ホームページの自動翻訳機能を引き続き提供しました。 ・墨田区外国語版生活便利帳を窓口等で配付しました。			対象とする言語等を検討のうえ、実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

197 いきいき子育てガイドブックの作成

(子育て支援課)

事業概要	出産準備や乳幼児の子育て、家庭教育、虐待防止、子育て支援の施策など、子育ての参考となるガイドブックを作成し、出産時等に配布します。				
実績（平成28年度）			事業目標		
・ガイドブックの内容を更新し、新たに作成して配布しました。 【発行部数】 3万部			内容の充実を図って実施します。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前（3歳未満）	就学前（3歳以上）	小学生	中高生
	○	○	○	○	

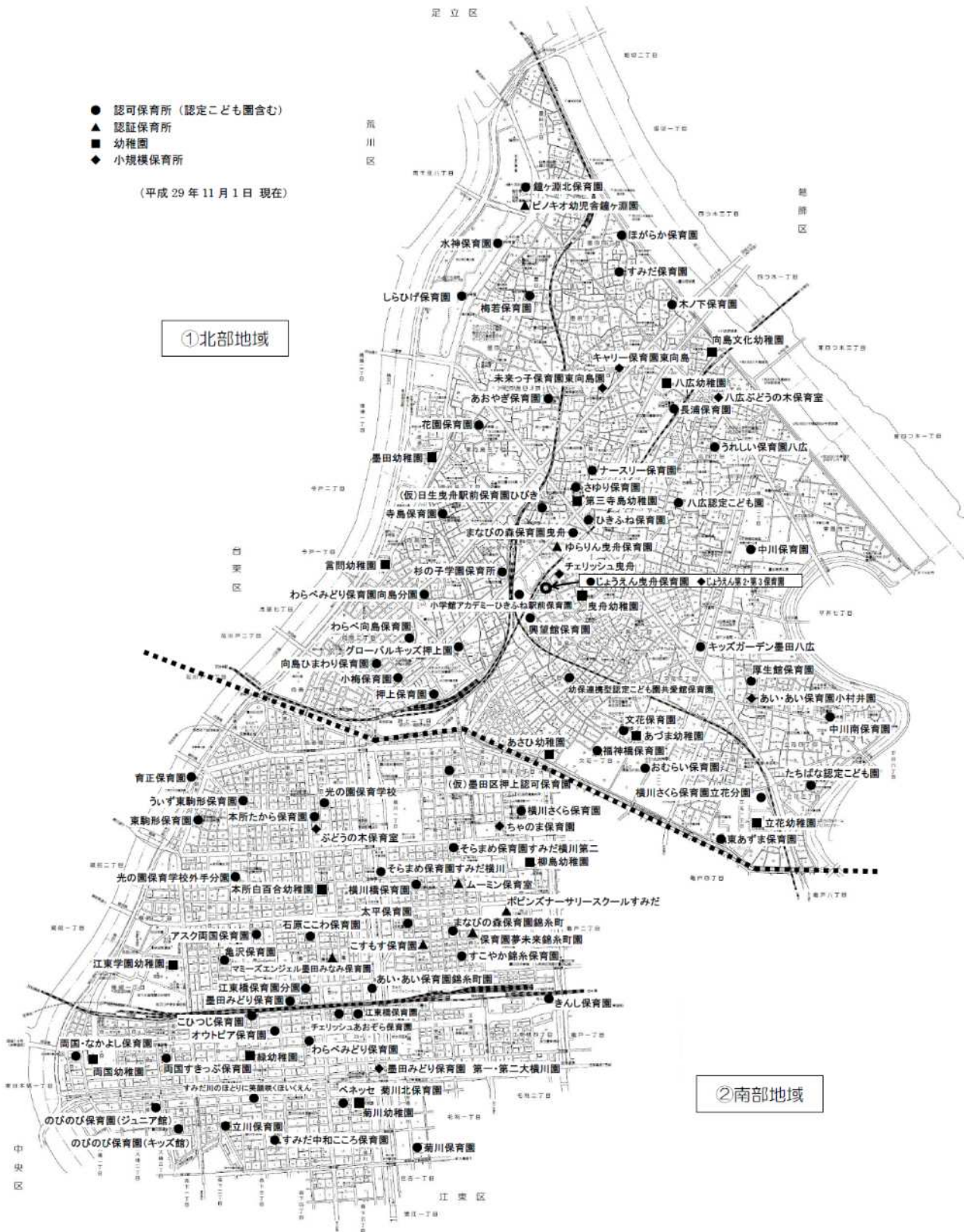
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するものとされています。

そこで、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）は、待機児童ゼロ・定員内保育の実現のため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざす考え方から、南北別に2区域の設定とします。

【提供区域の設定】



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 新制度による認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を区市町村に行い、それに基づいて区市町村が認定を行います（ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります）。

認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により 1 号から 3 号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

【認定区分】

認定区分	年 齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1 号認定	満 3 歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2 号認定		有	認定こども園、保育所
3 号認定	満 3 歳未満 (0～2 歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)	0～5 歳	(無)	(基本的に保護者による自宅等での保育となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて墨田区の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設（施設型給付）」と「地域型保育事業（地域型保育給付）」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

【施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内 容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を保育します。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	家庭的保育	3号認定 0～2歳児	家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	小規模保育		少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育します。
	居宅訪問型保育		障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1の保育を行います。

（２）区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。

各年度における確保量の基準日は、翌年度の4月1日とします（例えば、平成27年度の基準日は、平成28年度4月1日）。なお、平成28年度以前の確保の内容は、実績に基づく数値です。

1) 全区域

単位：人（ ）内数値は、本計画策定時のものです

年度	認定 区分		①量の 見込み	②確保の内容					差異 (②－①)	
				幼稚園		保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業		認可外 施設等
				新制度	私学 助成					
平成 26 年度	1 号		—	490 (490)	988 (1, 083)	—	172 (172)	—	—	—
	2 号		—	—	—	3, 011 (3, 004)	18 (18)	—	123 (87)	—
	3 号	1～2 歳	—	—	—	1, 664 (1, 661)	6 (6)	125 (128)	278 (172)	—
		0 歳	—	—	—	385 (385)	0 (0)	30 (56)	106 (71)	—
平成 27 年度	1 号		1, 784 (1, 844)	490 (490)	988 (1, 083)	—	181 (172)	—	—	▲125 (▲99)
	2 号		2, 944 (2, 725)	—	—	3, 046 (3, 079)	90 (18)	—	81 (87)	273 (459)
	3 号	1～2 歳	2, 230 (1, 827)	—	—	1, 691 (1, 688)	52 (6)	155 (141)	257 (172)	▲75 (180)
		0 歳	648 (556)	—	—	397 (394)	12 (0)	44 (62)	88 (71)	▲107 (▲29)
平成 28 年度	1 号		1, 715 (1, 900)	490 (490)	1, 083 (1, 083)	—	181 (172)	—	—	39 (▲155)
	2 号		3, 075 (2, 929)	—	—	3, 072 (3, 229)	218 (18)	—	68 (87)	283 (405)
	3 号	1～2 歳	2, 440 (1, 878)	—	—	1, 682 (1, 742)	114 (6)	202 (154)	242 (172)	▲200 (196)
		0 歳	681 (584)	—	—	394 (412)	33 (0)	49 (68)	86 (71)	▲119 (▲33)
平成 29 年度	1 号		1, 971 (1, 957)	490 (490)	1, 083 (1, 083)	—	181 (286)	—	—	▲217 (▲98)
	2 号		3, 824 (3, 134)	—	—	3, 548 (2, 701)	218 (672)	—	68 (87)	10 (326)
	3 号	1～2 歳	2, 477 (1, 932)	—	—	1, 944 (1, 449)	114 (377)	202 (167)	242 (172)	25 (233)
		0 歳	698 (611)	—	—	483 (377)	33 (65)	49 (74)	86 (71)	▲47 (▲24)
平成 30 年度	1 号		2, 044 (2, 014)	490 (490)	1, 083 (1, 083)	—	181 (383)	—	—	▲290 (▲58)
	2 号		3, 932 (3, 337)	—	—	3, 911 (2, 293)	218 (1, 223)	—	68 (87)	265 (266)
	3 号	1～2 歳	2, 546 (1, 894)	—	—	2, 153 (1, 249)	114 (655)	202 (180)	242 (172)	165 (362)
		0 歳	715 (639)	—	—	571 (342)	33 (130)	49 (80)	86 (71)	24 (▲16)
平成 31 年度	1 号		2, 115 (2, 071)	490 (490)	1, 083 (1, 083)	—	181 (499)	—	—	▲361 (1)
	2 号		4, 040 (3, 541)	—	—	4, 142 (1, 690)	218 (1, 950)	—	68 (87)	338 (186)
	3 号	1～2 歳	2, 615 (1, 932)	—	—	2, 286 (907)	114 (1, 075)	202 (180)	242 (172)	229 (402)
		0 歳	733 (649)	—	—	627 (249)	33 (253)	49 (80)	86 (71)	62 (4)

2) 北部区域

単位：人 () 内数値は、本計画策定時のものです

年度	認定 区分		①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②－①)
				幼稚園		保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認可外 施設等	
				新制度	私学 助成					
平成 26 年度	1号		—	280 (280)	613 (708)	—	0 (0)	—	—	—
	2号		—	—	—	1,833 (1,840)	0 (0)	—	34 (19)	—
	3号	1～2歳	—	—	—	980 (977)	0 (0)	87 (79)	91 (81)	—
		0歳	—	—	—	225 (225)	0 (0)	20 (33)	38 (33)	—
平成 27 年度	1号		1,003 (1,037)	280 (280)	613 (708)	—	9 (0)	—	—	▲101 (▲49)
	2号		1,726 (1,595)	—	—	1,791 (1,840)	72 (0)	—	19 (19)	156 (264)
	3号	1～2歳	1,205 (913)	—	—	961 (977)	46 (0)	118 (92)	114 (81)	34 (237)
		0歳	339 (306)	—	—	222 (225)	12 (0)	35 (39)	39 (33)	▲31 (▲9)
平成 28 年度	1号		964 (1,066)	280 (280)	708 (708)	—	9 (0)	—	—	33 (▲78)
	2号		1,767 (1,597)	—	—	1,760 (1,840)	200 (0)	—	6 (19)	199 (262)
	3号	1～2歳	1,334 (920)	—	—	917 (977)	108 (0)	132 (105)	99 (81)	▲78 (243)
		0歳	365 (316)	—	—	207 (225)	33 (0)	39 (45)	37 (33)	▲49 (▲13)
平成 29 年度	1号		1,044 (1,096)	280 (280)	708 (708)	—	9 (34)	—	—	▲47 (▲74)
	2号		2,026 (1,599)	—	—	1,975 (1,433)	200 (373)	—	6 (19)	155 (226)
	3号	1～2歳	1,312 (930)	—	—	1,027 (771)	108 (206)	132 (118)	99 (81)	54 (246)
		0歳	369 (325)	—	—	252 (195)	33 (30)	39 (51)	37 (33)	▲8 (▲16)
平成 30 年度	1号		1,083 (1,125)	280 (280)	708 (708)	—	9 (115)	—	—	▲86 (▲22)
	2号		2,083 (1,600)	—	—	2,074 (1,012)	200 (803)	—	6 (19)	197 (234)
	3号	1～2歳	1,349 (912)	—	—	1,084 (578)	108 (423)	132 (131)	99 (81)	74 (301)
		0歳	378 (335)	—	—	276 (142)	33 (95)	39 (57)	37 (33)	7 (▲8)
平成 31 年度	1号		1,120 (1,155)	280 (280)	708 (708)	—	9 (168)	—	—	▲123 (1)
	2号		2,141 (1,602)	—	—	2,173 (400)	200 (1,362)	—	6 (19)	238 (179)
	3号	1～2歳	1,385 (931)	—	—	1,141 (260)	108 (741)	132 (131)	99 (81)	95 (282)
		0歳	388 (327)	—	—	300 (58)	33 (179)	39 (57)	37 (33)	21 (0)

3) 南部区域

単位：人（ ）内数値は、本計画策定時のものです

年度	認定 区分		①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②－①)
				幼稚園		保育所	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認可外 施設等	
				新制度	私学 助成					
平成 26 年度	1号		—	210 (210)	375 (375)	—	172 (172)	—	—	—
	2号		—	—	—	1,178 (1,164)	18 (18)	—	89 (68)	—
	3号	1～2歳	—	—	—	684 (684)	6 (6)	38 (49)	187 (91)	—
		0歳	—	—	—	160 (160)	0 (0)	10 (23)	68 (38)	—
平成 27 年度	1号		781 (807)	210 (210)	375 (375)	—	172 (172)	—	—	▲24 (▲50)
	2号		1,218 (1,130)	—	—	1,255 (1,239)	18 (18)	—	62 (68)	117 (195)
	3号	1～2歳	1,025 (914)	—	—	730 (711)	6 (6)	37 (49)	143 (91)	▲109 (▲57)
		0歳	309 (250)	—	—	175 (169)	0 (0)	9 (23)	49 (38)	▲76 (▲20)
平成 28 年度	1号		751 (834)	210 (210)	375 (375)	—	172 (172)	—	—	6 (▲77)
	2号		1,308 (1,332)	—	—	1,312 (1,389)	18 (18)	—	62 (68)	84 (143)
	3号	1～2歳	1,106 (958)	—	—	765 (765)	6 (6)	70 (49)	143 (91)	▲122 (▲47)
		0歳	316 (268)	—	—	187 (187)	0 (0)	10 (23)	49 (38)	▲70 (▲20)
平成 29 年度	1号		927 (861)	210 (210)	375 (375)	—	172 (252)	—	—	▲170 (▲24)
	2号		1,798 (1,535)	—	—	1,573 (1,268)	18 (299)	—	62 (68)	▲145 (100)
	3号	1～2歳	1,165 (1,002)	—	—	917 (678)	6 (171)	70 (49)	143 (91)	▲29 (▲13)
		0歳	329 (286)	—	—	231 (182)	0 (35)	10 (23)	49 (38)	▲39 (▲8)
平成 30 年度	1号		961 (889)	210 (210)	375 (375)	—	172 (268)	—	—	▲204 (▲36)
	2号		1,849 (1,737)	—	—	1,837 (1,281)	18 (420)	—	62 (68)	68 (32)
	3号	1～2歳	1,197 (982)	—	—	1,069 (671)	6 (232)	70 (49)	143 (91)	91 (61)
		0歳	337 (304)	—	—	295 (200)	0 (35)	10 (23)	49 (38)	17 (▲8)
平成 31 年度	1号		995 (916)	210 (210)	375 (375)	—	172 (331)	—	—	▲238 (0)
	2号		1,899 (1,939)	—	—	1,969 (1,290)	18 (588)	—	62 (68)	150 (7)
	3号	1～2歳	1,230 (1,001)	—	—	1,145 (647)	6 (334)	70 (49)	143 (91)	134 (120)
		0歳	345 (322)	—	—	327 (191)	0 (74)	10 (23)	49 (38)	41 (4)

【今後の方向性】

確保策は、潜在的ニーズが徐々に顕在化してくると想定されるため、財政負担の平準化や保育士等の確保を図りながら、平成 31 年度までの 5 か年（中間年の見直しにより、平成 30 年度から 31 年度の 2 か年）で段階的に実施していくこととします。そのため、目標とする必要確保量は、平成 31 年度の数値とします。

認可保育園について、平成 30 年度には、北部地域 3 園、南部地域 8 園、平成 31 年度には、北部地域 3 園、南部地域 4 園、区全域においては計 18 園（保育定員は 1 園につき 60 名）の認可保育所を整備していく必要があります。

また、年度毎に確保量が不足する（▲）3 号（0 歳・1～2 歳）認定への対応として、充足する 2 号認定定員施設の弾力的利用も検討します。

4) 1号認定

単位：人 () 内数値は、本計画策定時のものです

【全区域】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,784 (1,844)	1,715 (1,900)	1,971 (1,957)	2,044 (2,014)	2,115 (2,071)
②確保の 内容	教育・保育施設	662 (662)	671 (662)	671 (662)	671 (776)	671 (873)	671 (989)
	幼稚園(私学助成)	988 (1,083)	988 (1,083)	1,083 (1,083)	1,083 (1,083)	1,083 (1,083)	1,083 (1,083)
差異(②－①)		—	▲125 (▲99)	39 (▲155)	▲217 (▲98)	▲290 (▲58)	▲361 (1)

【北部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,003 (1,037)	964 (1,066)	1,044 (1,096)	1,083 (1,125)	1,120 (1,155)
②確保の 内容	教育・保育施設	280 (280)	289 (280)	289 (280)	289 (314)	289 (395)	289 (448)
	幼稚園(私学助成)	613 (708)	613 (708)	708 (708)	708 (708)	708 (708)	708 (708)
差異(②－①)		—	▲101 (▲49)	33 (▲78)	▲47 (▲74)	▲86 (▲22)	▲123 (1)

【南部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	781 (807)	751 (834)	927 (861)	961 (889)	995 (916)
②確保の 内容	教育・保育施設	382 (382)	382 (382)	382 (382)	382 (462)	382 (478)	382 (541)
	幼稚園(私学助成)	375 (375)	375 (375)	375 (375)	375 (375)	375 (375)	375 (375)
差異(②－①)		—	▲24 (▲50)	6 (▲77)	▲170 (▲24)	▲204 (▲36)	▲238 (0)

【今後の方向性】

北部・南部ともに、量の見込みに対して確保の内容が不足していますが、現状として、区外の幼稚園を利用している区民の数が、区内の幼稚園を利用している区外の在住者の数を400人以上上回っているため、現在の体制でニーズを充足できます。

5) 2号認定

単位：人 () 内数値は、本計画策定時のものです

【全区域】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	2,944 (2,725)	3,075 (2,929)	3,824 (3,134)	3,932 (3,337)	4,040 (3,541)
②確保の 内容	教育・保育施設	3,029 (3,022)	3,136 (3,097)	3,290 (3,247)	3,766 (3,373)	4,129 (3,516)	4,360 (3,640)
	認可外施設等	123 (87)	81 (87)	68 (87)	68 (87)	68 (87)	68 (87)
差異 (②－①)		—	273 (459)	284 (405)	10 (326)	265 (266)	388 (186)

【北部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,726 (1,595)	1,767 (1,597)	2,026 (1,599)	2,083 (1,600)	2,141 (1,602)
②確保の 内容	教育・保育施設	1,833 (1,840)	1,863 (1,840)	1,960 (1,840)	2,175 (1,806)	2,274 (1,815)	2,373 (1,762)
	認可外施設等	34 (19)	19 (19)	6 (19)	6 (19)	6 (19)	6 (19)
差異 (②－①)		—	156 (264)	199 (262)	155 (226)	197 (234)	238 (179)

【南部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,218 (1,130)	1,308 (1,332)	1,798 (1,535)	1,849 (1,737)	1,899 (1,939)
②確保の 内容	教育・保育施設	1,196 (1,182)	1,273 (1,257)	1,330 (1,407)	1,591 (1,567)	1,855 (1,701)	1,987 (1,878)
	認可外施設等	89 (68)	62 (68)	62 (68)	62 (68)	62 (68)	62 (68)
差異 (②－①)		—	117 (195)	84 (143)	▲145 (100)	68 (32)	150 (7)

【今後の方向性】

北部では、量の見込みと確保の内容が均衡していますが、ニーズの増加にも対応できるよう、体制の整備を進めます。南部では、平成 31 年度（平成 32 年 4 月 1 日現在）まで多くの需要が見込まれるため、平成 29 年度以降、認可保育所の整備による定員増加を進め、平成 30 年度に実施する整備により、ニーズを充足できるよう対応します。

6) 3号認定(0歳)

単位：人 () 内数値は、本計画策定時のものです

【全区域】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	648 (556)	681 (584)	698 (611)	715 (639)	733 (649)
②確保の 内容	教育・保育施設	385 (385)	409 (394)	427 (412)	516 (442)	604 (472)	660 (502)
	地域型保育事業	30 (56)	44 (62)	49 (68)	49 (74)	49 (80)	49 (80)
	認可外施設等	106 (71)	88 (71)	86 (71)	86 (71)	86 (71)	86 (71)
差異 (②－①)		—	▲107 (▲29)	▲119 (▲33)	▲47 (▲24)	24 (▲16)	62 (4)

【北部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	339 (306)	365 (316)	369 (325)	378 (335)	388 (327)
②確保の 内容	教育・保育施設	225 (225)	234 (225)	240 (225)	285 (225)	309 (237)	333 (237)
	地域型保育事業	20 (33)	35 (39)	39 (45)	39 (51)	39 (57)	39 (57)
	認可外施設等	38 (33)	39 (33)	37 (33)	37 (33)	37 (33)	37 (33)
差異 (②－①)		—	▲31 (▲9)	▲49 (▲13)	▲8 (▲16)	7 (▲8)	21 (0)

【南部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	309 (250)	316 (268)	329 (286)	337 (304)	345 (322)
②確保の 内容	教育・保育施設	160 (160)	175 (169)	187 (187)	231 (217)	295 (235)	327 (265)
	地域型保育事業	10 (23)	9 (23)	10 (23)	10 (23)	10 (23)	10 (23)
	認可外施設等	68 (38)	49 (38)	49 (38)	49 (38)	49 (38)	49 (38)
差異 (②－①)		—	▲76 (▲20)	▲70 (▲20)	▲39 (8)	17 (▲8)	41 (4)

【今後の方向性】

北部及び南部ともに、平成 31 年度までに主として認可保育所の整備により、定員拡充を図っていきます。

7) 3号認定（1～2歳）

単位：人（ ）内数値は、本計画策定時のものです

【全区域】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	2,230 (1,827)	2,446 (1,878)	2,477 (1,932)	2,546 (1,894)	2,615 (1,932)
②確保の 内容	教育・保育施設	1,670 (1,667)	1,743 (1,694)	1,796 (1,748)	2,058 (1,826)	2,267 (1,904)	2,400 (1,982)
	地域型保育事業	125 (128)	155 (141)	202 (154)	202 (167)	202 (180)	202 (180)
	認可外施設等	278 (172)	257 (172)	242 (172)	242 (172)	242 (172)	242 (172)
差異（②－①）		—	▲75 (180)	▲200 (196)	25 (233)	165 (362)	229 (402)

【北部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,205 (913)	1,334 (920)	1,312 (930)	1,349 (912)	1,385 (931)
②確保の 内容	教育・保育施設	980 (977)	1,007 (977)	1,025 (977)	1,135 (977)	1,192 (1,001)	1,249 (1,001)
	地域型保育事業	87 (79)	118 (92)	132 (105)	132 (118)	132 (131)	132 (131)
	認可外施設等	91 (81)	114 (81)	99 (81)	99 (81)	99 (81)	99 (81)
差異（②－①）		—	34 (237)	▲78 (243)	54 (246)	74 (301)	95 (282)

【南部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,025 (914)	1,106 (958)	1,165 (1,002)	1,197 (982)	1,230 (1,001)
②確保の 内容	教育・保育施設	690 (690)	736 (717)	771 (771)	923 (849)	1,075 (903)	1,151 (981)
	地域型保育事業	38 (49)	37 (49)	70 (49)	70 (49)	70 (49)	70 (49)
	認可外施設等	187 (91)	143 (91)	143 (91)	143 (91)	143 (91)	143 (91)
差異（②－①）		—	▲109 (▲57)	▲122 (▲47)	▲29 (▲13)	91 (61)	134 (120)

【今後の方向性】

北部、南部ともに最も多い平成 31 年度（平成 32 年 4 月 1 日現在）のニーズを充足できるよう、平成 29 年度及び平成 30 年度に認可保育所（分園を含む）の整備を行い、定員拡充を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に応じて区域ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに区全域である 1 区域か、南北別の 2 区域とします。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定】

事業	区域検討の考え方	提供区域
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ運営事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
時間外保育事業 (延長保育事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	全区域でのニーズに応えられるよう、施設数や定員の拡充を図りながら、必要な時に利用できる状態をめざします。	区全域
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	子どもと保護者が希望した地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
幼稚園による一時預かり	状況に応じて柔軟に利用できる状態をめざします。	区全域
一時預かり事業等	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	希望するタイミングで利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	区全域
病児・病後児保育事業	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
利用者支援事業	区全域を対象とした情報提供やニーズ把握などの支援体制の構築をめざします。	区全域
妊婦健診	妊婦が自らの状況に応じて既存医療機関を利用するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はありません。	区全域
養育支援訪問事業	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はありません。	区全域

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営事業）

【事業の内容】

保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人／月

【全区域】			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の 見込み	低学年		1,714 (1,714)	1,858 (1,799)	1,958 (1,825)	1,975 (1,851)	1,969 (1,877)	2,001 (1,903)
	高学年	放課後の居 場所等とし てのニーズ	【34】 (―)	【36】 (119)	【48】 (296)	【489】 (473)	【674】 (649)	【856】 (827)
		特に配慮を 必要とする ニーズ	25 (59)	22 (67)	27 (75)	60 (84)	60 (92)	60 (100)
	合計		1,739 (1,773)	1,880 (1,866)	1,985 (1,900)	2,035 (1,935)	2,029 (1,969)	2,061 (2,003)
② 確保の 内容	低学年		1,654 (1,850)	1,706 (1,794)	1,769 (1,810)	1,810 (1,846)	1,896 (1,876)	1,981 (1,910)
	高学年		87 (―)	90 (96)	93 (80)	96 (84)	100 (94)	105 (100)
	合計		1,741 (1,850)	1,796 (1,890)	1,862 (1,890)	1,906 (1,930)	1,996 (1,970)	2,086 (2,010)
差異（②－①）			2 (―)	▲84 (24)	▲123 (▲10)	▲129 (▲5)	▲33 (1)	25 (7)

（ ）内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の量は、実績値です。

【 】内の数値は、合計に含めていません。

※平成 26 年度の「量の見込み」（ ）は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

※「特に配慮を必要とするニーズ」の量の見込みの設定にあたっては、平成 31 年度時点における低学年の量の見込みの 3%（平成 28 年度実績は 1.4%（27 人/1,958 人）。平成 31 年度まで潜在的ニーズが顕在化するものと想定し、3%とする。）の 60 人（2,001 人×3%）とした。なお、区域別の数値は、各区域における待機児童数、利用数の割合で按分（北部：南部＝62.1：37.9）。

【北部】			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の 見込み	低学年		1,074 (1,074)	1,151 (1,117)	1,207 (1,133)	1,227 (1,149)	1,223 (1,166)	1,243 (1,182)
	高学年	放課後の居 場所等とし てのニーズ	【24】 (―)	【33】 (79)	【38】 (195)	【323】 (312)	【446】 (429)	【566】 (547)
		特に配慮を 必要とする ニーズ	15 (39)	13 (44)	19 (50)	37 (56)	37 (61)	37 (66)
	合計		1,089 (1,113)	1,164 (1,161)	1,226 (1,183)	1,264 (1,205)	1,260 (1,227)	1,280 (1,248)
② 確保の 内容	低学年		1,027 (1,190)	1,059 (1,117)	1,099 (1,133)	1,124 (1,134)	1,177 (1,164)	1,230 (1,164)
	高学年		54 (―)	56 (73)	58 (57)	59 (56)	62 (66)	65 (66)
	合計		1,081 (1,190)	1,115 (1,190)	1,157 (1,190)	1,183 (1,190)	1,239 (1,230)	1,295 (1,230)
差異 (②－①)			▲8 (―)	▲49 (29)	▲69 (7)	▲81 (▲15)	▲21 (3)	15 (▲18)

【南部】			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③ 量の 見込み	低学年		640 (640)	707 (682)	751 (692)	748 (702)	746 (711)	758 (721)
	高学年	放課後の居 場所等とし てのニーズ	【10】 (一)	【3】 (40)	【10】 (101)	【166】 (161)	【228】 (220)	【290】 (280)
		特に配慮を 必要とする ニーズ	10 (20)	9 (23)	8 (25)	23 (28)	23 (31)	23 (34)
	合計		650 (660)	716 (705)	759 (717)	771 (730)	769 (742)	781 (755)
④ 確保の 内容	低学年		627 (660)	647 (677)	670 (677)	686 (712)	719 (712)	751 (746)
	高学年		33 (一)	34 (23)	35 (23)	37 (28)	38 (28)	40 (34)
	合計		660 (660)	681 (700)	705 (700)	723 (740)	757 (740)	791 (780)
差異 (②－①)			10 (一)	▲35 (▲5)	▲54 (▲17)	▲48 (10)	▲12 (▲2)	10 (25)

() 内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の量は、実績値です。

【今後の方向性】

学童クラブは、低学年は希望する全児童、高学年は特に配慮を必要とする児童への対応として、施設整備を進めます。そのため、平成 31 年度までに北部で 2 室、南部で 3 室、合計で 5 室の学童クラブの開設をめざします。開設にあたっては、「小学校区内に学童クラブのない地区」、「待機児童が発生し又は発生が見込まれる地区」を対象として、民間賃貸物件の借り上げや学校等の公共施設活用のほか、保育所等整備時の併設にも取組みます。

また、高学年の「放課後の居場所としてのニーズ」に対応するため、放課後子ども教室の実施をはじめとした放課後子ども総合プランを推進し、あわせて児童館事業等の拡充などにより、高学年の放課後の居場所の確保に取り組んでいきます。なお、取組

みにあたっては、単に居場所をつくるのではなく児童の自立支援も進めていきます。

既存の学童クラブと児童館の機能強化や、放課後子ども教室などの関係から、学校や教育委員会との連携強化に努めます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人／月

【全区域】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	686 (570)	716 (647)	733 (725)	882 (803)	978 (881)	999 (881)
②確保の内容	920 (920)	920 (920)	920 (920)	950 (920)	1,018 (938)	1,043 (938)
差異（②－①）	234 (—)	204 (273)	187 (195)	68 (117)	40 (57)	44 (57)

【北部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	381 (281)	389 (345)	395 (387)	412 (428)	457 (470)	467 (470)
②確保の内容	452 (452)	452 (452)	452 (452)	444 (452)	475 (470)	487 (470)
差異（②－①）	71 (—)	63 (107)	57 (65)	32 (24)	18 (0)	20 (0)

【南部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	305 (288)	327 (302)	338 (338)	470 (375)	521 (411)	532 (411)
②確保の内容	468 (468)	468 (468)	468 (468)	506 (468)	543 (468)	556 (468)
差異（②－①）	163 (—)	141 (166)	130 (130)	36 (93)	22 (57)	24 (57)

() 内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の内容は、実績値です。
※平成 26 年度の「量の見込み」() は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

【今後の方向性】

北部、南部ともに平成 31 年度までの教育・保育施設の供給量拡大に合わせて、時間外保育事業も拡大していきます。

(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的に子どもを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設・協力家庭（平成 28 年度新設）で、子どもを短期間養育します。

単位：人日／年

【全区域】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12 (24)	9 (26)	15 (40)	250 (54)	256 (68)	262 (68)
②確保の内容	548 (548)	548 (548)	3,650 (730)	3,650 (1,095)	3,650 (1,460)	3,650 (1,460)
③定員（人/日）	1 (1)	1 (1)	10 (2)	10 (3)	10 (4)	10 (4)
差異（②－①）	536 (—)	539 (522)	3,635 (690)	3,400 (1,041)	3,394 (1,392)	3,388 (1,392)

（ ）内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の量は、実績値です。

※平成 26 年度の「量の見込み」（ ）は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

【今後の方向性】

現状の受け入れ体制で十分ニーズを満たすことができますが、急なニーズにも対応できるよう、必要なときに利用できる環境を確保していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人回／年

【全区域】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	154,540 (126,177)	159,712 (156,621)	167,127 (187,065)	209,030 (217,509)	212,990 (247,953)	214,648 (278,397)
②確保の内容	281,303 (281,303)	281,663 (281,663)	287,283 (282,023)	258,447 (288,303)	267,327 (291,623)	273,247 (303,463)
③箇所数	17	17	19	18	21	23
差異（②－①）	126,763 (—)	121,951 (125,042)	120,156 (94,958)	49,417 (70,794)	54,337 (43,670)	58,599 (25,066)

【北部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	85,940 (78,693)	87,334 (80,065)	88,457 (95,628)	115,371 (111,191)	118,047 (126,754)	118,033 (142,316)
②確保の内容	157,731 (157,731)	157,911 (157,911)	163,681 (158,091)	163,681 (158,271)	166,641 (161,411)	169,601 (167,311)
③箇所数	10	10	12	12	13	14
差異（②－①）	71,791 (—)	70,577 (77,846)	69,634 (62,463)	48,310 (47,080)	48,594 (34,657)	51,568 (25,015)

【南部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	68,600 (47,484)	72,378 (76,556)	78,670 (91,437)	93,659 (106,318)	94,943 (121,199)	96,615 (136,081)
②確保の内容	123,572 (123,572)	123,752 (123,752)	123,602 (123,932)	94,766 (130,032)	100,686 (130,212)	103,646 (136,132)
③箇所数	7	7	7	6	8	9
差異（②－①）	54,972 (—)	51,374 (47,196)	45,262 (32,495)	1,107 (23,714)	5,743 (9,013)	7,031 (51)

（ ）内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の量は、実績値です。

※平成 26 年度の「量の見込み」（ ）は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

※確保の内容

児童館・コミュニティ会館については、乳幼児と親の 1 組あたりの専用面積を 3.3 m²とし、利用者が 2 回転すると仮定して算出。子育てひろば、子どもサロンについては乳幼児と親の 1 組あたりの専用面積を 3.3 m²とし、利用者が 3 回転すると仮定して算出（子どもサロンは平成 29 年度に廃止）。出張子育てひろばについては、定員 10 組とし、利用者が 1 回転すると仮定して算出。

【今後の方向性】

子育てに対する不安や孤独感の高まりなどにより、在宅での子育て支援に対するニーズは高い水準で維持されることが予想されるため、児童館機能の強化、認定こども園等における地域子育て支援拠点事業の実施や出張子育てひろばの実施、地域で自主的に設置する「ひろば」への支援等により供給量の確保を図ります。また、周知及び事業内容を充実させ、利用者の拡大を図ります。

（５）一時預かり事業

１）幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、幼稚園で一時的に保育を行う事業です。

単位：人日／年

【全区域】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7,681 (6,209)	9,136 (7,763)	12,637 (8,924)	13,735 (10,084)	14,242 (11,245)	14,740 (11,204)
②確保の内容	—	9,136 (7,763)	12,637 (8,924)	13,735 (10,084)	14,242 (11,245)	14,740 (11,204)
差異（②－①）	—	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（ ）内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の内容は、実績値です。

※平成 26 年度の「量の見込み」（ ）は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

※「教育・保育の量の見込みと確保の内容」において、2 号認定児童を認定こども園で受け入れる方向性のため、本事業では 2 号認定分を計上していない。

【今後の方向性】

現在、幼稚園による一時預かりについては、今後も同様に実施するほか、希望に応じて事業拡大を図ります。また、認定こども園における一時預かり事業も実施します。

2) 一時預かり事業等

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に保育を行う事業です。また、病児・病後児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。

単位：人日／年

【全区域】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	16,276 (13,455)	16,986 (17,598)	17,665 (22,338)	29,754 (27,079)	35,352 (31,820)	41,459 (36,560)
②確保の内容	57,166 (57,166)	57,166 (57,166)	57,166 (57,166)	83,646 (57,166)	83,646 (57,166)	83,646 (57,166)
差異 (②－①)	40,890 (—)	40,180 (39,568)	39,501 (34,828)	53,892 (30,087)	48,294 (25,346)	42,187 (20,606)

【北部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,382 (—)	5,318 (9,388)	5,880 (11,917)	15,591 (14,447)	18,524 (16,976)	21,725 (19,505)
②確保の内容	21,203 (21,203)	21,203 (21,203)	21,203 (21,203)	39,334 (21,203)	39,334 (21,203)	39,334 (21,203)
差異 (②－①)	16,821 (—)	15,885 (11,815)	15,323 (9,286)	23,743 (6,756)	20,810 (4,227)	17,609 (1,698)

【南部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11,894 (—)	11,668 (8,210)	11,785 (10,421)	14,163 (12,632)	16,828 (14,844)	19,734 (17,055)
②確保の内容	35,963 (35,963)	35,963 (35,963)	35,963 (35,963)	44,312 (35,963)	44,312 (35,963)	44,312 (35,963)
差異 (②－①)	24,069 (—)	24,295 (27,753)	24,178 (25,542)	30,149 (23,331)	27,484 (21,119)	24,578 (18,908)

() 内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の内容は、実績値です。
※平成 26 年度の「量の見込み」() は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

【今後の方向性】

確保の内容については一定の水準を維持しています。今回の調査では実績よりも高い潜在ニーズが認められます。今後も、利用しやすい環境づくりを進めるとともに、可能な限り事業を拡大していきます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／年

【全区域】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	低学年	985 (1,254)	1,155 (1,241)	1,374 (1,268)	1,394 (1,269)	1,423 (1,254)	1,446 (1,262)
	高学年	274 (349)	322 (335)	382 (351)	389 (355)	397 (355)	403 (353)
	合計	1,259 (1,603)	1,477 (1,576)	1,756 (1,619)	1,783 (1,624)	1,820 (1,609)	1,849 (1,615)
②確保の 内容	低学年	4,042 (4,042)	4,042 (4,042)	4,042 (4,042)	5,034 (4,042)	5,034 (4,042)	5,034 (4,042)
	高学年	1,119 (1,119)	1,119 (1,119)	1,119 (1,119)	1,401 (1,119)	1,401 (1,119)	1,401 (1,119)
	合計	5,161 (5,161)	5,161 (5,161)	5,161 (5,161)	6,435 (5,161)	6,435 (5,161)	6,435 (5,161)
差異（②－①）		3,902 (—)	3,684 (3,585)	3,405 (3,542)	4,652 (3,537)	4,615 (3,552)	4,586 (3,546)

（ ）内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込み及び確保の量は、実績値です。

※平成 26 年度の「量の見込み」（ ）は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

受け入れ可能数（50 人／日：平均して預かれる会員数）を、年齢区分（乳幼児、小学校低学年、小学校高学年）ごとの実績数（平成 28 年）で按分したもののうち、小学校低学年、小学校高学年の推計値

- ・受け入れ可能数 50 人／日（平均して預かれる会員数）×365 日（開所日数）＝18,250 人日／年
- ・小学校低学年：18,250 人日／年×1,254/4,546（小学校低学年/全利用者：平成 28 年実績値）＝5,034
- ・小学校高学年：18,250 人日／年×349/4,546（小学校高学年/全利用者：平成 28 年実績値）＝1,401

【今後の方向性】

現状の受け入れ態勢で事業を実施し、周知を図るとともに、新たな担い手の育成を進め、利用しやすい環境づくりを進めます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

【全区域】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	403 (390)	568 (1,705)	828 (3,020)	910 (4,335)	935 (5,650)	954 (5,649)
②確保の内容	2,929 (2,441)	2,929 (2,734)	2,929 (4,003)	3,173 (5,272)	3,417 (5,858)	4,393 (5,858)
差異 (②－①)	2,526 (—)	2,361 (1,029)	2,101 (983)	2,263 (937)	2,482 (208)	3,439 (209)

【北部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	224 (—)	313 (949)	446 (1,682)	497 (2,414)	511 (3,146)	521 (3,146)
②確保の内容	816 (816)	816 (979)	816 (2,118)	816 (2,281)	816 (2,607)	1,792 (2,607)
差異 (②－①)	592 (—)	503 (30)	370 (436)	319 (▲133)	305 (▲539)	1,271 (▲539)

【南部】	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	179 (—)	255 (756)	382 (1,338)	413 (1,921)	424 (2,504)	433 (2,503)
②確保の内容	2,113 (1,625)	2,113 (1,755)	2,113 (1,885)	2,357 (2,991)	2,601 (3,251)	2,601 (3,251)
差異 (②－①)	2,571 (—)	1,858 (999)	1,731 (547)	1,944 (1,070)	3,025 (747)	2,168 (748)

() 内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込みは、実績値です。

(訪問型：5 人／(現在平均して預かれる病後児サポーター数)×293 日(開所日数)＝1,465 人日／年)

(施設型：4 人／日(定員)×244 日(開所日数)＝976 人日／年)

(医療機関型：2 人(平成 30 年度以降 4 人)／日(定員)×244 日(開所日数)＝488 人日(平成 29 年 10 月以降 732 人/年,平成 30 年度以降 976 人／年)

(北部と南部は、0～11 歳の人口比率で按分)

【今後の方向性】

現在、施設型病後児保育及び医療機関型病児・病後児保育は区南部に 2 か所整備されましたが、北部では平成 31 年度までに 1 か所を整備し、施設型病後児保育を実施します。また、訪問型病後児保育についても、新たな担い手を確保し、利用しやすい環境づくりを進めます。

（８）利用者支援事業

【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
箇所数	3 (3)	6 (3)	6 (4)	17 (15)	17 (15)	17 (15)

（ ）内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までは、実績値です。

【今後の方向性】

現在実施している保育コンシェルジュ事業や子育てひろば（2 施設）については支援体制を充実させます。

また、平成 27 年度に研修等で人材育成を図った後、28 年度から子育て支援総合センター、29 年度に全区立児童館（11 館）において利用者支援事業を実施しています。情報提供や相談・助言等のほか、子育てニーズの把握や関係機関との連携・調整、地域課題の把握など、幅広い支援を行います。

（９）妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回／年

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	27,481 (26,803)	28,152 (28,086)	28,013 (27,403)	33,306 (26,965)	33,082 (28,499)	33,684 (27,687)
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。					

（ ）内数値は、計画策定時のものです。平成 28 年度までの量の見込みは、実績値です。

※平成 26 年度の「量の見込み」（ ）は、平成 26 年 3 月末時点の実績値。

【今後の方向性】

すべての妊婦に対して事業を実施し、妊娠中の健康管理を促します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	2,041 (1,863)	2,367 (2,600)	2,313 (2,650)	2,379 (2,700)	2,363 (2,750)	2,406 (2,800)
確保の内容	すべての対象者に事業を実施します。					

() 内数値は、計画策定時のものです。平成28年度までの量の見込みは、実績値です。
※平成26年度の「量の見込み」() は、平成26年3月末時点の実績値。

【今後の方向性】

訪問率100%を目標にし、病院や産院との連携を強化し、訪問指導の充実を図ります。

(11) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	262 (312)	142 (373)	139 (382)	179 (381)	178 (375)	181 (375)
確保の内容	支援が必要なケースすべてに事業を実施します。					

() 内数値は、計画策定時のものです。平成28年度までの量の見込みは、実績値です。
※平成26年度の「量の見込み」() は、平成26年3月末時点の実績値。

【今後の方向性】

子育て支援総合センターと保健センターとの連携により、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や母子保健事業等で特に支援が必要と判断した家庭【要支援家庭】及び要保護児童対策地域協議会で受理している要保護児童のいる家庭で特に支援が必要と判断した家庭【要保護家庭】について、家事支援、育児支援を行っています。個別設定した目標に基づき家庭訪問を実施し、適切な養育支援を行い、保護者が安心して子どもを養育できる状態にします。特に予防的な観点から、今後も支援を充実させていく必要があるため、育児支援及び家事支援の機能を強化するとともに、新たな担い手の育成及び事業者の確保を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 関係機関等との連携・協働

計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、区内の教育・保育事業者、学校、区民との連携・協働を推進しながら施策の充実を図っていきます。

(2) 計画・制度の周知

計画の推進には、子育て家庭や関係団体・事業者をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページ等さまざまな媒体を活用して、広く区民にお知らせします。同様に「子ども・子育て支援新制度」の周知に努めていきます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況の管理にあたっては「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」及び「墨田区子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

資料編

専門委員会報告書

※ 各専門委員会における意見・見解等を報告書としてまとめたものです。

「今後の墨田区における健全育成施策と期待される児童館の役割」

《墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会報告》

本専門委員会は、墨田区子ども・子育て会議学齢部会からの委嘱を受け、墨田区が平成27年度からの5年間の子ども・子育て支援計画、次世代育成支援行動計画を策定するため、児童の健全育成分野の基本理念、骨太の方針を検討することを目的に設置され、平成26年8月5日から4回の審議を経て、次の通り報告するものである。

平成26年11月

第一章 墨田区の児童の育成環境をめぐる諸問題

今、改めて児童館事業の重要性が問われているのは、日々見慣れた平穏な生活が展開されているように見える社会の陰で、児童の健全育成上憂慮すべき重大な問題が進行しているからであり、それが子どもにも約束した児童福祉法、児童憲章、児童権利条約の理念や条項に反しているからである。それはまた、現在の子どもに止まらず、その子どもたちが支える次世代の子どもたちにも禍根となるからである。それ故に、まず、児童の健全育成に関わるこれらの問題を取り上げることから始めなければならない。

1. 少子社会の問題

- ・わが国は、昭和40年代の第二次ベビーブームを境に出生数の減少が続いている。平成17年の合計特殊出生率は史上最低の1.26人となり、平成23年は1.39人と若干改善されたが、人口再生産に必要な2.08には程遠く、人口減少がもたらす重大な問題が見えてくる。

- ・墨田区の平成23年の合計特殊出生率は1.10人で、東京都の1.06人を若干上回っているものの、全国平均を下回っており、平成21年・22年の1.15人よりも減少している。

- ・少子社会の問題は、将来、労働力の減少から経済成長が低下し、社会保障制度が崩壊し、国の貧困化を招く。その対策である国の「新少子化対策」では、「子育て支援」を筆頭にあげている。待機児童ゼロ対策も重要だが、子育て支援の総合的な健全育成ネットを速やかに構築することが不可欠である。

2. 家庭環境の問題

- ・家庭・家族の形態が多様化し、核家族が一般的となり、子どもを生んだ後も仕事を続けたいという女性が増え、共働き家庭が増えている。また、ひとり親家庭、再婚家庭、祖父母を保護者とする家庭など、家庭のあり方や環境が多様化してきている。

- ・平成22年国勢調査によると、国の一般世帯数（世帯総数から施設等の世帯を差し引いた世帯数5,184万2千世帯）に占める核家族世帯（2,920万7千世帯）の割合は56.3%で、核家族世帯に占める子どものいる世帯（1,896万3千世帯）の割合は64.9%となっている。また、東京都では、一般世帯数（638万2千世帯）に占める核家族世帯（307万9千世帯）の割合は48.2%、核家族世帯に占める子どものいる世帯（199万7千世帯）の割合は64.9%となっており、墨田区では、一般世帯数（12万1千世帯）に占める核家族世帯（5万7千世帯）の割合は47.1%で、核家族世帯に占める子どものいる世帯（3万6千世帯）の割合は63.2%となっている。

- ・平成23年度全国母子世帯等調査によると、母子世帯は推計123万8千世帯、父子世帯は22万3千世帯となっている。

- ・家庭機能が低下すると子育てに影響を及ぼすことになるが、平成26年3月の墨田区の「子育てについてのニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）で見ると、乳幼児の保護者では、「子育てについて楽しいと感じることの方が多い」が66.1%で最も多く、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が29.3%あり、「つらいと感じることの方が多い」が僅かながら2.7%あった。また「子育てに自信がもてないと感じるか」という問いに「まったく感じない」という回答の19.0%に対して、「まれに感じる」が25.3%で、「ときどき感じる」が46.0%と最も多かった。さらに「子育てに不安や孤独を感じるか」の問いでは、「まったく感じない」の27.9%に対して、「まれに感じる」が20.9%、「ときどき感じる」が44.5%となっている。

- ・これを小学生（1～6年生）の保護者について見ると、「子育てについて楽しいと感じることの方

が多い」が59.2%で最も多く、「楽しいとつらいが同じくらい」が34.1%で、「つらいと感じることの方が多い」が2.2%となっている。また「子育てに自信が持てないと感じるか」では「まったく感じない」の20.5%に対し、「まれに感じる」が26.2%、「ときどき感じる」が44.7%、「いつも感じる」が8.0%ある。さらに、「子育てに不安や孤独を感じるか」に対して、「まったく感じない」が38.5%であったのに対して「まれに感じる」が17.9%、「ときどき感じる」が38.1%もあり、「いつも感じる」が4.2%あった。

・小学生（1～6年生）の保護者の「子育てに対する不安や心配なこと」では「通学の安全」が77.9%、「新しい生活にスムーズに移行できるか」が74.5%、「子どもの留守番中の安全・防犯」が71.5%と、子どもの単独行動に対する心配度の高さを示している。また、「子育て（教育）について気軽に相談できる人や場所」では、「配偶者」が75.9%、「知人・友人」が73.7%、「祖父母等の親族」が64.4%と、身近な人々に集中している。

・この調査で、墨田区の子育て家庭では、子育てを楽しみとする半面、自信喪失や不安・心配を払拭できず、身内以外に親しみと信頼をもって相談できる相手が殆どいないことを示している。

3. 社会環境の問題

・今日の社会は、物質的に豊かになり、便利な生活ができるようになった半面、子どもたちの日常は、家での手伝いや町で遊ぶ機会、地域活動に参加する機会などが減ってきている。子どもの安全のために持たせた携帯電話からいじめや生命に関わる事件も起きている。また、虐待、誘拐など被害を受ける問題も後を絶たない。逆に、子どもが被害者になると同時に教唆を受けて加害者になることもあるし、薬物や犯罪に手を染めたり、性的非行に走ったりするなどの社会問題も起こっている。

・これは今、大人の目の届かないところで、無防備な子どもの世界が広がっていることを示している。

4. 子どもの成長問題

・子どもの成長にとって、「からだ」と「こころ」がバランスよく発達していくことが重要である。しかし、近年ストレスによりこのバランスが崩れ、体に病気が生じたり、心に病いを抱えたりすることも多くなっている。

・体格は向上したが、体力や運動能力は低下し、転んでもとっさに手を出して支える能力が低下している。また、朝食抜きや食事の栄養バランスの偏りによる肥満傾向や高血圧などの生活習慣病の子、大人の夜型生活にひかれて十分な睡眠時間を取っていない子もいる。

・平成23・24年度の墨田区児童生徒の健康白書でも、「朝食をあまり食べていない」と「食べていない」を合わせると、小学生で5.4%、中学生では9.2%が朝食を食べていないと回答している。「就寝時間」では、午後12時すぎて寝ていると回答したのは、小学生で1.9%だが、中学生では26.1%である。

5. 遊び体験の減少

・かつて子どもの遊び場は地域や自然の中にあったが、昭和40年代の高度経済成長期後半から急激な都市化が進み、子どもの遊び場や遊び方は大きく変化した。空き地がなくなり、自動車が増えて道路での遊びが危険になり、路地裏から子どもの姿が消えた。反面、幼いうちから塾や習い事に通う子どもが増え、友達と遊ぶ時間のない子も増えてきている。友達とのコミュニケーションは携帯電話やスマートフォンで行い、そのため遊び集団は少人数となり、友達も固定化されていく。

・墨田区のニーズ調査でも、小学校低学年（１～３年生）の放課後の過ごし方について、乳幼児の保護者が希望する居場所は、共働き世帯では、「学童クラブ」が７０.５％、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が４４.６％、「自宅」が２９.６％だが、共働きでない世帯では「習い事」が７３.０％、「自宅」が７１.２％と多く、「その他（図書館、公園、地域プラザ等）」が４９.９％となっている。

・一方、小学生（１～６年生）の保護者および小学４～６年生本人では、「塾や習い事」が５３.０％で、「友人と公園や広場など外で遊ぶ」が４１.９％、「家族と過ごす」が３１.３％となっているが、小学１～３年生では、「学童クラブに行く」と「児童館に行って遊ぶ」を合わせて４８.１％と最も多かった。

・平成２１年度全国家庭児童調査でみると、「友だちの家」が６３.９％、「自宅」が４８.５％、「公園」が３１.８％で、「商店街やデパート」２５.５％、「ゲームセンター」１９.５％、「本屋や CD・DVD 店」１９.４％となっている。

・平成２３・２４年度墨田区児童生徒の健康白書によると、携帯電話の所有率は小学５年生で４８.３％、６年生で５１.９％で、小学５・６年生の約半数の子どもが携帯電話を持っていた。中学生では、１年生が７１.８％、２年生が７７.８％、３年生が８４.５％で、携帯電話の使用時間も、小中学生とも学年が上るにつれて長くなっている。家でのパソコンの使用についても同じ傾向がみられる。

・これらを見ても、今日では、子どもたちから空間・時間・仲間・世間の４つの「間」が失われつつあることが鮮明である。

６．学校生活

・近年、仲間はずれや暴力・恐喝などに加え、インターネット上での誹謗中傷が原因の自殺などが大きな社会問題になっている。

・文部科学省の「平成２５年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小・中・高校生におけるいじめ認知件数は１８万５千件以上で、平成２３年度の７万件から急激に増えている。

・東京都の「平成２５年度いじめの実態及び対応状況把握のための調査結果」によると、平成２５年４月１日から９月３０日の期間における公立小学校でのいじめ認知件数は、東京都全体では４,４８３件、墨田区では２１件となっている。また、中学校では、東京都３,４１０件、墨田区では２６件となっている。

・不登校の児童生徒も多い。文部科学省の「平成２５年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、病気や経済的理由によるものを除いた不登校の児童生徒数は、小学生で２万４千人以上、中学生で９万５千人以上となっており、小学生では２７６人に１人（０.３６％）、中学生では３７人に１人（２.６９％）が不登校という結果が出ている。

・東京都の「平成２５年度学校基本調査報告」によると、平成２４年度における小学生の不登校人数は、東京都全体では１,９４９人、墨田区では２９人となっている。また、中学生では、東京都７,２６７人、墨田区では１７５人となっている。

７．子どもの貧困

・子どもたちは、様々な家庭環境の影響を受けながら成長する。貧困家庭の子どもの場合、十分な学習や楽しみの機会が制約されて、勉学の意欲を失い、自尊心や将来への希望が持てなくなり非行や犯罪に走ることもある。この状況はその世代だけでなく、やがて貧困家庭を再生産して次の世代に連鎖

する可能性がある。いま我国で、6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあり、ひとり親家庭では2人に1人の割合で、年々増加傾向にある。

- ・平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように」するために「教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を講ずる」ことを基本理念としている。児童の健全育成は、貧困に身を置く子どもたちの存在を十分に意識して、個別的・集団的に十分な配慮と支援を行うことが必要になっている。

- ・東京都の「平成25年度学校基本調査報告」によると、平成24年度において経済的理由により長期欠席している生徒（年度間に通算30日以上欠席した者）は、墨田区には小学生・中学生ともいないが、東京都全体では小学生で8人、中学生で5人おり、貧困により平等な教育を受けることができない状況も都内では生じている。

8. 特別な配慮や支援を必要とする子ども

- ・昨今、発達障害の子どもが増えていると言われている。学習障害や注意欠陥・多動性障害、自閉症等、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいる。文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、約6.5%程度の割合で、通常の学級に在籍している可能性を示している。発達障害は、一般的に先天的な脳機能の発達障害で、後天的に環境要因が原因でないため、親子共に認識のない場合や診断を受けていないことも多く、健全育成の上で、学習の遅れ、意欲の低下、対人恐怖から不登校やひきこもりになることもあり、行動面でも反抗的態度や行為障害で問題児とされ、非行に走ることもあり、早期発見・早期対応が必要になっている。

9. 児童虐待

- ・児童の虐待に関する相談件数が年々増えている。厚生労働省の集計による全国の児童相談所で児童虐待に関する相談対応件数は、平成25年度の速報値では73,765件、（平成24年度は66,701件で対前年度増減率10.6%増）となっており、平成4年度（1,372件）の53.8倍、児童虐待防止法の施行前の平成11年度（11,631件）の6.3倍と急増している。

- ・虐待によって児童が死亡した件数も高い水準で推移しており、平成23年度では85件、99人となっている。

- ・児童虐待は、「身体的虐待」「ネグレクト（養育放棄）」「心理的虐待」「性的虐待」の4つに分類されるが、平成24年度の相談件数では、身体的虐待が35.3%で23,579件、心理的虐待が33.6%で22,423件、ネグレクトが28.9%で19,250件、性的虐待が2.2%で1,449件の順である。

- ・虐待者は、実母が57.3%と最も多く、次いで実父が29.0%で、殆どが家庭内で起きている。

- ・虐待を受けた子どもの年齢構成では、小学生が35.2%で最も多く、3歳から学齢前の児童が24.7%、0歳から3歳未満が18.8%で、小学校入学前の子どもの合計は43.5%と、高い割合を占めている。

- ・厚生労働省の集計による都道府県別件数みると、東京都の相談対応件数は、平成25年度速報値で5,414件で、前年度の4,788件の13.1%増となっており、全国平均の対前年度増減率の10.6%を上回っている。

- ・墨田区子育て支援総合センターの児童虐待対応実績によると、平成25年度の相談対応実人数は、

前年度から継続している人数は192人、新規件数(人数)が352人、合計544人となっており、継続・新規件数とも年々増加している。

10. 非行、引きこもり

・学校でのいじめや不登校から、そのまま引きこもりになってしまうケースや、様々な要因から非行につながるケースが増えてきている。多くの場合、人々の見えないところで処理されて、関心を引き起こすことがなく、重篤化したケースでは、家庭や学校、地域でも手におえない事例もある。

11. 国際化に伴う外国人児童生徒

・社会・経済のグローバル化に伴い、近年、我が国に長期間滞在する外国人や定住する外国人の数が増加傾向にある。また、それに伴い外国人児童生徒の数にも増加傾向がみられる。

・東京都の「学校基本調査報告」によると、東京都全体の小学校における外国人児童数は、平成20年度は5,037人(全児童数に占める割合、0.85%)、平成25年度は5,335人(0.91%)となっており、そのうち墨田区の外国人児童数は、平成20年度は83人(0.88%)、平成25年度は118人(1.25%)で、東京都、墨田区ともに増加している。

・中学校における外国人生徒数は、東京都全体では、平成20年度は2,774人(0.90%)、平成25年度は2,843人(0.91%)となっており、そのうち墨田区の外国人生徒数は、平成20年度は49人(0.93%)、平成25年度は38人(0.72%)となっている。

・外国人児童生徒は、親の事情により日本に居住している場合が多く、文化の違いや日本語の理解不足により、学校生活の適応が困難な子どもが見受けられる。自国の外国人学校などに就学している子どももいるが、親の選択により、日本の義務教育を受けている子どももいる。その一方で、外国籍の子どもは日本国籍を有する子どもと異なり、就学義務の対象となっていないことから、未就学の子どもも少なからず存在する。

・周囲の子どもたちや保護者たちにおいては、他国の文化や感覚的なものに理解が至らず、また、言葉によるコミュニケーションが取りにくいことから、友達関係や親同士の信頼関係を築くことが難しく、そのことにより、外国人児童生徒とその親が更に孤立し、不登校や犯罪などに巻き込まれるケースも見受けられる。

・親の言葉・文書の理解度から、学校や役所などからの通知内容を理解することができず、その結果社会的機会を失い、不利益を受けてしまうこともある。

第二章 墨田区における児童健全育成施策の現状と児童館の役割

・墨田区における健全育成は、青少年対策基本方針やまなびプランにおいて計画が定められ、次世代育成支援行動計画により各種事業が総合的にプランニングされている。

・児童の健全育成を担う団体、組織、人材としては、青少年育成委員会、少年団体、体育協会、PTA関係者、青少年スポーツ指導者、青少年委員、スポーツ推進委員、民生児童委員、保護司などがおり、各分野でその役割を担いながら児童の健全育成に寄与した活動を行っている。

・一方、児童の育成環境をめぐる状況に対しては、様々な社会的対策が必要である。このうち、最も大切なのは、子ども自身が健全に生きる力を育てながら、自由な子どもの姿に大人が直接触れて、一緒に

問題に挑戦すること、そして様々な対策が子ども自身に有効に働くように調整することである。

- ・このような健全育成の取組を一人ひとりの子どもに着目し、長期的視点でその役割を担う団体、組織、人材を有機的に結び付け、事業展開しているのが、児童館である。

- ・次に前章の諸問題に対応させて墨田区の児童健全育成のあり方と児童館の果たすべき役割について述べる。

1. 少子社会への対応

- ・社会の少子化を明白に示すのは、町から子どもの姿が消え、元気な歓声が聞こえなくなったことである。かつて子どもたちは何らかの子ども集団に属して、その多様な人間関係の中で自分らしさと社会性を身に付けていた。今、その集団が衰退して、体験の質と量が貧弱となり、健全な育ちに影響している。

- ・児童館は、健全な「子育て」と安心な「子育て」を保障する場であり、子ども達に多様なグループの多様な人間関係の中で、遊びを基調とした集団経験を通して、自主的、創造的、共同的な成長を促す施設である。

2. 家庭環境への対応

- ・核家族が一般的になり、一人っ子や二人きょうだいが多数を占めている。共働き家庭、ひとり親家庭、再婚家庭なども増えて、子どもをめぐる家族関係も多様化している。その親の働き方や暮らし方によって子どもの生活の仕方が決まり、ひとりで食事をしたり、留守番をしたり、長時間預けられることで、家族の心配はもとより、様々な問題や危険な状況が生れることがある。

- ・このような子どもや家庭を支援する地域の互助組織が望まれ、学童のための学校開放も行われているが単なる見守りや立会いでは事故や問題行動を避けられず、担当者の責任や研修のあり方が問題になる。

- ・児童館は、学童クラブ事業、一般来館児童のための多彩な事業、例えば乳幼児保護者のためのひろば事業、児童自身や保護者との相談活動、共感と信頼による子育て支援、学校や地域との連携と協力など、広汎かつ専門的な取組みを展開している。

3. 社会環境への対応

- ・社会が豊かになり生活が便利になって、子どもたちの生活パターンは大きく変化している。家事の手伝いに代わって習い事や学習塾で忙しくなり、友達と遊ぶにもアポイントが必要となっている。

- ・かつて遊び場だった路地に代わって児童遊園などの公園ができたが、そこは、遊びが制限され、高齢者の集いの場にもなっている。少子高齢化の課題はまちの活動にも及び、遊びや暮らしの知恵を伝えてくれた若者も消え、街角の小さな催しも無くなり、まちに子どもの居場所が無くなった。

- ・児童館は、子どもたちの活動を館内に留めるのではなく、まちのクリーンキャンペーンや神社の祭礼、餅つきその他の季節行事に参加して、その家族や若者を巻き込み、多様な人々との交流によって、子どもだけでなく地域に活気をもたらすことができる。また、これらの交流を通して、大人たちが子どもたちの人生の範となる契機ともなり得るのである。

- ・児童館は、かつてのセツルメントの機能を継承して、地域に開かれ、何事によらず、人々が気楽に利用できる「よろず屋」でもある。若者が身の上相談を持ち込むこともあれば、夏の暑い日に「水を飲ませて」と高齢者の方が立ち寄ることもある。

- ・携帯電話の普及は著しく、小学生で4人に1人、中学生に2人に1人が持っている。ネット上のいじめや有害サイトなどが問題になり、小・中学校では原則持ち込み禁止になっているが、問題は後を絶たない。また、地域との接点が減って、知らない人と会話しなくなり、自分中心の狭い世界の中で成長している。

- ・児童館は、館内での携帯電話使用を制約して、対面コミュニケーションを重視し、遊びの中で異年齢交流、世代間交流、異文化交流など、多様な交流体験を通して誰とでも交流できる人間形成を図っている。

- ・児童館で、子どもは自由に活動できるが、その活動には児童厚生員との合意の下に施設利用ルールが設定されている。その意味で、子どもは、単なる利用者でなく、児童館運営の当事者として、協調と自立を介して自己実現を図るのである。

4. 成育環境への対応

- ・子ども達に、体力・運動能力の低下、生活リズムの不調、精神的不安定の症候が増えている。これらの課題解決を学校の保健体育や地域スポーツ指導、医師の治療による指導などに期待する向きもあるが、多くの親は、叱り励ましながら家庭生活の中で矯正している。しかし、親も子もストレスを増幅させる傾向がある。

- ・児童館は、子どもの興味を引く様々な遊びを通して、体力・運動能力を向上させて健康を増進することを主目的とする施設である。子どもの性向に沿った児童厚生員の生活指導と支援によって生活リズムの回復、精神的な安寧を取り戻すことができるのである。

- ・児童館は、小学生だけでなく、中高生の利用にも対応するため、また、親の相談、地域活動や翌日の活動の準備のために夜9時まで開館している。夜遅くまで開いている児童館は悪の根源であるという見方もあるが、9時を過ぎても家に帰りたくない子どもの心の闇は深刻であり、その深い悩みに寄り添って励ます必要があれば、専門機関と連携して解決の道を探ることが、児童館の重要な役割である。

- ・一方、放課後の育成を担う学童クラブは、その対象を小学1～3年生から4年生以上に拡大する取り組みが始まっており、積極的に6年生まで受託するところもある。しかし、高学年の子どもは、自立に向けた時間と空間を享受することが重要であり、学童クラブだけに囲い込むのではなく、児童館やその他の施設を子ども達が選択して利用できるようにすることが必要である。

5. 遊び体験減少への対応

- ・都市化が進んで子どもの遊び場が減り、そこに群れて競い合ったり協力して遊んだりする子どもが消えていった。ひとり遊びが常態となり、遊びの質も変化して、「負けることがイヤ」「失敗すると笑われる」と、新しいことに挑戦するのを躊躇する傾向も見られる。

- ・児童館は、豊富な集団遊びを体験できる場である。そこで楽しく遊ぶには、子供同士で折り合いを付けなければならない。また、ゆっくり時間をかけて新しいことに挑戦する機会も用意されており、子どもが主体的に参画し、役割を分担し、一緒に楽しむことができる。

- ・児童館には、それぞれの期待をもって遊びに参加する子ども達に、楽しさと成育をもたらすように集団を誘導する児童厚生員の他に、その役割を分担する大人の関与が必要である。地域の大人たちが伝統的な遊びを伝授して、地域と子ども達とを結ぶ文化の伝承は、児童館を地域の文化センターにもしていく。

- ・児童館の多様な働きを維持するにはボランティアが欠かせない。地元ボランティアや学生ボランティア、特に児童館で育った後継者がボランティアとして望まれる。しかし昨今、ボランティアの確保は困難になっており、その確保と育成を担当するボランティア・コーディネーターの配置が必要となっている。

6. 学校生活への対応

- ・授業時間が増え学校生活の時間が長くなり、家庭学習も更に必要となると、共働き世帯やひとり親

世帯では、対応が困難になってくる。児童館では、学童クラブや図書室などで、家庭学習の補充、遅れた科目の学習支援、自習の指導などを行っている。

- ・子どもの生活格差も見逃せない。夏休みに行き場のない子、学校給食以外に食事をしていない子が児童館を訪れる。児童館では夏休みのプログラムも沢山用意されて、児童厚生員と親しい関係が生れると進学相談を含め、中学、高校に進学後も児童館で健全な育成過程を享受できる。

- ・かつて問題になった学級崩壊は沈静化したが、今はいわゆる「小一プロブレム」といわれる一年生学級の混乱が問題となっていて、就学前指導と合わせて職員や教室の充実がないと解決できない。しかし最近、新たな取組が登場してきた。学校と連携して、その学級に児童に親しい児童館や保育園の指導員・保育士が入って補助的役割を果たし、教師が児童館や保育園を訪れて児童を観察し交流することで学級運営に役立たせるというものである。このような連携は他の方面でも役立ち、スクールカウンセラーなどに対して児童館等の側からのアプローチの可能性として注目されよう。

- ・保育園の卒園児が学童クラブに入るのは自然の流れである。いわゆる「小1の壁」は、子どもが小学校に就学したとたん学童クラブの待機児童となり、親は就労状況を変えねばならないような状況となる。手厚い保育園のケアから一転して、学校から一人で下校し一人で放課後を家庭で過ごし、親の帰宅を待つような状況に置かれたりもする。子どもの継続的な育ちに断層を作らないようにするためには、小学校の近くにこれに対応した児童館学童クラブの分室を設置し、児童館と連携して運営することや保育園が学童クラブを併設し、あるいは学童クラブを持つ児童館が保育園を併設して一体的に運営したりすることも検討すべきである。

7. 子どもの貧困問題への対応

- ・子どもの貧困問題は、家庭の貧困が子どもの生活に種々の欠如態をもたらし、成育に必要な意欲や希望を失って、墮落、非行や犯罪の温床となることである。少年犯罪の調査では、「女性の貧困が子どもの貧困を招き、様々な条件を誘発して非行を生んでいる」とされている。墨田区の調査でも、要保護事案の半数は虐待で、養育困難が理由の半数を占めている。こうした事案の問題点は、個人情報への配慮が働いて、支援が難しいことである。

- ・児童館は、児童憲章の「児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、良い環境の中で育てられる」や、子どもの貧困対策基本理念にうたわれた「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されない社会を実現する」を運営理念としている。

- ・児童館は、貧困な環境に身を置く子どもの存在を、活動を通して察知し、それを意識しながら学習支援、活動参加支援、集団活動支援を行い、子ども自身が貧しい中にあっても分け隔てなく仲間と同じレベルの活動ができるように配慮するなどを行い、子どもの貧困問題に対処している。

8. 配慮や支援を必要とする子どもへの対応

- ・全人口の6%が何らかの障害をもつと推計されており、近時、保育園や小学校では、約1割の子どもが認定された障害も含めて、何らかの配慮や支援を必要としていると言われている。

- ・全ての子どもは、等しく学習機会や社会参加の機会を得る権利がある。

- ・児童館は、障害のある子ども、配慮や支援を必要とする子どもが、可能な限り仲間と活動の場を共有して、充実した生活ができるように保障している。

- ・墨田区の学童クラブは、障害を有する児童を優先的に受け入れ、小学1～6年生までの子どもに午後6時まで育成指導を行なっている。

- ・児童館は、これらの児童が中学生になっても、慣れ親しんだ学童クラブの児童厚生員の支援を受けながら成長を促す場となり、心休まる居場所となっている。

9. 児童虐待への対応

- ・墨田区の虐待相談の環境要因では養育困難、親の精神疾患などが絡み合うものが多く、子育ての孤立化、地域支援の希薄化が課題である。
- ・児童館は、子どもとの日常的な接触を通して、学童クラブにおける児童の変化、中高生事業での児童の心や体の変化などを早期に気付き、専門的な相談、支援につなぐことで早期に対応できる。
- ・児童館は、主に午前中に実施している乳幼児事業、ひろば事業を通して、保護者の悩みや育児不安に適切に対応してそれを和らげ、養育困難に陥らないようにできる。

10. 非行、ひきこもりへの対応

- ・中高生では、いじめから非行、不登校、ひきこもりになるケースがある。重篤なケースでは、家庭も学校も地域も手におえなくなり、警察や司法の手に委ねることもある。
- ・児童館に来館する子どもは、そこでの遊びと活動の中にささやかな居場所を見つけて、学校・家庭とは別の第三のつながりを形成している。児童館は、学校・家庭・地域との調整を通して関係復帰に導く橋渡しの役割を果たすことができる拠点である。

11. 国際化に伴う外国人児童生徒への対応

- ・外国人児童生徒への対応は、日本語指導の支援が不可欠ではあるが、多文化共生について常に意識を持ち、「国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと」（平成18年3月、総務省「多文化共生推進プログラム」より）を心がけていく必要がある。
- ・児童館は、遊びや地域との交流を通して、子ども達に多文化共生意識を芽生えさせることができる場所である。また、子ども同士はもちろん、親同士や地域社会とを繋ぐ懸け橋となりうる場所である。

第三章 国の施策の方向性

1. 児童館ガイドライン

・厚生労働省は、平成23年3月、児童館の運営や活動について、地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、児童館ガイドラインを策定した。この中では、児童館の機能・役割として、発達の推進、日常の生活の支援、問題の発生予防・早期発見と対応、子育て家庭への支援、地域組織活動の育成を5つの柱とし、その活動内容として、遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供、保護者の子育ての支援、子どもが意見を述べる場の提供、地域の健全育成の環境づくり、ボランティアの育成と活動、放課後児童クラブ（墨田区においては、「学童クラブ」と呼称する。）の実施、配慮を必要とする子どもの対応を行うことが期待されている。

2. 子ども・子育て支援新制度

- ・平成27年4月1日から施行が予定されている子ども・子育て支援新制度においては、その基本指針の中で、「放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進することが必要である」と示されている（平成26年7月2日告示）。
- ・国の子ども・子育て会議においては、子育て支援のネットワーク等について「児童館の地域での中

核的な機能を活用して、地域の子育てのネットワークを整備・強化していくべき。地域子ども・子育て支援事業のネットワーク・連携のあり方、そのコーディネートの方針について考えるべき。」との議論がされている（平成25年12月26日子ども・子育て会議（第10回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第11回）合同会議、資料2-7「地域子ども・子育て支援事業の主な検討課題と委員からのご意見への検討方針について」P9参照）。

3. 放課後子ども総合プラン

・平成26年5月の産業競争力会議課題別会合において、両省大臣名により、放課後児童クラブの受皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目指す方針が示された。また、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、「(略) いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年次策定(略)」することとされ、これを踏まえ、「放課後子ども総合プラン」が策定された（平成26年7月31日付、26文科生第277号雇児発0731第4号通知）。

・このプランの主な内容は、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指すとするものである。また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましいとしている。

・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方としては、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいうとしている。この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要であり、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるとしている。その際の留意点として、両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場を確保するとともに、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要である、また、両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことが必要であるとしている。

・一方、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施については、学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業を連携して実施できるようにすること。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・

参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられるとしている。

第四章 国の施策と墨田区の児童館の方向性

・児童館ガイドラインや子ども・子育て支援新制度においては、児童館を児童健全育成を具現化する中核的な活動拠点として位置付ける一方、放課後子ども総合プランにおいてはいわゆる「小1の壁」を打破し放課後児童クラブ（学童クラブ）の受皿を拡大することを目的に、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子供教室を小学校の施設を徹底的に活用することにより、計画的に整備することとしている。そして、児童館の役割は、「現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない」と表現されている。これは、国において放課後児童クラブ（学童クラブ）の待機児童対策という緊急的かつ対処療法的対応の必要性から、児童館の本来の役割、つまり、児童館職員の専門的独自性機能に基づく放課後の児童健全育成の理念が、結果的に軽視されたものと言わざるを得ない。

・墨田区においては、小学校2校に、ほぼ1館の割合で児童館を配置し、児童館を中心に異年齢交流、地域の他校児童との交流による人間形成、社会性形成、自立支援への活動を援助してきた。特に、放課後児童健全育成事業の施策においては、児童の情緒の安定を図るとともに、放課後の豊かな生活を保障する観点から、本区の放課後児童クラブ（学童クラブ）は、児童の学校管理下での学校生活関係から距離を置き、原則として、児童館にこれを設置し、運営も専門職としての児童館職員を配置してきた。さらに、その地域で待機児童が生じている場合には学校の空き教室などを活用し、児童館学童クラブ分室として整備し、出入口や部屋の配置も他の教室の児童の動線と分けるような物理的配慮を図る一方、運営においては本館児童館の指定管理者に運営を委託し、本館と連携した一体的な児童育成を行ってきた。

・墨田区の児童館の健全育成事業は、放課後児童クラブ（学童クラブ）の登録児童（1～3年生）も一般来館の小学生も共に自由に参加できる活動プログラムを用意するとともに、クラブ登録児童については、児童館の中で専門の指導員の支援の下、様々な異年齢交流、他校児童交流を行いながら、遊びを通して人間形成、社会性形成を図り、高学年に向かった自立を促す活動を組織的意図的に行っている。

・墨田区においては、国の放課後子ども総合プランの理念を児童館において既に実施しており、本プランで例示している学校施設を活用した放課後子供教室との一体型あるいは児童館との連携型とその理念・目的において方向性を同じくするものである。

・これらのことから、墨田区の児童館を中心とする放課後児童健全育成事業は、可能な限り国の進める放課後子ども総合プランと整合性を図りつつ本プランの理念を推進することとし、国の支援を最大限活用すべきである。

第五章 墨田区の健全育成施策の中核的活動施設として期待される児童館

1. 児童館の歴史

ア 民間児童館

・児童館の名は児童福祉法に譲るが、その活動はセツルメントの児童クラブにその原型を見ることができる。日本でも、大正初期から昭和前期にセツルメントが都市に誕生して、乳幼児、学童、少年少女の育成活動が盛んに行われた。戦後は、戦災で家を失い、校舎も被災して授業も停滞し、食糧難で空腹を抱えた子ども達がまちに溢れ、児童の保護育成は、国の将来を賭けた緊急かつ最重要な課題になっていた。

・昭和23年、児童福祉法が施行されると、児童館は、地域の子どもの健全な遊びと様々な育成活動を提供する児童厚生施設として、広く社会的に認知されるようになった。

・昭和26年、「児童厚生施設運営要領」が編纂され、都会における遊び場不足や集団活動の欲求に応えるために児童館が必要であるが、単に場所や遊びを提供するだけでは危険や悪影響の懸念もあるので、子どもの人格の成長を目指す生活指導の場として、情操・健康・創造・自主性・協同性・親和性・良い生活習慣・文化的教養など、職員の業務指針が掲げられている。しかし、当時の社会は、生活基盤の再建を優先しており、かつてのセツルメントも被災して、児童館の普及は停滞していた。

・昭和38年、市町村立の児童館について、設備と運営に係る国庫補助制度が設定され、経営主体、機能、設備、職員配置などの基準が示された。これにより児童館開設の機運が高まり、昭和40年に544箇所であった児童館は昭和50年には2,111箇所、昭和60年には3,517箇所と急増し、平成24年には4,617箇所に達し、児童福祉施設の数としては保育所に次いでいる。

・平成23年、「児童館ガイドライン」が児童家庭局長から通知された。児童館が、前記の運営要領で運営されている間に、児童を取巻く社会の状況や課題が変化し、児童の放課後の時間の過ごし方、遊びや仲間も変化して、いじめや虐待、誘拐や自殺など、新しい問題も多く発生している。児童館が、これらの社会状況に適切に対応するために、このガイドラインが提示されたのである。ここには、児童館の機能・役割として、子どもの成長に長期的・継続的にかかわり、家庭や地域と連携して子育て環境を調整し、問題の早期発見と予防のために各種の専門機関と連携し、子育て家庭の相談・援助に応じ、地域の子育てネットワークの中心として、健全育成の拠点となることが示されている。

イ 区立児童館

・墨田区立児童館は、昭和46年11月に墨田児童会館が開設されたのを始め、昭和47年および昭和49年に各1館ずつ、昭和50年代に6館、昭和60年5月に1館が開設された。そして昭和61年5月に開設された大型児童館のさくら橋コミュニティセンターを加えて、現在は11館の児童館が、墨田・八広・江東橋・東向島・立花・立川・文花・立花・本所・向島の各地区に開設されて、ほぼ墨田区全域をカバーしてその近隣地域の児童の健全育成の拠点となっている。

・これらの児童館には、設置基準に従って、幼児室・遊戯室・図書室・体育室・学童クラブ室等が設けられ、専門の児童厚生員が配属され、児童に多様な遊びのプログラムを提供して、健全育成のため個別的・集団的な指導がなされてきた。

ウ 区立児童館の民営化（民間委託）

・当初、児童館は小学生を対象として運営されていたが、昭和61年開設のさくら橋コミュニティセ

ンターは、0歳から18歳まで対象を広げ、特に中・高校生の受け入れと事業展開を課題として、児童館としての機能やサービスを一層充実させ、効率の良い運営を図るために、公設民営方式で開設された。これは日本で初めての児童館の民間委託で、墨田区の児童健全育成にかける先進性が伺える。

- ・平成13年度には、更に墨田児童会館が民間委託された。

- ・平成14年から学校の週休2日制が始まり、児童の利用時間が増えるのに対応して、児童館の日曜・祝日の開館、中高生向け事業の充実のための開館時間の延長など児童館の事業充実と効果的な運営を目的に「フレンドリー計画」が実施され、平成15年度に文花児童館と外手児童館の2館が民間委託された。

- ・平成16年度、指定管理者制度により中川児童館が、平成17年度には東向島児童館と立川児童館が、更に平成18年度に立花児童館と八広はなみずき児童館と先に民間委託されていた4館が、また、平成19年度には残る2館がこの制度によって民営化され、現在、11館全部が指定管理者制度により民営化されている。現在、児童館では、開館時間が最長午後9時まで延長し、日曜・祝日も開館し、学童保育部門を併設し、小学生には学校・家庭に次ぐ第三の居場所として異年齢・世代間交流、中高生には生活の健全化や自立化、乳幼児親子のための子育て支援活動、各種のイベントを通しての地域交流活動、特別な配慮を要する子どもへの対応など、児童の健全育成のための多様な取組を展開している。

2. 児童館の具体的な活動

- ・墨田区には児童館が11館あり、その多くの開館時間は平日は9時～21時、土日祝日も9時～19時。休館は年末・年始だけである。全館に学童クラブを併設、乳幼児と保護者、一般小学生、中高生を対象に多様な活動を行っており、要保護児対策を含め、子どもの地域生活環境の改善活動をしている。

ア 乳幼児と保護者に対する活動

- ・「子育ての仲間がほしい」「子育ての悩みの相談相手が欲しい」という親が多い。墨田区には2箇所の「子育てひろば」があるが、身近な利用には遠い。そこで11箇所の児童館では、学童達の来ない午前中だけこのひろば活動を行なっている。9時～12時に、0～3歳児親子の子育て活動を支援している。子育て指導よりも子育て仲間の学び合いに重点をおき、子育て相談員などが相談に応じて、子育て力の向上や、地域での子育て協力体制の担い手になるようにしている。

イ 小学生を対象にした活動

- ・児童館は、小学生の放課後の自由遊びや諸活動を本体事業としてきたが、全11館で「学童クラブ」を設置している。これは「子どもの居場所」性を強め、児童館機能の強化になっている。障害児や生活課題をもつ子どもの生活の場、心休まる場として適性があり、保護者の就労支援にもなっている。

- ・児童館の主流は、地域の子どもの「遊びの場」「体験の場」「学習の場」として様々なグループ活動にある。本来、子どもが自発的、自主的に展開する活動が重要だが、異年齢交流、世代交流、文化交流、地域行事参加、小キャンプなど貴重な経験を織り交ぜて遊びの展望を拡げることでもある。

- ・地域における子どもの「生活課題」「遊び」「仲間作り」など、地域課題に多面的に取り組むことが必要である。

ウ 中高生を対象とした活動

・これまで、中・高生のための活動は小学生に比べて弱かったが、どの児童館も開館時間を延長し、活動場所を改善して対応している。自我の形成期なので自主性を尊重し、また将来に向けて悩み多い時期なので 親身に相談に応じながら、活動テーマに沿ったクラブ作りを支援して、構成力・表現力・対話力などを育て、また、飲酒・喫煙・薬物・社会悪などへの抵抗力を強めることもこの時期必要である。

エ 地域の健全育成活動

・児童館は、館内において健全育成活動をするだけでなく、地域における子どもの実態を把握して、それに対応した取組をする。

・児童館は、地域における子どもの交友関係や心理面、生活面の問題に対して、個別的・集団的に援助すると共に、家庭や地域の子育てを支援する。

・児童館は、地域における子どもの実態やニーズを把握して、安全な環境、十分な遊び空間、健全な交流に向けて地域環境を改善するための活動をする。

・児童館は、子どもの振舞いや情報から、子どものいじめや不登校、家庭の育児放棄や虐待、薬物や犯罪の兆候を読み取って早期に発見し、専門機関と連携して対応し、その進展や波及を防止する。

オ 運営体制と地域ボランティアの育成

・児童館は、活動の「自発性」と「自主性」を基本理念とする。これは「ボランティア」の精神でもある。

・児童館が、館内で広汎な活動を進め、地域でも健全育成を支援するには、職員に豊かな専門性と人格性が求められる。その活動の幅と深さを拓くためには、多様な人材を登用して活動の幅を拓く必要があり、地域ボランティア育成が不可欠である。

・地域ボランティアは、地域の子ども健全育成の協力者となるだけでなく、その育成を阻害する地域環境を改善することで、地域の「福祉力」の強化に貢献する。児童館は地域福祉の推進拠点でもある。

3. 児童館の役割と機能

・これまで見てきたように、児童館の特徴は、①子どもの日常生活の中にあって、その受け皿として、また活性化、調整役として機能する、②様々な児童問題に介入して予防、安定、改善の措置を講じ、③小学校区（2校に1館）を単位として児童の健全育成活動の拠点となる施設であると言える。

・児童館の基本的な役割は、概ね次の5つにまとめられる。

ア 遊びを保障する

・遊びの効用は、子どもの人格の発達に必要不可欠な要素である。子どもは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を学び、自信や感性を磨き、立ち直る力を付け、こうして自主性・社会性・人間性を身に付けて成長する。生活の場から遊びが消え、学校だけに課題解決を求めれば混乱が生じる。子どもたちが自立を身に付ける絶好の場所が児童館である。

イ 安心・安全な居場所となる

・安心・安全は、子どもだけでなく働く親たちにとっても切実な関心事である。児童館は、併設する学童クラブで親の帰宅時間まで安全に過ごせて、その間に、他の施設にない各種の育成プログラムを利用でき、育児指導の乳幼児事業やひろば事業も開設されて、少子化対策から要保護対策まで幅広い効用を持っている。学童クラブは、子どもに適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、遊びと生活を支援することを通して、子どもの健全育成を図っている。従って、学童クラブは、まず、子どもの健康管理と情緒の安定を確保する必要がある。墨田区は、学校生活から切り離された放課後の生活の場として児童館に学童クラブを設置し、待機が発生する地域に学校等の空き教室を利用し、児童館学童クラブの分室として、定員を拡大してきた経緯がある。今後もこの方針を維持するとともに分室を設置する場合は、できる限り学校生活から独立した放課後の居場所としての環境整備が必要である。

ウ 児童問題の早期発見・早期対応

・地域から子どもの姿が消えて、問題行動が捉え難くなり手遅れになる事件が後を絶たない。児童館は、来館する子どもたちの様子や情報から、いじめや虐待、非行などを早期に発見して、家庭や学校や要保護児童対策地域協議会などと連携して対策を立て、健全育成の方向で見守りと働きかけができる。

エ 子どもにやさしいまちづくり

・児童館の役割は、館の中だけにあるのではなく、地域の親のグループ結成、中高生のボランティア育成、担当地域の幼保の子育て施設や団体、機関と連携・協力して、地域自体を健全育成の場として行くことにもある。また逆に、児童館自体が地域の健全育成の中心として相応しい事業・活動・運営の体制を整えることも大切である。こうして、子どもがまちのどこに居ても児童館と同じように守られ育つような地域社会にしたい。親の子育て力や地域の子育て力を支援し、町会や学校と協働体制を組み、子どもにやさしいまちづくりが進められれば素晴らしい。

オ 地域福祉活動の拠点

・遊びの場として生れた児童館は、子どもの生活の場で福祉機能を保障する拠点として、地域に必要な幅広い福祉活動を担う。しかし、それは福祉の品揃えを意味しない。むしろ、地域の福祉部品を組み立ててその地域特性に見合った福祉体制を構築することである。児童館は、児童健全育成分野における地域福祉活動拠点であるべきである。

第六章 おわりに

・医療・年金・介護に続く「子育ての社会保障」と言われる「子ども・子育て支援制度」が制定され、墨田区においても子育て体制の再編が進んでいる。その学齢部門の重要課題は、児童の健全育成を阻害する諸問題に立ち向かう体制作りである。

・墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会は、その中核を担う主要かつ最適な施策が児童館を中心とした児童健全育成であるとの結論に達した。

・今後、学齢部会を中心に具体的な事業計画の検討に入っていただきたく、ここに提言するものである。

学齢部会専門委員会の事業提案

1. 児童館のアピールについて

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リ スト)	事業内容(案)	目標 備考
1	○児童館でも乳幼児事業を行っていることをもっとPR すべきである。 ○児童館の拠点としてのイメージ発信、人が来て結びついてまた広がるという発信が必要である。	子育てに関する区ホームページのコーナーの作成	182	子ども・子育て支援に関する情報をわかりやすくみることが出来るコーナーを区のホームページの中に作成し、利用できるようにします。コーナーの中には、児童館での乳幼児事業の取組も紹介します。	既存事業の拡充
2	○児童館は地域の子どもたちと学齢の放課後を支えていることを、もっと知ってもらう必要がある。	いきいき子育てガイドブックの作成	188	出産準備や乳幼児の子育て、家庭教育、虐待防止、子育て支援の施策など、児童館での活用等も含めた、子育ての参考となるガイドブックを作成し、出産時等に配布します。	既存事業の拡充

2. ひろば事業の見直しについて

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リ スト)	事業内容(案)	目標 備考
3	○“ひろば”事業は拡充する必要がある。 ○児童館でも“ひろば”を行っていることをもっと知ってもらう必要がある。 ○区の乳幼児事業は、事業への親の参加を促す活動も含め、何を目的として活動しているかをはっきりさせる必要がある。	子育てひろば (地域子育て支援拠点事業)	61	地域の子育て家庭を支援するために、子育てひろば(両国・文花)、児童館等で行われている、子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談活動の拡充を図ります。また子育ての地域拠点としての機能を強化する為、“ひろば”に係るネットワークの強化を図るとともに、子育て支援総合センターの機能、役割等の見直しを図ります。	既存事業の拡充・改革
4	○“ひろば”のネットワークを強化することが必要である。	児童館の乳幼児事業 (居場所づくり)	67	地域の子育て家庭支援のために、児童館等で子供同士、親同士の交流、親の事業への参画や仲間作りの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。	既存事業の拡充

3. 児童館職員の質の向上について

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リスト)	事業内容(案)	目標 備考
5	○これからの児童館職員は、参加型だけでなくコーディネーター型の資質が必要である。 ○児童館活動にボランティアの人材を確保することは重要なことである。その為にも子どもの親や子供と触れ合う地域の人がボランティアとして児童館活動に参加してくれるよう、ボランティア・コーディネーターとしての役割を職員は果たすことが求められている。 ○児童館館長会の研修担当を通じて発表会を行っているが、学童クラブ・児童館・コミュニティ会館・民間も含めて一つの研修会が出来ると良い。 ○他の施設との交流を通じての研修は、理念的ではなく、実践的・効果的な研修であり、必要である。	(仮)児童館・学童クラブ等職員の合同研修	新規 もしくは 既存No.1の拡充	児童館の各活動への活用と充実を図り、また、児童館が地域の子どもの拠点となるよう、児童館職員の質の向上と情報交換のため、合同による研修を実施します。 学童クラブ指導員の研修による資格取得を促進します。	

4. 地域子育て拠点事業と児童館について

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リスト)	事業内容(案)	目標 備考
6	○地域子育て拠点事業は、どういう場所で、どのような事業・プログラムを展開するのか？ ○墨田区の児童館は、乳幼児事業から相談事業まで幅広く展開しており、既に拠点になっているのでは。 ○子どもや親に、児童館職員が区のサービスについて案内出来るようになれば、さらに拠点的機能を果たす。	(仮)子どもの保育・健全育成コンシエルジェ事業 (地域子育て支援拠点事業)	新規	「子育て人材育成・活用ネットワーク化事業(既存No.156)」等を受けつつ、保育専門相談から健全育成相談まで出来る相談専門窓口を、全児童館に配置し、保育を希望する保護者や小中学生の保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に最も合うサービス等の情報提供を行います。	
7	○児童館で、子供子育て、健全育成に関わる利用サービスのプランニングが立てられないか。墨田区でもケアマネージャーの子育て版の仕組みを検討してはどうか。 ○児童館内にコンシエルジェ機能が必要である。	保育コンシエルジェ事業 (利用者支援事業)	H25年 試行 H26年 実施 拡充	「育児相談・出張育児相談(既存No.49)」等を活用し、保育専門相談員(保育コンシエルジェ)が、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に最も合う保育サービスの提供を、児童館においても可能となるように図ります。	既存事業の拡充(範囲と人員の確保)

5. 地域の子育て拠点施設について

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リス スト)	事業内容(案)	目標 備考
8	○幼保小中連携の必要性からは、子育てから福祉課題まで取組む児童館等をネットワーク化した拠点的な機能の強化を図ることが必要である。 ○要保護対策も含め青少年までの対応は、どういう場所で、どのような事業・プログラムを展開するのか？ ○両国と文花の子育て広場は、親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流し、子育てに関する悩みを話し合ったり、情報交換ができる場所として拠点的な役割をはたしているが、児童館もそうした活動をしている。子ども総合支援センターの機能も含め、拠点のネットワーク化を図ることが必要である。	(仮) 拠点のネットワーク化と子育て支援総合センターの機能強化	新規	虐待や子どもの貧困等の要保護児童対策の専門的対応も含め、地域の子育てのネットワークの拠点としての子育て支援総合センターの機能の拡充を図り、総合的な解決が可能な施設を目指します。	

6. 地域子育て拠点事業と児童館について

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リス スト)	事業内容(案)	目標 備考
9	○放課後も子どもが安らいで過ごせる場所が必要。それは、親の就労状況からも求められる。 ○放課後も子どもを学校の中に囲ってしまう学校の放課後プランは、子どもにとっては懸念されることである。	(仮) 小学校教員・児童館(学童クラブ)職員の交流	新規	子どもの放課後の居場所へ、小学校教員と児童館(学童クラブ)職員が交流して相互で補助的な役割を果たす中で、学級運営等に活用します。	
10	○墨田区の児童館は放課後の子どもの学習支援も行っている。学校の放課後プログラムへの児童館からの応援は可能ですし、実際にはさくら橋で実施している。しかし、そういうところは、自由な行き来があって、重層的な支援がある中で出来ることと思う。	学校支援ネットワーク事業	135	教育委員会事務局内に設置した「学校支援ネットワーク本部」に、学校と学校支援ボランティアをつなぐ役割を担う「地域コーディネーター」を配置し、教育活動に地域人材の積極的な活用を図ります。	既存事業の拡充(対象の拡充)
11	○高学年の放課後健全育成については未知数で状況が読めない。 ○私立の学童クラブでは希望する高学年を学童クラブに登録させているが、来館回数が少なく、特別会員として低額にしている。	(仮) 高学年の放課後の居場所の確保	No.1 児童館事業の拡充	公立の児童館においては、事前登録制による児童の自立に向けた支援事業を行います。私立の学童クラブにおいては、特別会員として登録し、希望する日に来館できるようにします。	

7. 連携の必要性について

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リスト)	事業内容(案)	目標 備考
12	○児童館は、人と地域とが“集まる”・“つなぐ”・“つながる”、の中 間的機能をもっているし、そうし た機能を強化する必要がある。 ○保育園と児童館はひろば事業 で繋がっているが、保育園との 連携強化は一層、必要なこと である。	幼保小中一 貫教育の推 進(すみだ 教育研究 所)	25	子どもたちの健全育成や学力向上を 図るため、幼稚園(保育園)、小学校、 中学校の各課程への移行を、児童館 事業も活用しながら円滑に接続し、子 どもたち一人ひとりの発達に応じたき め細かい教育を系統的・計画的に進 めます。	既 存 事 業 に 児 童 館 を含める
13	○全区的な幼保小中の連絡会 はあるが、幼保小中の連携に福 祉的視点を入れ、児童館も連携 に入ることが大切ではないか。 ○要対協は、児童館の学習支 援はありがたいことであるとの認 識を持っている。要対協との連 携も必要なことである。	学童クラブと 放課後子供 教室との連 携	新規	共働き家庭等の「小一」の壁を打破す るとともに、次代を担う人材を育成す るため、全ての就学児童が放課後等を 安全・安心に過ごし、多様な体験・活 動を行うことができるよう、一体型を中 心とした放課後児童クラブ及び放課後 子供教室の計画的な整備を進めま す。	※ 子 ど も 課 と 生 涯 学 習 課 と の 協 議 事 項
14	○学童クラブ・児童館・コミュニ ティセンター・民間を1つとした協 議会を設立し、連携した研修等 を実施したい。 ○区には、連携システムを後押 しして欲しいし、情報交換の場 等も設置してほしい。	児 童 館 ・ 学 童 ク ラ ブ 等 連絡協議会 の設置	新規	児童館・学童クラブ等の連絡協議会を 設置し、学校連絡協議会、青少年育 成委員会、要保護児童対策地域協議 会等の既存の各組織との連携を図り つつ、情報交換や研修などを通じて、 墨田区の子ども・子育て、健全育成の 促進を図ります。	

8. 「放課後子ども総合プラン」について

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リスト)	事業内容(案)	目標 備考
15	○児童の放課後の過ごし方 には、教育や福祉も含めた色々な 関係者の連携が必要である。 ○国から出された「放課後子ども 総合プラン」についての具体的 な方策も検討する必要がある。	墨田区子ど も・子育て健 全育成運営 委員会の設 置	新規	教育や福祉などの多様な機関と連携 する「墨田区子ども・子育て健全育 成運営委員会」が、墨田区における総 合的な放課後対策のあり方について十 分な協議を行い、指針を示します。	

9. 墨田区児童館のあり方について

No.	学齢部会専門委員会での意見	事業名	新規 既存No. (区の計画リ スト)	事業内容(案)	目標 備考
16	○“子どもの健全育成とは”、墨田区の“児童館は何を目指すのか”といったことのビジョンが必要である。 ○期待される“児童館とは”、次世代の“児童館機能とは”といった事を明らかにし、行政も区民も共有する必要がある。 ○児童館は、次世代育成計画の核と成りうるし、次世代育成計画の沢山のプログラムを結びつけていく“ノット”(結び目)の役割を果たすところではないか。 ○児童館は、中高生のたまり場、幼児連れのお母さんが遊びに行く所、学童の子が行く所といった固定のイメージから、例えば、“子どもが豊かに育つまち”づくりの子ども総合センターであるといったイメージを戦略的にを示す必要がある。 ○児童館についての教育関係者等との協働のシンポジウムを持ちたい。	(仮)墨田区・次世代に向けた新児童館構想策定調査 ※(仮)墨田区・次世代に向けた児童館の在り方についてのシンポジウムの開催 ※(仮)墨田区“児童館祭”の開催	新規	10年、20年先を見据えた墨田区児童館のあり方の指針を示すため、検討委員会等で構想策定を行います。 上記構想策定調査の一環として、教育関係者や児童福祉関係者、そしてまちづくりに関わる幅広い分野の専門家・区民とによるシンポジウム及び墨田区全児童館による児童館祭を開催し、地域の人との交流や児童館のPRを行います。	

墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
委員長	野原 健治	興望館館長
委 員	服部 榮	雲柱社理事長
委 員	布施 英雄	共愛館理事長
委 員	片渕 淳子	江東橋児童館館長
委 員	山田 恭平	八広はなみずき児童館館長
委 員	榊原 澄子	区民活動推進課・健全育成アドバイザー

墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会検討経過

第1回	平成26年8月5日(火) 午後2時～4時	・委員紹介 ・「墨田区子ども・子育て会議」及び「学齢部会」の経過報告 ・墨田区の学童クラブの課題について ・児童館の機能と運営について
第2回	平成26年8月21日(木) 午後2時～4時	・児童館の現状について ・今後の墨田区における健全育成施策と児童館の役割について ・要保護児童と児童館の関わりについて
第3回	平成26年9月5日(金) 午後2時～4時	・児童館の現状について ・今後の墨田区における健全育成施策と児童館の役割（提言）について
第4回	平成26年9月22日(月) 午後2時～4時	・今後の墨田区における健全育成施策と児童館の役割（提言）の最終まとめについて

墨田区乳幼児WG専門委員会報告書

- 幼児教育・保育と地域子育て支援の質的向上について -

- 子ども・子育て支援新制度は、保育の量的な拡充のみならず、教育・保育の質を向上させることが目的として掲げられている。また、幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型教育保育要領においても同様である。そして、墨田区子ども・子育て会議においても、保育の質的向上および地域の子育て力の向上等についても方針として掲げられている。そのため、墨田区の保育の現場の状況を踏まえるとともに、墨田区の保育および子育て支援の質についての考え方を整理し、質の向上のための具体的な事業計画を提言することを目的として専門委員会が設置された。本報告書は、その概要のまとめを報告するものである。

1 保育の質の向上

(1) 保育の質の重要性

近年、OECDではstarting strong（人生のスタートを力強く）というスローガンを掲げ、保育の質の重要性およびそのための投資の必要について述べている。それは、保育の質の高さが、その後のその子の成長により影響を与え、その国の将来に影響を与える可能性があるからである。

保育の質は、簡単に定義することはできないが、次の3つの視点から捉えることができる（大宮2006）。一つめは、プロセスの質で、日常の保育の実践そのものである。日常の保育の中で子どもと保育者の相互作用であり、環境構成によっても左右される。二つめは、条件の質である。クラスの子どもの人数や大人と子どもの比率、保育者の経験年数、学歴、研修体制に左右される。最後は、保育者の労働環境の質である。給与や仕事への満足度、運営への参加やストレス等があげられる。

新制度においては、このような保育の質の向上がますます求められている。

(2) 墨田区における取り組み

墨田区においても、これまで保育の質的向上に関連する取り組みが行われている。たとえば、一貫的な教育の取り組みがこれまで行われてきている。それは、中学校区を単位とし、保育所・幼稚園・小学校・中学校が連携しながら、一貫的な教育・研究の取り組みなどである。特に、保育所や幼稚園においては、小学校との連携や接続の重要性が叫ばれる中で、こうした取り組みの意義は大きい。

また、それぞれの園の努力のみならず、公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園など、それぞれの団体においても質的向上のための努力が行われてきた。

(3) 「保育の質」向上に関する方向性

子ども子育て支援新制度において、保育の質的向上は重要な課題であるが、その切り口は上でも述べたように、多岐にわたるものである。新制度はある意味では、保育の市場化に向けて動くものでもある。それは、ともする保育のサービス化につながる可能性を有しており、保護者をサービスの受け手にしてしまう方向性を生み出し、安易な競争化を生みだすものとなりかねない。むしろ大切なことは、それぞれの園による保育の特色の違いはあれ、乳幼児期の子どもの成長発達に大切なものは共通であり、それを共に高め合っていくことが求められる。

それは、保育所・幼稚園、公立・私立の枠を超えた、またそれぞれのよさを生かし、共に高め合う体制が重要であると同時に、保護者をも巻き込んだ協同的な取り組みが必要である。それが、

新制度 において、地域の子ども・子育て会議が創出された大きな意義とも考えられる。

特に、小学校への接続も意識した保育のあり方はそれぞれに共通の課題である。墨田区ではこれまで一貫教育としての取り組みを行ってきたことも生かしていくことが可能であろう。幼稚園教育要領などでは、特に 5 歳児を中心とした「協同的な学び」（共通のテーマを持って、子ども同士が主体的に進めていく活動）を行うことが、小学校に向かう学びへの意識を培う重要な取り組みであると述べられている。そのような、「協同的な学び」を一つの基軸に研修を行っていくことも、保育の質を高めて行く上での一つの方向性であろう。

2 地域子育て支援の質的向上

（１）地域子育て支援の重要性

子ども・子育て支援制度において、地域の子育て支援の重要性がうたわれている。特に、地域子育て支援拠点や、一時預かりの充実などがあげられている。現代の子育て環境は、地域のコミュニティの弱体化の中で、孤立化し、密室育児となるなど、それに伴う困難も生じている。子育てストレスや虐待などの問題の背景には、こうした子育て環境の変化が存在する。片働き家庭は当然のこと、共働き家庭においても育児休暇中など、地域の中で子育てを行う中で、乳幼児の親子のサポートが重要な機能となる。

そのため、親子がいつでも自由に集うことのできる地域子育て支援拠点などの充実が不可欠である。それは、親子が自由に集う中で子育て仲間ができるなどの交流機能のほか、同じ親同士、あるいは専門家などに気軽に相談できる機能、自分の用事などがあるときに一時的に預かってもらうことができる機能など、多様な機能が求められる。さらに、そうした多様な支援ニーズに対して、親子を必要な支援につなぐような利用者支援事業なども新制度の中では、取り上げられている。

（２）墨田区における地域子育て支援の現状

墨田区では、これまで、地域子育て支援の取り組みの整備を積極的に行ってきた経緯がある。現状としては、地域子育て支援拠点事業は、子育てひろば 2 箇所、子育てサロン 1 箇所、児童館 11 箇所の計 14 か所で運営されている。子育てひろばと子育てサロンは、乳幼児を対象とした施設である一方、児童館は学童保育としても利用されており、18 歳までの幅広い年齢の子どもたちに利用されている。

墨田区の場合、これまでの取り組みの中で、地域子育て支援の整備が積極的に行われてきた経緯がある。とても評価すべきである。

（３）地域子育て支援の展望と課題

地域子育て支援拠点（子育てひろば）や一時預かりなどの地域の子育て支援サービスの利用ニーズは、今後も増加することが予想される。そのため、墨田区においても、さらに安心して子育てができるよう支援機能を充実させていくことが求められる。

子育てひろばの利用者の中には、開催する講座などイベントに参加するために、複数の施設に訪れる保護者も少なからず存在する。もちろん、このような利用の仕方でもよいのであるが、子育てひろばが親子にとってさらに安心できる「居場所」となるような工夫も求められる。そのためには、さらにひろばでの交流機能を高め、親子同士のつながりを形成していくような取り組みが必要となる。また、親子が主体的に参加することを可能にするため、支援者と保護者が共に企画を作っていくなどの工夫も考えられる。親子のみならず、学生やシニアのボランティアなどもかかわる

ことで、地域のコミュニティが形成されることも期待される。

また、問題を抱えがちな子育て家庭を支える視点から、地域の目がとどかずに孤立する家庭を見守ることができるよう、地域子育て支援拠点（子育てひろば）同士の横のつながり、認定こども園や幼稚園、保育園、子育て支援総合センターとの役割の違う機関とつながりを強化し、地域における子育て支援ネットワークを構築することが求められる。

さらに、子育てひろばが日曜日も運営されていることから、父親の利用も多く、また、「パパのための出産準備クラス」も人気で、子育てに関わる父親は確実に増加している。父親同士がつながりやすい環境をつくることにより、地域子育て支援拠点（子育てひろば）の居場所づくりに父親がより積極的参画することが期待される。

3 子ども主体の協同的な学びプロジェクトと域子育て支援拠点から繋がる地域子育て支援ネットワーク化の提案

これらの課題を踏まえ、平成 27 年度から取り組む事業として、「子ども主体の協同的な学びプロジェクト」と「地域子育て支援拠点から繋がる地域子育て支援ネットワーク実現に向けた勉強会」を提案する。

（１）子ども主体の協同的な学びプロジェクト

幼保連携型認定こども園の新設および既存園の移行にあたって、教育・保育の量的拡大とともに、教育・保育の質的向上が求められている。そのため、子ども主体の協同的な学びの実践に向けて、まずは発表園において実践し、実践活動の進捗確認および公開保育の実施のためのプロジェクト会議を開催する。

1）発表園における実践活動、公開保育

認定こども園、幼稚園、認可保育園発表園（４園）において、「子ども主体の協同的な学び」を実践する。その実践の状況や成果を公開保育で発表するとともに事例集としてとりまとめる。

●実施内容

- ・発表園ごとにアドバイザー１名が支援する。
- ・アドバイザーは、園が求める研修および相談活動を行う。（年３回）

例）実施方法の相談

参考事例の紹介

実践を見てアドバイス

公開保育の内容の相談 など

- ・実践の経過や成果を公開保育として発表する。

2）プロジェクト会議の開催

発表園における実践活動の経過の確認、アドバイス、および公開保育および事後検討会議の実施方法の検討のため、プロジェクト会議を開催する。（年３回）

●各回の検討内容（イメージ）

- 第１回：プロジェクトの内容の確認（１年間のスケジュール、実践にあたっての統一事項等）
- 第２回：プロジェクトの中間報告、公開保育の実施方法
- 第３回：公開保育後の事例集のとりまとめ

3) 公開保育

発表園における実践活動を公開保育形式で発表する。(発表園ごとに1回、計4回)

●公開保育の内容

- ・発表園職員およびプロジェクト会議メンバー、保護者等が参加する。
- ・公開保育による子ども主体の協同的な学びプロジェクト
- ・発表園職員、プロジェクト会議メンバーによる事後検討会を行う。

4) プロジェクト事例集の作成

子ども主体の協同的な学びプロジェクトの実施過程、プロジェクト発表会の発表内容、事後検討会の内容をプロジェクト事例集としてとりまとめる。

●事例集の活用イメージ

- ・保護者に伝える記録方法
- ・室内環境の工夫
- ・幼稚園、保育園と小学校との連携
- ・計画→実践→振り返り→園内共有→評価→次のカリキュラムのサイクル
- ・成果の定義(年齢ごとの育てたい子どもの力とは何か。)

(2) 地域子育て支援拠点から繋がる地域子育て支援ネットワークの実現に向けた勉強会

地域子育て支援拠点の機能向上、多様な実施施設の増加に備えて、地域子育て支援拠点間の情報共有、地域子育て支援拠点と他の施設との情報共有などを通じた地域ネットワーク強化にむけて、現状の把握と今後の方向性について検討するための勉強会を開催する。

●勉強会の内容(イメージ)

- ・墨田区内の地域子育て支援拠点の活動内容および課題の共有
- ・課題からいくつか論点を抽出し、区内や他区市町村の施設における活動事例等をレビュー
- ・パパのための出産準備クラスの受講生や子育てひろばを利用するパパなどのネットワーク化
- ・来年度取り組むモデル事業案を検討

4 次世代育成支援行動計画における事業への提案

基本目標②

方向性（２）子育て支援サービスの充実

6 1 子育てひろば◎ ★ （学専拡充）（乳専拡充） （子育て支援総合センター）

事業概要	・地域の子育て家庭支援のために、子育てひろば（両国・文花）、児童館等で、子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。 ・子育ての地域拠点の機能を強化するために、子育てひろばに係るネットワークの強化を図ります。 ・利用者が主体的に居場所づくりに関われるよう、利用者が事業企画することを段階的に支援できるプログラムやメニューを作成し、その利用を促すイベント等を実施します。	
計画目標	実績（平成25年度）	事業目標
	・子育てひろば 2か所 ・両国子育てひろば利用者数 28,788人 ・文花子育てひろば利用者数 28,618人 ・全区立児童館（11館）で実施	充実を図る。

方向性（３）認定こども園・保育所・幼稚園等の教育・保育サービスの拡充と質の向上

【乳専新規】子ども主体の協同的な学びプロジェクト （子ども課）

事業概要	・子どもが豊かに学ぶための「保育の質」を向上させるため、子どもが主体の協同的な学びを実践します。 ・認定こども園、幼稚園、認可保育園のモデル園において、日々の保育の中からプロジェクトを見つけ、地域や小学校との連携も視野にいれ、その実践結果を公開保育で発表します。その成果を踏まえて全施設に取り組みを広めます。	
計画目標	実績（平成25年度）	事業目標

基本目標④

方向性（１） 親同士のつながりと子育て力の育成

129 出産準備クラス・パパのための出産準備クラス（乳専拡充）

（向島保健センター、本所保健センター）

事業概要	・妊娠・出産・育児に関する知識習得や参加者の交流を図ることで、地域での孤立化を防止、育児支援に役立てます。 ・受講者同士のつながりを促し、出産後も継続したかかわりを保てるよう支援します。	
計画目標	実績（平成25年度）	事業目標
	【出産準備クラス】 ・開催回数 60回 ・参加者数 595人 【パパのための出産準備クラス】 ・開催回数 13回 ・参加者数 447人 【出産準備クラス心理講座】 ・開催回数 10回 86人	充実を図る。

方向性（２） 個々のニーズに即した子育て支援ネットワークの構築

【学専・乳専新規】子育て支援ネットワークの構築

（子育て支援課）

事業概要	・子育ての地域拠点としての機能を強化するため、子育て支援総合センターの機能や役割の強化とともに、子育てに係る各種関係機関によるネットワークの強化を図ります。 ・家庭への支援の目が届かずに孤立することを防ぐため、子育て支援総合センター、子育てひろば、子どもサロン、認定こども園、保育園、児童館等の地域子育て支援拠点（子育てひろば）における地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業）の機能を中心とし、保育園・幼稚園等の保育施設、児童館、学校、町会・自治会等のネットワークを構築します。	
計画目標	実績（平成25年度）	事業目標

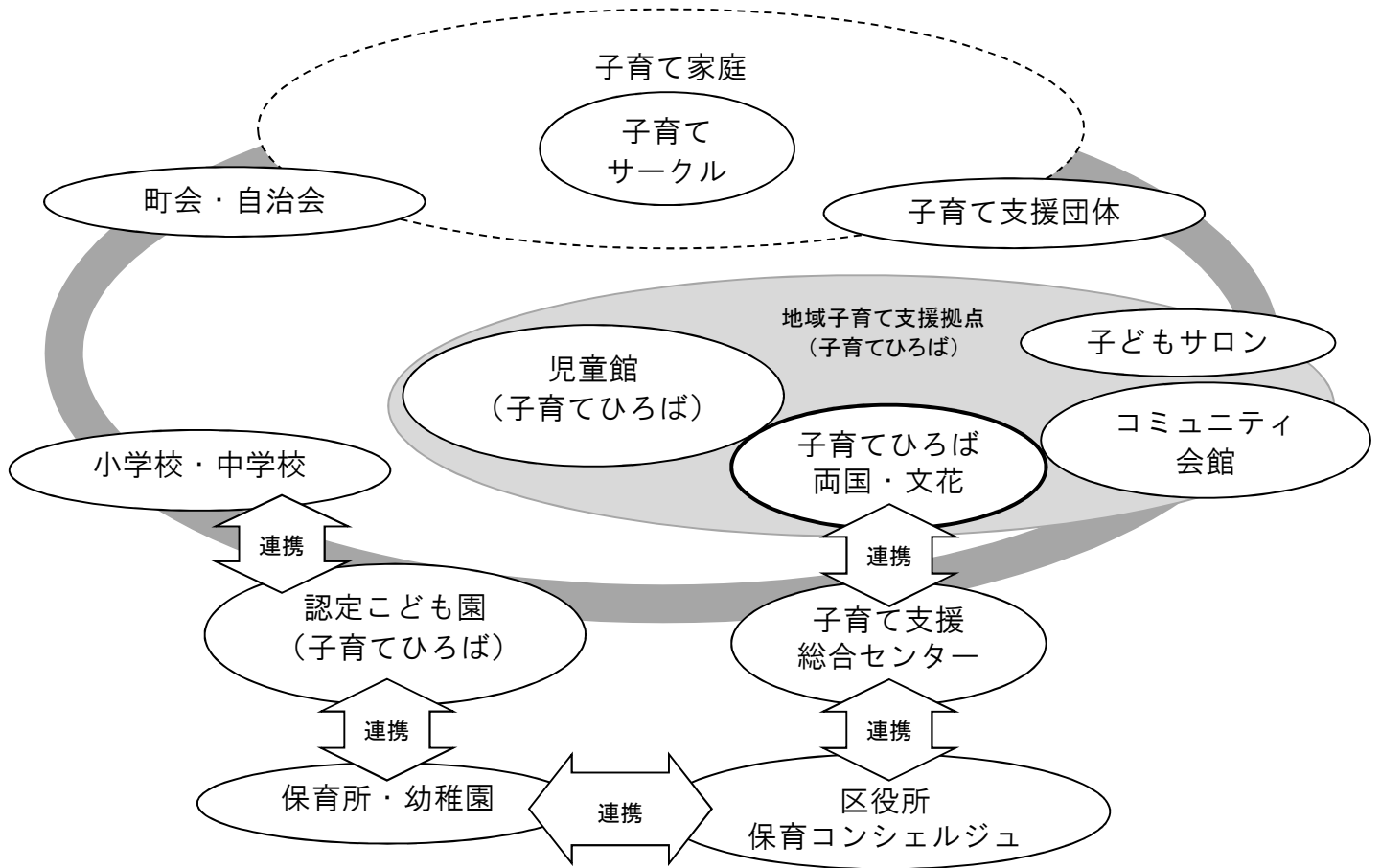
【乳専新規】地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業） ★

（子育て支援課？）

事業概要	・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	
計画目標	実績（平成25年度）	事業目標
		子育て支援総合センター、子育てひろば、認定こども園、保育園、児童館、区役所における実施拡大

■地域子育て支援ネットワークの検討イメージ図

中学校通学区＝地域子育て支援拠点ごとにネットワークを構築する



墨田区子ども・子育て会議乳幼児WG専門委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
委員長	大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
委 員	高嶋 景子	田園調布学園大学子ども未来学部准教授
委 員	近藤 ゆき江	八広幼稚園長
委 員	宮本 佳代子	花園保育園長
委 員	三幣 典子	光の園保育学校園長
委 員	財津 亜紀子	文花子育てひろば施設長
委 員	本多 美絵子	両国幼稚園副園長

墨田区子ども・子育て会議乳幼児WG専門委員会検討経過

第1回	平成26年10月10日(金) 午後6時30分～8時30分	・乳幼児部会専門委員会の目的について ・「保育の質」の捉え方について ・他の自治体の取り組みからについて ・「保育の質」の課題と方向性について
第2回	平成26年10月31日(金) 午後6時30分～8時30分	・保育の質的向上に関するプロジェクトについて ・地域子育て支援の質的向上について
第3回	平成26年11月11日(火) 午後6時30分～8時30分	・子ども主体の協同的な学びプロジェクトについて ・地域子育て支援の質的向上について

計画事業の詳細資料

※墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議において説明等をしたもの

- ・ No. 6[放課後子ども教室]、No. 7[放課後子ども総合プランの推進]関連
「放課後子ども総合プランについて」
- ・ No. 81「既存保育所、幼稚園の認定こども園移行対応事業」、No. 95[区立認可保育所の民間活力の導入]関連
「墨田区保育所等整備計画」

26文科生第277号
雇児発0731第4号
平成26年7月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長
文部科学省大臣官房文教施設企画部長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子ども総合プラン」について

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。このため、国としては、現在、保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するためには、保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進め、平成26年5月の産業競争力会議課題別会合において、両省大臣名により、放課後児童クラブの受皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目指す方針を示したところです。また、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、「(略)いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定(略)」することとされ、これを踏まえ、別紙のとおり「放課後子ども総合プラン」を策定いたしました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

これに伴い、以下の通知は廃止いたします。ただし、これらの通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、平成27年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとします。このため、同日までに本通知に基づく取組に移行していただくよう、お願いいたします。

- ・「放課後子どもプラン」の推進について（平成 19 年 3 月 14 日 18 文科生第 531 号、雇児発第 0314003 号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
- ・「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について（平成 19 年 3 月 14 日 18 文科生第 532 号、雇児発第 0314004 号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
- ・「普通教室として使用しなくなった教室の放課後子どもプラン」への活用について（通知）（平成 20 年 11 月 28 日 20 文科施 363 号、雇児発第 1128002 号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
- ・「普通教室として使用しなくなった教室の活用について（通知）」（平成 21 年 6 月 25 日 21 施施助第 16 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(別紙)

「放課後子ども総合プラン」

1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

2 国全体の目標

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6（2）を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

3 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要である。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき本年秋に策定予定の新たな行動計画策定指針に記載し、市町村は行動計画策定指針に即し、（1）に掲げる内容について市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、行動計画策定指針に即し、（2）に掲げる内容について都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

（1）市町村行動計画に盛り込むべき内容

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

- ・放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

(2) 都道府県行動計画に盛り込むべき内容

- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

4 市町村の体制、役割等

(1) 運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

5 都道府県の体制、役割等

(1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者 等

② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

(2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健全な成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

① 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たること。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めること。

② 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用する場合であることに留意すること。

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

（２）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、子ども・子育て支援新制度施行後は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

さらに、学校施設の一時的な利用等を積極的に進め、多様な活動が実施できる場所を確保することが必要である。なお、放課後子供教室を毎日実施する場合と定期的に実施する場合とでは、以下の点に配慮すること。

放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境を整備すること。例えば、両事業の実施場所が同一の小学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすること。

また、放課後子供教室を定期的（週 1～2 回程度）に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すようにすること。

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取組の推進を図ることが重要である。

○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場を確保するとともに、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要であること。その際、実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童の受入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境への配慮にも十分留意すること。

○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことが必要であること。

その際、共通のプログラムの充実を図り、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましいこと。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する放課後児童クラブの児童が参加できるよう十分留意すること。

（３）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業を連携して実施できるようにすること。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

なお、両事業の一体的な、又は連携による取組に関するモデルケース等については、別途、提示する。

（４）学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

「放課後子ども総合プラン」の実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努めること。

なお、特別な支援を必要とする児童や、虐待、いじめを受けた児童など、特に配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携して適切に対応すること。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置したり、学校支援地域本部を活用するなど、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい。さらに、その協議会等を基盤として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展させることで、情報や課題等を共有し、協議をする仕組みづくりを行うことも有効であり、積極的に推進することが望まれる。

（５）民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当である。特に、自立度が高まる高学年の児童については、放課後の過ごし方として、塾や習い事等も重要な役割を担っていることに留意する必要がある。

放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、全ての児童の学習支援や多様なプログラムの充実を図るため、地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、これらの人材に加え、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わる NPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの人材の参画を促進していくことも望まれる。

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年7月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知）においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

8 市町村等の取組に対する支援

「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるため、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

墨田区保育所等整備計画

第1 計画策定の目的

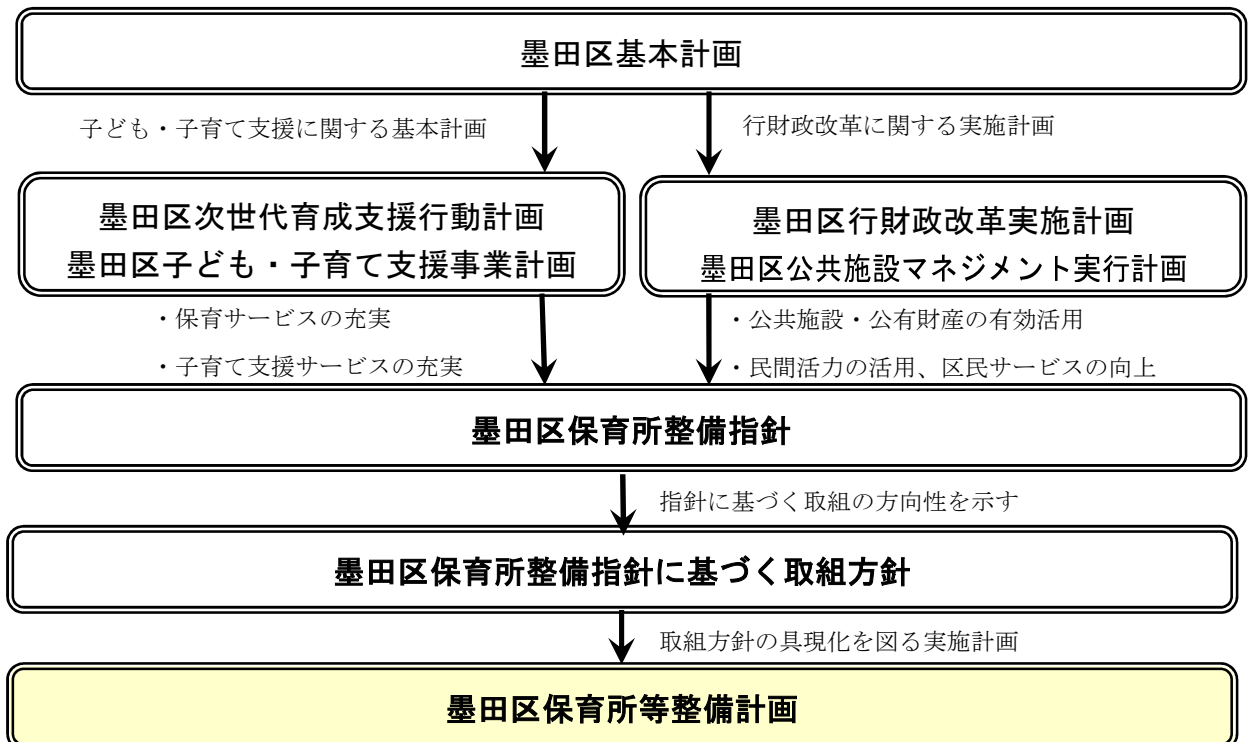
本区では、区内における保育所整備の考え方や方向性を明らかにした「墨田区保育所整備指針」（以下「指針」という。）を平成24年8月に策定した。中でも、喫緊の課題である保育所入所待機児童（以下「待機児童」という。）の解消については、平成25年9月に「墨田区待機児童解消計画」を策定し、保育の定員拡大やサービス拡充を重点的に取り組んできたところである。また、在宅で子育てを行っている家庭でも必要な場合に保育サービスを利用できる「緊急一時保育事業」「一時預かり事業」などといった保育サービスも拡充していく必要があり、全ての子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てをできる環境づくりが求められている。一方、中小零細事業所が多く集積し財政基盤が脆弱な本区は、東京スカイツリー®開業による経済波及効果が確実に現れ始めているものの、世界の経済情勢が不透明感を増す中、子ども・子育て支援新制度に基づく子育て支援策の拡充を始め、防災対策等の更なる充実など行政需要は増大・多様化しており、これらの行政需要に対応できる体制整備が必要となる。

このような背景の下、平成26年12月には、指針に基づく取組の方向性を示した「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」（以下「取組方針」という。）の策定を行った。本計画は、取組方針に基づき、増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくとともに、厳しい財政状況下にあっても、継続的・安定的に保育サービスを提供していくために策定するものである。

第2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援に関する基本計画である「墨田区次世代育成支援行動計画墨田区子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」と、行財政改革に関する実施計画である「墨田区行財政改革実施計画（平成24年1月）」の両計画を踏まえて保育所整備の方向性を定めた「墨田区保育所整備指針」及び「墨田区保育所整備指針に基づく取組方針」の具現化を図る実施計画である。

【計画体系図】



第3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間とする。

なお、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）と整合を図るとともに、各年度に進捗状況を確認し、新たな墨田区基本計画（平成28年度～平成32年度）及び墨田区行財政改革実施計画（平成28年度～平成32年度）、年少人口の動向、社会情勢の変化等により、計画内容と実態に乖離が生じた場合などは、必要に応じて計画の見直しを行う。

第4 計画の前提

1 保育の現状

(1) 墨田区保育所設置状況

(平成27年4月1日現在)

区分			施設数	保育定員（人）						小計	合計
				0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳			
認可	区立保育所	公設公営園	22園	133	314	392	443	1,034	2,316	5,665	
		公設民営園(※1)	5園	48	101	111	87	179	526		
	私立保育所	民設民営園	24園	204	351	395	428	840	2,218		
		認定こども園	1園	—	—	6	6	12	24		
認証保育所			10園	71	87	172			330		
小規模保育所			5園	18	65			83			
家庭的保育者			26人	72			72				
定期利用保育室			4園	17	79			96			

※1 公設民営園とは、区立認可保育所における指定管理者制度導入園である。(以下同じ。)

※2 分園は、本園と分園と合わせて1園として算出している。(以下同じ。)

(2) 認可保育所における保育サービス実施状況

(平成27年4月1日現在、単位：園)

区分	延長保育				緊急一時保育		一時	休日	年末	病後児
	1時間	2時間	3時間以上	計	定員内(※)	定員外	預かり	保育	保育	保育
公設公営園	13	—	—	13	22	8	—	—	1	—
公設民営園	—	2	3	5	5	1	3	1	3	—
民設民営園	6	13	5	24	24	2	4	1	24	1

※ 定員内は、保育定員に空きがある場合に、空き人数を上限として受け入れる。

2 計画の範囲

本計画は、原則として、既存の区立認可保育所に関する管理運営を計画の範囲とする。

第5 基幹園の設置

1 メリット

基幹園は、取組方針「第4 基幹園の設置 1(2) 基幹園の役割」に示す役割を担うことにより、エリア内における保育所や関係機関とのつながりを強化するメリットがあるとともに、区と他園とのパイプ役として、円滑な情報交換等に寄与し、ひいては保育の質の向上への貢献が期待できる。

2 エリア区分

取組方針「第4 基幹園の設置 1 エリアの設定」に基づき、「すみだ幼保小中一貫教育推進計画」に沿った10ブロック（平成27年4月1日現在）に分ける。なお、本計画では、各ブロックにA～Jの記号を付定する。

【各ブロック、対象園（※は公設民営園）】

ブロック		小学校	幼稚園		保育所	
記号	中学校		区立	私立	区立認可	私立認可
A	桜堤	第二寺島 隅田 梅若	—	向島文化 墨田	鐘ヶ淵北 水神 しらひげ 梅若 すみだ あおやぎ※ 花園	ほがらか
B	吾孺第二	八広	八広	向島文化	長浦 八広	木ノ下
C	寺島	第三吾孺 第三寺島	第三寺島	墨田 言問	ひきふね※ 中川	さゆり ナースリー
D	吾孺立花	東吾孺 立花吾孺の森 中川	立花	—	たちばな 中川南 東あずま	厚生館
E	墨田	言問 第一寺島 小梅	—	言問 墨田	寺島 押上※	杉の子学園 小梅 グローバルキッズ押上園
F	文花	第四吾孺 押上 曳舟	曳舟	あづま あさひ	福神橋 文花 おむらい	興望館 共愛館
G	本所	外手 横川 業平	—	あさひ 両国 本所白百合	東駒形	育正 光の園 本所たから
H	両国	緑 両国 二葉	緑	江東学園 両国	江東橋 亀沢	墨田みどり こひつじ わらべみどり 両国・なかよし
I	縦川	中和 菊川	菊川	両国	立川	菊川 すみだ中和こころ すみだ川のほとり に笑顔咲く のびのび 両国すきっぷ
J	錦糸	錦糸 柳島	柳島	本所白百合	横川橋 太平 きんし※ 横川さくら※	まなびの森錦糸町 すこやか錦糸

（補足） 1 一部の園については、所属するブロックと実際の所在地が異なっている。

2 横川さくら保育園は0～2歳児園であるため、すみだ幼保小中一貫教育推進計画での位置付けはない。

4



3 基幹園の選定

取組方針「第4 基幹園の設置 2 基幹園選定の考え方」に基づき、以下のとおり各ブロックに基幹園を1園ずつ設置する。

◇Aブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
梅若保育園	基幹園	実施	114人	1	区所有（単独）
花園保育園	その他	未実施	119人	3	区所有（単独）
鐘ヶ淵北保育園	その他	実施	117人	1	都所有
水神保育園	その他	未実施	90人	3	都所有
しらひげ保育園	その他	実施	105人	1	都所有
すみだ保育園	その他	未実施	87人	1	都所有
あおやぎ保育園	公設民営園	実施	124人	4	区所有（単独）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所1園、認証保育所1園、家庭的保育者4人					
【評価概要】 ・梅若保育園は、0歳児保育を実施しており、100人を超える規模の園である。なお、梅若保育園は建物性能の向上を検討する。					

◇Bブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
八広保育園	基幹園	実施	120人	1（改築前）	区所有（単独）
長浦保育園	その他	実施	119人	3	都所有
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所1園、小規模保育所1園					
【評価概要】 ・八広保育園は、「基幹園」の位置付けを想定して改築した園である。					

◇Cブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
中川保育園	基幹園	実施	112人	1	区所有（単独）
ひきふね保育園	公設民営園	実施	111人	1	区所有（単独）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所2園、家庭的保育者1人					
【評価概要】 ・区立認可保育所（公設公営園）は、中川保育園のみのエリアである。なお、中川保育園は、建物性能の向上を検討する。					

◇Dブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
たちばな保育園	基幹園	実施	91人	3	区所有（単独）
東あずま保育園	その他	実施	118人	1	都所有
中川南保育園	その他	実施	114人	1	都所有
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所1園、小規模保育所1園、家庭的保育者2人					
【評価概要】					
・たちばな保育園は、区所有施設であり、公共施設白書の評価区分が「3」である。					

◇Eブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
寺島保育園	基幹園	未実施	94人	4	区所有（併設）
押上保育園	公設民営園	実施	101人	4	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所3園、認証保育所1園、家庭的保育者5人					
【評価概要】					
・区立認可保育所（公設公営園）は、寺島保育園のみのエリアである。なお、寺島保育園は、建物性能の向上及び0歳児保育の実施を検討する。					

◇Fブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
おむらい保育園	基幹園	実施	116人	3	都所有
文花保育園	その他	未実施	107人	4	区所有（併設）
福神橋保育園	その他	未実施	73人	1	都所有
【エリア内の保育施設】					
私立認可保育所2園、認証保育所2園、小規模保育所1園、家庭的保育者6人					
【評価概要】					
・おむらい保育園は、0歳児保育を実施しており、100人を超える規模の園である。					

◇Gブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
東駒形保育園	基幹園	未実施	67人	1	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所3園、小規模保育所1園、家庭的保育者2人					
【評価概要】					
・区立認可保育所（公設公営園）は、東駒形保育園のみである。なお、東駒形保育園は、建物性能の向上及び0歳児保育の実施を検討する。					

◇Hブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員（※）	公共施設白書 評価区分	所有形態
江東橋保育園	基幹園	実施	161人	3	区所有（併設）
亀沢保育園	その他	実施	96人	1（改築前）	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所4園、認証保育所1園、家庭的保育者5人					
【評価概要】 ※江東橋保育園の定員は分園含む。（分園は民間所有） ・江東橋保育園は、公共施設白書の評価区分が「3」である。 ・区立認可保育所（公設公営園）の中で、江東橋保育園は最大規模の保育所であり、分園も設置されている。					

◇Iブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員	公共施設白書 評価区分	所有形態
立川保育園	基幹園	未実施	91人	2	区所有（併設）
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所5園、認証保育所1園					
【評価概要】 ・区立認可保育所（公設公営園）は立川保育園のみである。なお、立川保育園は、建物性能の向上及び0歳児保育の実施を検討する。					

◇Jブロック◇

園名	位置付け	0歳児保育	定員（※）	公共施設白書 評価区分	所有形態
横川橋保育園	基幹園	実施	116人	1	区所有（単独）
太平保育園	その他	未実施	89人	2	区所有（単独）
きんし保育園	公設民営園	未実施	109人	2	都所有
横川さくら保育園	公設民営園	実施	81人	3	都所有
【エリア内の保育施設】 私立認可保育所2園、認証保育所4園、小規模保育所1園、家庭的保育者1人					
【評価概要】 ※横川さくら保育園の定員は分園含む。（分園は民間法人所有） ・横川橋保育園は、0歳児保育を実施しており、100人を超える規模の園である。なお、横川橋保育園は、建物性能の向上を検討する。					

4 基幹園設置までの流れ

(1) 認定こども園への移行

基幹園は、各エリア内のセンター機能を担うとともに、墨田区全体の保育水準の向上を図る役割を有している。さらに、子ども・子育て支援新制度の目的である「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上」の実現に向けて、他の保育所等に先立って取り組んでいく必要がある。また、墨田区子ども・子育て支援事業計画では、認定こども園の確保策として、区立認可保育所の認定こども園への移行を位置付けており、同計画との整合を図る必要がある。そこで、基幹園の候補園については、その前段として、原則「幼保連携型認定こども園」への移行を進めることとする。

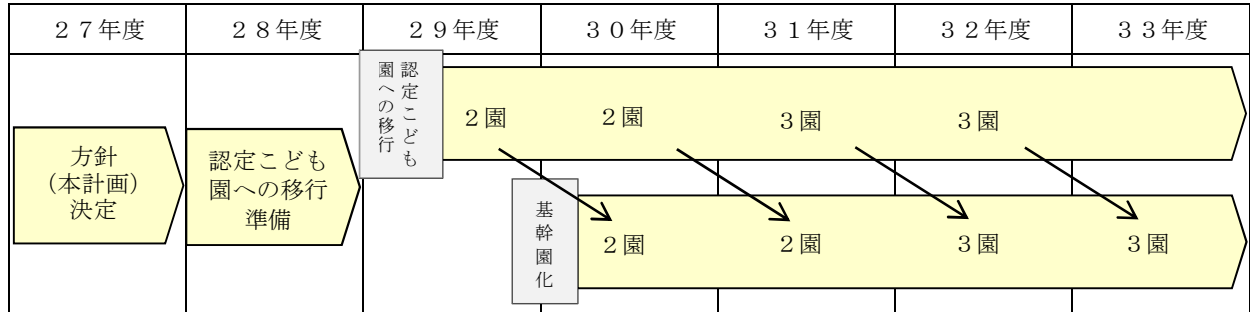
なお、基幹園以外の区立認可保育所は、後記「第6 民間活力の導入」の対象となることから、原則として、教育・保育の質の向上を図りつつ民間活力を導入することとし、導入後の基幹園の補佐機能を確保するため、「幼保連携型認定こども園」への移行を検討する。「幼保連携型認定こども園」への移行の時期は、基幹園の移行後に順次実施することとする。

(2) 基幹園化

基幹園の候補園は、基幹園としての役割を担うための具体的な体制や準備・研究期間を要することから、認定こども園へ移行した次年度に基幹園化することとする。

5 認定こども園への移行及び基幹園化のスケジュール

墨田区子ども・子育て支援事業計画に示すとおり、平成29年度以降、認定こども園への移行を行い、移行した園から順次、基幹園化することを目指す。なお、状況に応じて移行時期の前倒しも検討する。



6 認定こども園への移行及び基幹園化することによる当該園への対応

認定こども園は教育・保育の充実や地域の子ども・子育て支援等に取り組み、基幹園は各エリア内におけるセンター機能を有することから、他の関連施設との連携・協力等を実施することとなる。認定こども園への移行及び基幹園化における職員配置等については、今後検討を進めることとする。

第6 民間活力の導入

1 「公私連携」による運営形態

「公私連携」による運営形態は、子ども・子育て支援新制度において新たに定められた制度である。認定こども園法においては「公私連携幼保連携型認定こども園」、児童福祉法においては「公私連携型保育所」が規定されている。

「公私連携幼保連携型認定こども園」又は「公私連携型保育所」（以下「公私連携園」という。）は、一定の協定に基づき、区から土地・建物等の必要な設備の無償又は廉価による譲渡・貸付けや設置手続の特例等の協力を得て、区との連携の下に教育・保育等を行う幼保連携型認定こども園又は保育所をいう。運営は、これらの幼保連携型認定こども園又は保育所の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人とされており、幼保連携型認定こども園については学校法人又は社会福祉法人に限定されている。

施設類型 運営方式	保育所	認定こども園	
		保育所型認定こども園 ・保育所＋幼稚園機能（「学校」ではない） ・幼稚園機能における「3歳以上の保育の必要性のない子ども」の定員設定が必要 ・設置主体は、限定なし	幼保連携型認定こども園 ・「児童福祉施設」、「学校」の位置付け ・「3歳以上の保育の必要性のない子ども」の定員設定は必須ではない ・設置主体は、国・自治体・学校法人・社福法人に限定
公設公営 設置・運営主体：自治体	○	○	○
公設民営 設置主体：自治体 運営主体：民間	○ （現行通り）	○	× ※公立学校の管理・運営を包括的に民間委託することは、現行法制上認められていない。
公私連携 設置・運営主体：民間	○ 設置主体は民間法人 （限定なし） （児福法56条の8）	○ 設置主体は民間法人 （限定なし） （児福法56条の8、認定こども園法33条）	○ 設置主体は民間法人 （学校法人又は社福法人） （認定こども園法34条）

2 民間活力導入の手法

取組方針「第5 民間活力の導入 2 民間活力導入の手法」に示すとおり、公私連携制度の導入を踏まえた「民間移譲（民設民営）」を原則とし、公私連携制度導入が困難な場合は指定管理者制度を導入することとする。また、都が所有する施設に設置している保育所については、都の了承が得られた場合は公私連携制度の導入を検討するが、それ以外の場合は指定管理者制度を導入することとする。

【指定管理者制度導入、公私連携制度導入の主な相違点】

		保育の 実施決定	保育料の 決定・徴収	施設 ※土地は除く	園運営 職員雇用	事故責任
認 定 こども園	基幹園 (公設公営園)	区	区	区所有	区	区(※)
	認可 保育所		指定管理者制度導入 (公設民営園)	事業者		
認 定 こども園	公私連携制度導入 (民設民営園)		保育料の決定 は区が行い、徴 収は事業者が 行う。	事業者 所有・賃貸		事業者

※ 指定管理者制度を導入した場合（公設民営園）の事故責任は、指定管理者との協定（リスク分担）により定める。ただし、区は施設設置者として、また指導・監督する立場から利用者に対する最終的な責任を負うことになる。

3 指定管理者制度導入、公私連携制度導入における区運営費負担額の比較

項目	区運営費負担額 (単位：千円)	入所人員 (単位：人)	園児1人当たりコスト (単位：千円)	区立認可保育所との差 (単位：千円)
公設公営園（22園）	4,970,120	2,136	2,327	
公設民営園（5園） 【指定管理者制度導入】	1,053,470	528	1,996	331（削減率14.2%）
民設民営園（17園） 【公私連携制度導入】	2,768,730	1,618	1,712	615（削減率26.4%）

※1 平成25年度事業別コスト計算書及び平成25年度私立保育園運営費等補助実績による金額（区運営費負担額は保育料を含む。）である。

※2 民設民営園の国・都補助額を差し引いた園児1人当たりコストは、1,334千円（区立認可保育所との差993千円、削減率42.6%）である。

4 民間活力導入の標準スケジュール

民間活力の導入に当たっては、保護者への配慮や保育所を運営する法人の準備期間など、これまでの民間活力導入の検証結果も考慮して、指定管理者制度導入、公私連携制度導入の標準的なスケジュールを定める。また、民間活力の導入は、職員（保育士）の退職や新規採用に関する計画との整合を図る必要があることから、1年ごとに1～2園程度を実施していくこととする。

【標準スケジュール】

○指定管理者制度導入

- ・指定管理者制度導入の約2年半前（新年度入園案内時等）に対象園を発表する。
- ・指定管理者制度導入の2年前に事業者を選定する。
- ・指定管理者制度導入前1年間を保育の引継期間とする。

約2年半前	2年前	1年前	実施年
対象園決定 公募内容の調整	事業者選定	引継保育	指定管理者運営

○公私連携制度導入

- ・原則として、在園児が全員卒園した後に、公私連携制度を導入する。
- ・0歳児保育実施園は、公私連携制度導入の約6年半前（新年度入園案内時等）、0歳児保育未実施園は、公私連携制度導入の約5年半前に対象園を発表する。なお、入園希望者には公私連携制度導入を了解の上、入園申込みを行ってもらうよう、入園募集時には、募集案内等で対象園・時期等を再度周知する。
- ・公私連携制度導入の3年前に事業者を選定し、財産関係の調整等の準備を進める。
- ・公私連携制度導入前1年間を保育の引継期間とする。
- ・在園児の保護者から公私連携制度導入の了承が得られた場合には、スケジュールを前倒して実施することも検討する。

約6年半前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	実施年
対象園決定	公募内容の調整 (事業内容、売却額等)			事業者選定	事業調整	引継保育 区立廃園	私立開園
						※発表時の在園児が卒園	

※0歳児保育実施園の場合

5 民間活力導入園の選定

(1) 対象園

取組方針「第5 民間活力の導入 3 民間活力導入園選定の考え方」に基づき、基幹園以外の区立認可保育所を対象とする。本計画の計画期間においては、亀沢保育園とひきふね保育園について民間活力の導入を行うこととし、この2園以外にも1～2園程度の指定管理者制度の導入を行うこととする。

亀沢保育園は改築後、学童クラブとの複合施設になるため、公私連携制度の導入は困難であることから、指定管理者制度を導入し保育サービスを拡充する。ひきふね保育園は、公私連携制度を導入（建物譲渡）する。

(2) 財政効果（単年度）

基幹園以外の公設公営園（12園）の区運営費負担額2,871,518千円と比較して、全ての園に指定管理者制度を導入した場合、2,463,064千円（削減率14.2%）となり、全ての園に公私連携制度を導入した場合、2,112,608千円（削減率26.4%）となる。

※ コスト計算は、園児1人当たりコスト（前記3）×定員

(3) 民間活力導入に伴う保育サービスの拡充

民間活力導入により拡充する主な保育サービスは、「延長保育」「一時預かり事業」「休日保育」とし、併せて指定管理者制度及び公私連携制度の特色を生かした事業を展開していく。

ア 指定管理者制度導入園

○長時間延長保育（3時間以上）、一時預かり事業、休日保育を実施し、保育サービスの充実を図る。

イ 公私連携制度導入園

○運営法人の保育理念や保育方針に基づき、特色のある保育を実践し、多様な保育サービスを提供する。

○延長保育（2時間以上）を実施する。

○施設の状況を踏まえながら、一時預かり事業等の保育サービスの充実を図る。

○運営法人において、将来的な改築・改修を計画する。また、改築・改修時には、保育ニーズ等を見極めながら、定員拡大や一時預かり事業等の保育サービスの拡充などを行う。

(4) 区立認可保育所の統廃合

将来、年少人口の動向や社会情勢の変化等により、保育サービスの供給が過剰になり、需給調整が必要となった場合には、統廃合も含めて検討する。

6 民間活力の導入スケジュールと効果

本計画の期間内である平成32年度までに民間活力の導入準備が完了する2園を当初計画の対象とする。

(1) 指定管理者制度導入

ア 対象園

亀沢保育園

イ 主な選定理由

亀沢保育園は、保育所待機児童が多い地域である一方で、大江戸線両国駅までは約200mと立地条件に優れている。また、施設は老朽化に伴う改築を計画しており、新園舎の設計にお

いて定員拡大や一時預かり事業などの保育サービスの充実に必要なスペースを確保することが可能であることから、整備指針における公設民営園の役割を担う保育所として適当である。

ウ 導入スケジュール（概要）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本計画策定	事業者選定	引継保育	指定管理者運営
公募内容の調整			
	改築工事		新園舎開園

エ 指定管理者制度導入の効果

○保育サービスの拡充

延長保育（3時間）、一時預かり事業、休日保育

○財政効果（単年度比較）

31,776千円

《考え方》

園児1人当たりコスト（公設公営園単価－公設民営園単価）×定員

$(2,327,000 - 1,996,000) \times 96人 = 31,776,000円$

オ 対象園以外の指定管理者制度導入の方向性

年少人口や社会情勢の変化等に鑑みながら、各年度における指定管理者制度導入について検討を行う。

（2）公私連携制度導入（建物譲渡）

ア 対象園

ひきふね保育園

イ 主な選定理由

ひきふね保育園は、既に指定管理者制度を導入しており、円滑な公私連携制度導入が期待できる。また、施設の老朽化に伴い、将来的に大規模修繕を行う際に、国や都からの補助が見込まれることから、区の財政負担を軽減することができ、建物譲渡の効果が高い。

ウ 導入スケジュール（概要）※最短での公私連携制度導入の場合

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
本計画策定 移譲に関する調整 (指定管理制度含む)	次期指定 管理者 選定	引継保育 期間	事業調整		公立廃園 の準備	開園
指定管理者制度 (現行の指定管理期間)			指定管理者制度 (次期指定管理期間)			

エ 公私連携制度導入の効果

○保育サービスの拡充

法人独自の保育運営、将来的な改築等による定員拡大や一時預かり事業等の保育サービスの拡充

○財政効果（単年度比較）

31,524千円

《考え方》

園児1人当たりコスト（公設民営園単価－民設民営園単価）×定員

$(1,996,000 - 1,712,000) \times 111人 = 31,524,000円$

※公私連携制度導入後、事業者が改築をする場合、安心こども基金の基準額で積算すると、319,495千円の経費削減も見込まれる。

【積算根拠】（建物規模・工事費は八広保育園改築工事を参考）

区直営時の工事費：369,370千円

民設民営時における区負担額（歳入後）：49,875千円

$(安心こども基金基準額239,400千円 \times 5/24)$

オ 対象園以外の公私連携制度導入の方向性

あおやぎ保育園は、起債の償還が済み次第、将来的な公私連携制度導入（建物譲渡）を検討する。その他の園は、年少人口や社会情勢の変化等に鑑みながら、各年度における公私連携制度導入について検討を行う。

参考資料

体制及び検討経過

1 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議

(1) 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会に関する要綱

平成 17 年 5 月 12 日 17 墨福厚第 267 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 墨福子育第 2310 号

(趣旨)

第 1 条 墨田区の次世代育成支援に関する基本計画である「墨田区次世代育成支援行動計画」(以下「行動計画」という。)を、区民及び次世代育成支援に関する関係者の意見を広く反映させ、墨田区と協働により策定し、及び推進していくため、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成 25 年墨田区条例第 5 号)により設置した墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会(以下「推進協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第 2 条 推進協議会は、次世代育成支援に積極的に関与している個人、団体及び学識経験を有する者の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員 30 人以内をもって構成する。

2 前項の委員のうち、5 人以内については、一般公募により選出する。

(会長等)

第 3 条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、推進協議会の委員の互選により定める。

3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、行動計画の策定にあつては副会長、それ以外にあつてはあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(協議事項)

第 4 条 推進協議会は、次の事項を協議する。

(1) 行動計画の策定に関すること。

(2) 行動計画に基づく事業の推進に関すること。

(3) 行動計画の見直しに関すること。

(4) その他区長が必要と認める事項

(会議)

第 5 条 推進協議会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(分科会)

第 6 条 行動計画の策定に当たり、専門的かつ効果的に協議するため、推進協議会の委員で構成する分科会を置く。

2 分科会長は、当該分科会に属する委員の互選により定める。

3 分科会長は、必要に応じて分科会を招集し、主宰する。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者を分科会に出席させ、又はその者から意見を聴くことができる。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 8 条 推進協議会の庶務は、子ども・子育て支援部において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 墨田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 04 日条例第 40 号
改正 平成 29 年 3 月 30 日条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として墨田区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び区長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 墨田区子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(組織等)

第 4 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 30 人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 区内に在住する子どもの保護者で、公募により選定されたもの
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他区長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員のうちから互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 専門の事項を調査させるため、子ども・子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。

(会議の公開)

第 9 条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(関係者の出席等)

第 10 条 会長又は部会長は、それぞれ会議又は部会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 11 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援部において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 29 年 4 月 1 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属	ワーキンググループ	
			乳幼児	学 齢
会長	大豆生田 啓友	玉川大学大学院教育学研究科教授		
副会長	野 原 健 治	社会福祉法人興望館常務理事		○
委員	高 嶋 景 子	田園調布学園大学大学院人間学研究科教授	○	
委員	長 田 朋 久	横川さくら保育園長	◎	
委員	西 島 由 美	にしじま小児科院長	○	
委員	岡 田 真	江東学園幼稚園園長	○	
委員	服 部 榮	社会福祉法人雲柱社理事長		◎
委員	小 林 恵 子	両国子育てひろば施設長	○	
委員	押 田 剛	主任児童委員		○
委員	木村 美恵子	曳舟小学校PTA会長		○
委員	小 川 政 美	吾婦立花中学校PTA会長		○
委員	内 田 淳	青少年委員協議会委員		○
委員	根 里 美 佐	堅中地区青少年育成委員会委員長		○
委員	小 菅 崇 行	東京商工会議所墨田支部副会長		○
委員	中 村 信 幸	連合墨田地区協議会議長		○
委員	佐藤 まり子	ムーミン保育室施設長	○	
委員	賀 川 祐 二	NPO法人 病児保育を作る会代表理事	○	
委員	宮 村 柚 衣	ちゃのま保育園代表	○	
委員	本多 美絵子	両国幼稚園副園長	○	
委員	佐 藤 達 也	公募委員	○	
委員	関 舞 衣 子	公募委員	○	
委員	田 中 千 春	公募委員		○
委員	横 井 貴 広	公募委員		○
委員	近藤 ゆき江	八広幼稚園長	○	
委員	渡 邊 圭 三	東吾婦小学校長		○
委員	西 村 均	堅川中学校長		○
委員	桂 本 圭 子	寺島保育園長	○	

※ 敬称略、順不同 ◎はワーキンググループ長、○は担当ワーキンググループ

(平成30年1月31日現在)

事務局	石 井 秀 和	子ども・子育て支援部長
事務局	後 藤 隆 宏	教育委員会事務局次長
事務局	浮 田 康 宏	子育て支援課長
事務局	高 橋 義 之	子育て政策課長
事務局	金 子 明	子ども施設課長
事務局	村 田 里 美	子育て支援総合センター館長

(4) 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども子育て会議等検討経過

■ 墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会及び墨田区子ども・子育て会議

平成25年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	8月23日	会長・副会長の選任、新制度の概要説明、今後のスケジュール説明
第2回	10月7日	ワーキンググループの設置、ニーズ調査に係る調査票（最終案）の提示
臨時会	10月28日	墨田区次世代育成支援行動計画の成果等の説明、グループワーク（墨田区の子育て・子育てに関する良い点、悪い点を4班に分かれて討議）
臨時会	11月25日	インタビュー調査に係る事前調査票の検討
第3回	12月2日	ワーキンググループのメンバー構成確定、ニーズ調査集計結果の概要報告、インタビュー調査に係る事前調査票（確定版）の提示、シンポジウムの開催、すみだ子育て応援サイトの開設、グループワーク（「乳幼児の教育・保育に大事なこと」、「学齢期の教育に大事なこと」について4班に分かれて討議）
第4回	1月17日	12月2日のグループワークの整理、インタビュー調査結果の報告、小委員会の設置シンポジウムの素案について
第5回	3月5日	ニーズ調査の集計結果報告、教育・保育に関する提供区域の設定、量の見込みの算出小委員会の進め方

平成26年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	4月15日	26年度の委員及びスケジュール、教育・保育に係る量の見込み
第2回	5月26日	特定教育・保育施設に係る給付基準案・特定地域型保育事業に係る給付基準案、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・補正・確保策
第3回	6月30日	地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）案、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）案、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）案、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・補正・確保策
第4回	8月8日	(仮称)墨田区子ども・子育て支援事業計画 墨田区次世代育成支援行動計画、新制度の利用
第5回	9月30日	保育標準時間と保育短時間、保育料（利用者負担額）の設定、(仮称)墨田区子ども・子育て支援事業計画 墨田区次世代育成支援行動計画
第6回	10月17日	支給認定決定通知書、保育標準時間と保育短時間、保育料(利用者負担額)の設定、保育認定・指数(優先順位)、保育利用定員、子ども・子育て支援事業計画中間のまとめ
第7回	12月5日	消費税率10%先送りに伴う子ども・子育て支援新制度への影響
第8回	1月14日	区立幼稚園の利用者負担額（保育料等）、事業計画の素案の確認
第9回	2月23日	事業計画の素案について、パブリックコメントの結果について
第10回	3月18日	事業計画シンポジウムについて、来年度における会議の進め方について

平成 2 7 年度

	開催日	主 な 議 題
第 1 回	5 月 21 日	27 年度の委員及びスケジュール、委員任期満了に伴う改選、家庭的保育事業給食提供次世代育成支援後記行動計画の実績報告、教育・保育の質の評価
第 2 回	7 月 14 日	新任委員及び事務局異動者の紹介、事業計画における評価指標及び各事業の検証方法 新規保育園の利用定員、区内の待機児童数、ワーキンググループの進め方と検討結果報告
第 3 回	9 月 18 日	事業計画における評価指標及び各事業の検証方法、ワーキンググループの検討状況報告
第 4 回	11 月 17 日	28 年度保育施設利用申込、認可保育施設における利用調整基準(選考基準)の一部見直し 教育・保育の提供区域取扱い、墨田区保育所等整備計画、事業計画における評価指標及び 検証方法、子育て支援ネットワークづくり、3 歳児を受入れる保育園不足に関する意見書
第 5 回	1 月 28 日	病児・病後児保育の実施、小規模保育所の認可、3 歳児以上の受入れ不足に関する意見書 平成 28 年度実施予定のニーズ調査質問項目、協同的な学びプロジェクト公開保育の実施結果及び合同発表会の開催
第 6 回	3 月 15 日	28 年度実施予定のニーズ調査質問項目、協同的な学びプロジェクト合同発表会結果報告 28 年度会議スケジュール

平成 2 8 年度

	開催日	主 な 議 題
第 1 回	4 月 26 日	ニーズ調査質問項目、第 1 回評価指標ワーキンググループ報告、保育施設の今後の整備予定
第 2 回	5 月 24 日	第 1 回乳幼児ワーキンググループ専門部会報告、第 2 回評価指標ワーキンググループ報告 ニーズ調査諮問事項、待機児童解消計画(28・29 年度)、すみだタウンミーティングの開催
第 3 回	6 月 30 日	「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の 27 年度実績 及び 28 年度事業計画、待機児童解消計画(28・29 年度)、保育施設の今後の整備予定
第 4 回	10 月 5 日	ニーズ調査の実施結果報告、小規模保育所の認可、定期利用保育室の設置、国・都の緊急 対策を受けた対応、認可保育施設における利用調整基準(選考基準)の一部見直し
第 5 回	11 月 18 日	ニーズ調査の実施結果報告、保育施設の整備予定
第 6 回	2 月 2 日	ニーズ調査の実施結果報告、協同的な学びプロジェクトの公開保育実施結果及び合同発表 会開催、小規模保育事業者の認可にあたっての意見聴取、保育施設の今後の整備予定
第 7 回	3 月 16 日	ニーズ調査の実施結果報告及び「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て 支援事業計画」の見直し、協同的な学びプロジェクト合同発表会の実施結果

平成 2 9 年度

	開催日	主 な 議 題
第 1 回	4 月 19 日	「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し
第 2 回	5 月 16 日	「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し
第 3 回	7 月 31 日	「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し 「児童館の今後のあり方等」中間報告、認可保育施設の入所合計指数(最低指数)の公表
第 4 回	10 月 31 日	改選に伴う委員紹介並びに会長及び副会長の選任、「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」中間年の見直しによる改訂(案)

第5回	1月31日	「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂、パブリック・コメントの実施結果
-----	-------	---

■ ワーキンググループ

・乳幼児ワーキンググループ

平成26年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	4月25日	特定教育・保育施設に係る給付基準及び特定地域型保育事業に係る給付基準
第2回	5月14日	特定教育・保育施設に係る給付基準及び特定地域型保育事業に係る給付基準
第3回	5月23日	特定教育・保育施設に係る給付基準及び特定地域型保育事業に係る給付基準
第4回	6月5日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・補正・確保
第5回	6月17日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・補正・確保策
第6回	7月15日	保育の必要性の認定、教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み・補正・確保策
第7回	7月29日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・補正・確保策、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査
第8回	9月3日	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・補正・確保策、支給認定決定通知書、保育料（利用者負担額）の設定
第9回	10月8日	支給認定決定通知書、保育標準時間と保育短時間、保育料（利用者負担額）の設定、保育の必要性認定・指数（優先順位）
第10回	11月5日	事業計画の中間報告のまとめ、平成27年保育施設利用申込み案内（案）
第11回	12月22日	教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策
第12回	1月6日	事業計画の素案の確認

平成27年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	10月16日	認可保育施設における調整基準（選考基準）の一部見直し、教育・保育の提供区域の取扱 墨田区保育所等整備計画
第2回	12月16日	病児・病後児3保育の実施、小規模保育の認可、3歳児以上の受入れ不足に関する意見書 子育てネットワークづくり
第3回	1月13日	子育てネットワークづくり

・学齢ワーキンググループ

平成26年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	4月7日	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
第2回	5月12日	学齢ワーキンググループの今後の進め方等
第3回	6月9日	放課後子ども教室、学童クラブの在り方
第4回	7月22日	専門委員会設置の提案、要保護児童への対応、次世代計画策定の手順
第5回	9月10日	学童クラブの量の見込み・補正・確保策

第6回	10月9日	次世代育成支援行動計画、学童クラブの利用選考基準
第7回	11月13日	学童クラブ利用選考基準、事業計画の中間報告のまとめ
第8回	12月17日	ミニシンポジウム「墨田が変わる、日本を変える、ワーク・ライフ・バランス」
第9回	1月8日	事業計画の素案の確認

平成28年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	5月24日	放課後子ども教室及び学童クラブの設置状況、放課後子ども総合プランに関する28年度 の取組予定（放課後子ども教室と学童クラブの連携）
第2回	6月30日	第四吾嬬小学校の放課後子ども教室見学報告、放課後子ども教室及び学童クラブの現地訪問
第3回	10月5日	学齢ワーキンググループの実施中間報告

・評価指標検証ワーキンググループ

事業計画中間年の見直しに向けてのニーズ調査を行うにあたり、ニーズ調査の項目では把握しきれない“生の声”を拾い上げるとともに、同計画における「5年後の将来像」の評価指標の達成状況を検証するため、検証方法等の検討から検証実施、検証結果報告書の取りまとめまでを行う。

平成27年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	2月19日	評価指標検証ワーキンググループの目的等、各検討課題
第2回	3月24日	評価指標検証ワーキンググループの目的等、各検討課題

平成28年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	4月21日	評価指標検証ワーキンググループの目的等、各検討課題
第2回	5月18日	評価指標、ニーズ調査、インタビュー調査
第3回	6月30日	インタビュー調査、事前調査シート

■ 専門部会

・学齢専門部会

平成26年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	8月5日	委員紹介、「墨田区子ども・子育て会議」及び「学齢部会」経過報告、墨田区の学童クラブ の課題、児童館の機能と運営
第2回	8月21日	児童館の現状、今後の墨田区における健全育成施策と児童館の役割、要保護児童と児童館 の関わり
第3回	9月5日	児童館の現状、今後の墨田区における健全育成施策と児童館の役割（提言）
第4回	9月22日	今後の墨田区における健全育成施策と児童館の役割（提言）の最終まとめ

・乳幼児専門部会

平成26年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	10月10日	乳幼児部会専門委員会の目的、「保育の質」の捉え方、他の自治体の取組、「保育の質」の課題と方向性
第2回	10月31日	保育の質的向上に関するプロジェクト、地域子育て支援の質的向上
第3回	11月11日	子ども主体の協同的な学びプロジェクト、地域子育て支援の質的向上

平成27年度

	開催日	主 な 議 題
第1回	10月10日	乳幼児部会専門委員会の目的、「保育の質」の捉え方、他の自治体の取組、「保育の質」の課題と方向性
第2回	10月31日	保育の質的向上に関するプロジェクト、地域子育て支援の質的向上
第3回	11月11日	子ども主体の協同的な学びプロジェクト、地域子育て支援の質的向上

平成28年度（協同的な学びプロジェクト企画会議）

	開催日	主 な 議 題
第1回	5月16日	取組みの意義と計画の流れ、昨年度の取組状況報告、今後のスケジュール
第2回	7月13日	現在までの進捗状況報告、公開保育及び年度末における区民への発表会の日程調整、今後のスケジュール
第3回	11月7日	現在までの進捗状況報告、公開保育・区民への合同発表会準備、今後のスケジュール
第4回	2月7日	公開保育の実施結果報告、合同発表会の実施準備

平成29年度（協同的な学びプロジェクト企画会議）

	開催日	主 な 議 題
第1回	5月24日	協同的な学びプロジェクト概要
第2回	7月19日	現在までの進捗状況報告、公開保育及び年度末における区民への発表会の日程調整、今後のスケジュール
第3回	11月8日	現在までの進捗状況報告、公開保育・区民への合同発表会準備、今後のスケジュール
第4回	2月6日	公開保育の実施結果報告、合同発表会の実施準備

2 墨田区地域福祉計画推進本部

(1) 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成 5 年 12 月 21 日 5 墨厚厚第 555 号
改正 平成 29 年 3 月 21 日 28 墨福厚第 1595 号

(設置)

第 1 条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

- 第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副区長とする。
- 4 本部員は、教育長及び部長(部長相当職を含む。)の職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第 3 条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第 4 条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

- 第 5 条 推進本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。
- 4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

(事務局)

- 第 6 条 推進本部に事務局を置く。
- 2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 3 事務局長は、次の職務を行う。
- (1) 幹事会を招集し、主宰すること。
- (2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
- (3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。
- (4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第 2 号から第 4 号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 6 年 2 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会
企画経営室 政策担当課長
総務部 総務課長、人権同和・男女共同参画課長
総務部危機管理担当 防災課長、安全支援課長
区民部 窓口課長
地域力支援部 地域活動推進課長
産業観光部 産業振興課長
福祉保健部 厚生課長、生活福祉課、障害者福祉課長、介護保険課長、高齢者福祉課長、介護・医療連携調整担当副参事
福祉保健部保健衛生担当 保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
子ども・子育て支援部 子育て支援課長、子育て政策課長、子ども施設課長、子育て支援総合センター館長
都市計画部 都市計画課長
都市計画部危機管理担当 防災課長、安全支援課長
都市整備部 都市整備課長
都市整備部環境担当 環境保全課長
教育委員会事務局 庶務課長、指導室長

(2) 墨田区地域福祉計画推進本部等検討経過

■ 推進本部

平成26年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	7月8日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成25年度実績報告 平成26年度事業計画）
第2回	11月11日	墨田区子ども・子育て支援事業計画 墨田区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ
第3回	1月20日	墨田区子ども・子育て支援事業計画 墨田区次世代育成支援行動計画（案）

平成27年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	7月21日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成26年度実績報告 平成27年度事業計画）

平成28年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	7月19日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成27年度実績報告 平成28年度事業計画）

平成29年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	7月18日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成28年度実績報告 平成29年度事業計画）
第2回	10月24日	次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画 中間見直し
第3回	1月23日	次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画改訂 パブリック・コメントの実施結果

■ 幹事会

平成26年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	6月24日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成25年度実績報告 平成26年度事業計画）
第2回	10月24日	墨田区子ども・子育て支援事業計画 墨田区次世代育成支援行動計画 中間のまとめ
第3回	1月8日	墨田区子ども・子育て支援事業計画 墨田区次世代育成支援行動計画（案）

平成27年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	7月2日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成26年度実績報告 平成27年度事業計画）

平成28年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	7月1日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成27年度実績報告 平成28年度事業計画）

平成29年度

	開催日	議 題（子育て支援関連）
第1回	7月10日	墨田区次世代育成支援後期行動計画（平成28年度実績報告 平成29年度事業計画）
第2回	10月10日	次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画中間見直し
第3回	1月9日	次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画改訂 パブリック・コメントの実施結果

3 庁内連絡会

開催日	主 な 議 題
平成24年 7月26日	法案が成立した場合の区の対応、幼児教育と保育のあり方、その他子育て支援に関すること
平成25年 2月4日	子ども・子育て支援新制度の概要、子ども・子育て支援新制度の準備状況、子育て支援関係に係る推進体制、その他子育て支援に関すること
平成25年 5月28日	新制度の概要・準備状況、新制度を円滑に導入・運用するにあたっての懸案事項及びその対応策、子育て支援関係に係る推進体制、その他子育て支援に関すること
平成26年 8月12日	区の進捗状況について、今後の課題及びスケジュール、その他報告事項等

4 子ども・子育て支援新制度に関する説明会・意見公募等の状況

(1) 説明会

■子ども・子育て支援新制度利用者説明会

開催日時	平成 26 年 9 月 27 日（土） 午前 9 時 30 分～正午
開催場所／参加人数	すみだリバーサイドホール / 約 450 人
内容	・基調講演「子ども・子育て支援新制度ってな～に？ ー墨田区の子育て環境をもっとよくしていくためにー」 玉川大学教育学部教授 大豆生田 啓友 氏 ・区職員による新制度の詳細説明 ・各幼稚園・保育所等の個別施設説明（ブース設置）

■「聞いて！話して！子ども・子育て支援新制度出前説明会」（平成 26 年度）

開催日	会 場	参 加 者 数
10 月 25 日	フレンドリープラザ外出児童館	2 組
11 月 1 日	子育て支援総合センター	2 5 組
11 月 8 日	文花子育てひろば	5 0 組
11 月 15 日	フレンドリープラザ立川児童館	1 7 組
11 月 15 日	両国子育てひろば	5 4 組
11 月 22 日	フレンドリープラザ八広はなみずき児童館	5 4 組
12 月 6 日	フレンドリープラザ墨田児童会館	4 組
12 月 13 日	フレンドリープラザ江東橋児童館	8 組

(2) シンポジウム

■「聞いて！話して！子ども・子育て支援新制度」

開催日時	平成 26 年 3 月 2 日（日） 午前 10 時～午後 3 時
開催場所／参加人数	すみだ生涯学習センター / 約 250 人
内容	・基調講演「いまどきの子育てに必要なこと」 玉川大学教育学部准教授 大豆生田 啓友 氏 ・「子ども・子育て支援新制度」の概要説明 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 参事官補佐 須藤 圭亮 氏 ・区職員による「墨田区子ども・子育て会議」の概要説明 ・「ポジティブディシプリンセミナー」 ママリングス代表 落合 香代子 氏 ・座談会、レクリエーション等

■「聞いて！話して！子ども・子育て支援新制度スタート！」

開催日時	平成 27 年 3 月 21 日（土） 午前 10 時～午後 12 時 30 分
開催場所／参加人数	すみだ女性センター / 約 90 人
内容	・基調講演「いま、子育てにおいて大切なこと」 玉川大学教育学部教授 大豆生田 啓友 氏 ・区職員による事業計画の概要説明 ・出張型子育てひろば、事業計画に関するパネル展示、クイズラリー等

(3) パブリックコメント

■「子ども・子育て支援新制度に係る基準案」に関するパブリックコメント

意見の募集期間	平成 26 年 7 月 17 日～8 月 11 日
意見の状況	意見提出者（団体）数 30 人（意見総数 53 件）

■「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関するパブリックコメント

意見の募集期間	平成 27 年 1 月 30 日～2 月 19 日
意見の状況	意見提出者（団体）数 4 人（意見総数 8 件）

■「墨田区次世代育成支援行動推進計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」中間年の見直しによる改訂（案）についてのパブリックコメント

意見の募集期間	平成 29 年 12 月 4 日～12 月 26 日
意見の状況	意見提出者（団体）数 7 人（意見総数 16 件）

計画・事業に関する問合せ先

■ この計画に関する問合せ先

墨田区子ども・子育て支援部
 子育て支援課子育て計画担当
 TEL：03-5608-6084（直通）
 FAX：03-5608-6404
 Eメール：KOSODATE@city.sumida.lg.jp

■ 事業に関する問合せ先

墨田区役所
 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
 TEL：03-5608-1111（代表）
 ホームページ：<http://city.sumida.lg.jp/>
 ※ 代表電話にお掛けのうえ、所管する課をお伝えください。



つながる
墨田区

すみだ子育て・子育て応援宣言

墨田区次世代育成支援行動計画
墨田区子ども・子育て支援事業計画
(平成27年度～平成31年度)

平成 27 年 3 月
【平成 30 年 2 月改訂】

発行 墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
TEL : 03-5608-6084 (直通)
FAX : 03-5608-6404
E-mail : KOSODATE@city.sumida.lg.jp
